

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可及び届出事務（令和 5 年度）	39
第 1	改正前食品衛生法関係（令和 3 年 5 月 31 日まで）	39
第 2	改正後食品衛生法関係（令和 3 年 6 月 1 日以降）	39
第 3	営業許可の有効期限	39
第 2 節	監視指導業務	39
第 1	監視指導	39
第 2	収去	66
第 3	G L P	67
第 3 節	食品衛生管理者	68
第 4 節	輸入食品対策	69
第 1	輸入食品対策実施結果	69
第 2	輸入農産物等の残留農薬検査結果	70
第 3	遺伝子組換え食品の検査結果について	81
第 4	都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ	82
第 5 節	食品中の放射性物質対策	84
第 1	都内流通食品の放射性物質検査	84
第 6 節	牛乳衛生	86
第 1	乳処理場の衛生	86
第 2	健康安全研究センターハサップ指導担当	86
第 3	生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	87
第 7 節	農畜水産食品衛生	88
第 1	と畜場及び食肉衛生検査所	88
第 2	市場衛生検査所	88
第 3	ふぐ	88
第 4	食鳥検査	93
第 8 節	食品汚染対策	94
第 1	魚介類等の水銀汚染調査結果	94
第 2	食品等の P C B 汚染調査結果	98
第 3	魚介類のビストリブチルスズオキシド（T B T O）等汚染調査結果	102
第 4	東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）	105
第 5	流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	114
第 6	汚染米調査	120
第 9 節	食品表示法（品質事項・保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示対策	121
第 1	食品表示法（品質事項）等に基づく表示の適正化	121
第 2	D N A 鑑定等による食品の科学的検証	122
第 3	遺伝子組換え食品の表示検証	123
第 4	健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく表示の適正化	125

第 10 節	食品衛生自主管理認証制度	126
第 1	制度の概要	126
第 2	令和 5 年度の主な取組	126
第 11 節	食品安全条例に基づく自主回収報告制度、法に基づく自主回収届出制度	127
第 1	食品安全条例に基づく自主回収報告制度の概要	127
第 2	法に基づく自主回収届出制度の概要	127
第 3	法に基づく自主回収届出の国への報告	127
第 12 節	東京都における「食の安全」普及啓発事業	128
第 1	食の安全に関する相談	128
第 2	衛生展、街頭相談等の開催	128
第 3	情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	129
第 4	食品衛生講習会	130
第 5	食の安全都民フォーラム	131
第 6	インターネットによる情報提供	131
第 13 節	その他の事業	133
第 1	シアン化合物含有豆類の取扱状況	133
第 2	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	134

第2章 食品衛生関係事業

第1節 許可及び届出事務（令和5年度）

令和3年6月、食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編され、新たに営業届出制度が創設された。

第1 改正前食品衛生法（以下「旧法」という。）関係 （令和3年5月31日まで）

旧法第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、旧法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されていた。

多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則（以下「委任規則」という。）により許可の権限が保健所長に委任されていた。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっていた。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内については知事の許可権限となっていた。

第2 改正後食品衛生法（以下「法」という。）関係 （令和3年6月1日以降）

1 許可を要するもの

法第54条の規定により都道府県が施設について、厚生労働省令で定める基準を参酌して基準を定め、法第55条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により32業種が指定されている。

多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域においては、委任規則により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内については知事の許可権限となっている。

2 届出を要するもの

法第57条の規定により、営業（法第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、あらかじめ、厚生労働省令で定められた事項を都道府県知事に届け出なければならないとされている。

多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域においては、委任規則により届出の受理が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内については知事の権限となっている。

第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区分けしている。

第2節 監視指導業務

第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法による許可営業、届出営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。令和5年度の監視対象となった営業施設及び監視指導数は表2-2-1、表2-2-2のとおりである。

表 2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その1）

		総 計	（規 定 総 計 ）	小 計	飲食店営業						
					旅 館 ・ ホ テ ル	キ バ ヤ バ ー ・ レ ス ト ー ラ ン ト	一 般 飲 食 店	民 生 食 堂	す し 屋	そ ば 屋	仕 出 し 屋
4 年 度	全都	168,973	166,934	129,006	1,306	6,944	92,794	13	2,916	2,704	1,231
	都	25,160	24,907	17,534	358	462	11,710	-	393	387	226
	区	137,009	135,254	106,480	906	6,196	77,921	13	2,420	2,219	956
	市	6,804	6,773	4,992	42	286	3,163	-	103	98	49
5 年 度	全都	131,583	130,070	100,372	1,032	5,504	71,884	7	2,315	2,153	988
	都	18,903	18,702	13,168	297	352	8,730	-	294	290	172
	区	107,564	106,272	83,428	707	4,928	60,799	7	1,932	1,786	783
	市	5,116	5,096	3,776	28	224	2,355	-	89	77	33
区	千代田区	5,268	5,204	4,258	54	85	3,450	-	87	126	5
	中央区	7,588	7,398	5,621	63	752	3,999	-	257	110	24
	港区	11,369	11,149	8,720	75	348	7,017	3	235	122	63
	新宿区	10,283	10,168	8,709	94	1,243	6,514	-	140	118	63
	文京区	2,288	2,258	1,742	14	24	1,370	-	30	42	15
	台東区	4,901	4,770	3,854	132	291	2,777	1	89	111	19
	墨田区	3,385	3,351	2,580	26	201	1,752	2	59	65	33
	江東区	4,341	4,296	3,061	16	42	2,142	-	64	77	36
	品川区	3,872	3,841	2,987	28	171	2,060	-	81	64	22
	目黒区	2,724	2,703	2,131	3	79	1,576	-	56	32	24
	大田区	5,113	5,065	3,826	27	150	2,648	-	96	93	48
	世田谷区	6,511	6,448	4,774	4	25	3,516	-	91	122	87
	渋谷区	6,935	6,870	5,451	54	452	4,255	-	114	67	25
	中野区	2,775	2,743	2,207	4	120	1,688	-	67	49	16
	杉並区	3,823	3,792	2,977	2	33	2,254	-	60	64	32
	豊島区	4,581	4,551	3,676	64	362	2,621	-	65	84	25
	北区	2,835	2,822	2,237	11	157	1,540	-	41	51	26
	荒川区	1,579	1,562	1,221	5	14	838	1	21	39	16
	板橋区	2,959	2,939	2,281	2	50	1,568	-	43	55	47
	練馬区	3,040	3,026	2,289	2	62	1,531	-	42	59	51
	足立区	4,126	4,105	3,133	9	7	2,042	-	69	88	41
	葛飾区	3,109	3,088	2,444	3	75	1,574	-	47	75	34
	江戸川区	4,159	4,123	3,249	15	185	2,067	-	78	73	31
市	八王子市	3,079	3,068	2,283	17	110	1,481	-	56	42	21
	町田市	2,037	2,028	1,493	11	114	874	-	33	35	12
都	西多摩	2,536	2,527	1,851	53	70	1,152	-	44	40	20
	南多摩	1,538	1,534	1,166	5	17	749	-	19	18	25
	多摩立川	4,153	4,126	2,985	25	96	2,043	-	64	68	42
	多摩府中	5,797	5,759	4,225	7	132	2,925	-	99	105	53
	多摩小平	3,181	3,166	2,311	4	29	1,569	-	59	49	28
	大島	430	429	291	126	2	104	-	3	3	-
	三宅	62	62	41	13	-	16	-	-	1	1
	八丈	207	206	146	30	6	85	-	1	2	3
	小笠原	80	80	62	34	-	19	-	1	-	-
	市場	894	788	89	-	-	67	-	4	4	-
	芝浦食肉	25	25	1	-	-	1	-	-	-	-

注 1 市場は卸売市場(花き市場及び食肉市場を除く。)内における知事許可施設数

注 2 芝浦食肉は卸売市場(食肉市場)内における知事許可施設数

(令和6年3月末現在)

		飲食店営業									
		弁 当 屋	そ う 菜 店	ス コ ン ト ビ ニ ア エ ン 等 ス	移 動	臨 時	集 許 団 可 給 あ 食 る	自 動 車	自 動 販 売 機	天 ぷ ら 船	屋 形 船
4 年 度	全都	4,456	5,100	59	61	1,530	6,424	2,758	588	13	109
	都	880	732	13	14	353	1,362	537	107	-	-
	区	3,367	4,136	44	44	990	4,661	2,010	475	13	109
	市	209	232	2	3	187	401	211	6	-	-
5 年 度	全都	3,543	3,935	45	50	1,015	5,321	2,083	435	9	53
	都	658	531	11	13	246	1,079	414	81	-	-
	区	2,718	3,215	34	35	645	3,908	1,519	350	9	53
	市	167	189	-	2	124	334	150	4	-	-
区	千代田区	105	144	-	-	9	150	42	1	-	-
	中央区	117	118	4	1	16	106	50	1	1	2
	港区	90	292	8	1	4	203	100	151	1	7
	新宿区	96	80	-	1	42	169	103	46	-	-
	文京区	68	27	1	3	2	105	17	24	-	-
	台東区	91	103	4	1	118	74	41	1	-	1
	墨田区	95	117	-	-	74	103	36	16	-	1
	江東区	129	117	3	3	19	247	108	49	1	8
	品川区	93	212	-	1	1	169	69	3	3	10
	目黒区	57	76	-	-	62	112	52	2	-	-
	大田区	205	157	5	4	104	196	73	18	1	1
	世田谷区	222	224	6	-	22	323	132	-	-	-
	渋谷区	99	111	-	-	30	130	114	-	-	-
	中野区	67	55	-	1	-	93	34	13	-	-
	杉並区	122	141	1	1	17	203	44	3	-	-
	豊島区	121	140	-	2	6	128	58	-	-	-
	北区	95	80	1	2	3	166	52	12	-	-
	荒川区	77	105	-	3	-	85	17	-	-	-
	板橋区	136	121	1	-	4	209	40	5	-	-
	練馬区	135	125	-	2	3	231	43	3	-	-
	足立区	178	302	-	3	1	274	117	-	-	2
	葛飾区	139	232	-	1	33	159	71	1	-	-
	江戸川区	181	136	-	5	75	273	106	1	2	21
市	八王子市	92	52	-	2	118	203	87	2	-	-
	町田市	75	137	-	-	6	131	63	2	-	-
都	西多摩	66	67	-	5	135	97	84	18	-	-
	南多摩	70	48	2	1	19	151	27	15	-	-
	多摩立川	162	112	1	-	21	213	114	24	-	-
	多摩府中	188	158	2	5	45	373	126	7	-	-
	多摩小平	140	122	2	-	17	223	53	16	-	-
	大島	17	19	-	2	5	5	5	-	-	-
	三宅	1	1	-	-	4	4	-	-	-	-
	八丈	9	3	-	-	-	5	2	-	-	-
	小笠原	3	-	-	-	-	2	3	-	-	-
	市場	2	1	4	-	-	6	-	1	-	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その2）

		喫茶店営業				菓子製造業						
		小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	生菓子製造業	菓子の製造業の他	移動	臨時	自動車
4年度	全都	6,919	2,128	4,687	104	16,304	3,407	3,729	8,419	4	313	432
	都	1,381	299	1,059	23	3,025	657	610	1,569	-	87	102
	区	5,207	1,735	3,397	75	12,433	2,564	2,984	6,429	4	184	268
	市	331	94	231	6	846	186	135	421	-	42	62
5年度	全都	4,779	1,740	2,969	70	12,635	2,560	2,989	6,554	3	212	317
	都	920	241	663	16	2,199	491	465	1,107	-	68	68
	区	3,635	1,423	2,162	50	9,821	1,946	2,425	5,133	3	111	203
	市	224	76	144	4	615	123	99	314	-	33	46
区	千代田区	114	94	19	1	354	101	91	157	-	1	4
	中央区	306	216	88	2	525	103	226	192	-	-	4
	港区	586	101	482	3	823	189	195	422	-	1	16
	新宿区	141	91	46	4	668	78	126	445	-	11	8
	文京区	134	40	94	-	240	43	60	135	-	1	1
	台東区	92	85	6	1	428	48	132	200	-	44	4
	墨田区	121	39	81	1	333	44	82	197	-	4	6
	江東区	335	53	278	4	467	86	110	249	-	3	19
	品川区	205	37	167	1	333	82	65	181	-	-	5
	目黒区	104	52	47	5	282	80	79	111	-	3	9
	大田区	260	44	216	-	512	119	150	205	-	27	11
	世田谷区	182	96	81	5	921	158	202	536	1	2	22
	渋谷区	243	143	97	3	650	95	163	381	-	3	8
	中野区	64	22	41	1	248	51	55	140	-	-	2
	杉並区	88	36	52	-	441	94	81	262	-	1	3
	豊島区	85	76	4	5	433	101	93	225	1	-	13
	北区	88	34	51	3	253	51	67	123	-	-	12
	荒川区	53	15	38	-	130	29	30	71	-	-	-
	板橋区	121	28	92	1	276	61	66	145	-	-	4
	練馬区	116	35	79	2	355	86	76	180	-	2	11
	足立区	116	36	77	3	427	88	101	219	1	-	18
	葛飾区	20	19	-	1	329	76	79	156	-	6	12
	江戸川区	61	31	26	4	393	83	96	201	-	2	11
市	八王子市	157	38	116	3	359	78	72	151	-	33	25
	町田市	67	38	28	1	256	45	27	163	-	-	21
都	西多摩	108	22	82	4	296	62	67	141	-	14	12
	南多摩	37	19	17	1	195	58	39	83	-	12	3
	多摩立川	255	62	187	6	492	106	100	261	-	4	21
	多摩府中	328	91	233	4	719	142	138	391	-	26	22
	多摩小平	148	40	108	-	403	106	99	181	-	9	8
	大島	4	3	-	1	54	10	17	25	-	1	1
	三宅	1	1	-	-	10	-	1	7	-	2	-
	八丈	2	2	-	-	21	6	1	13	-	-	1
	小笠原	1	1	-	-	7	-	2	5	-	-	-
	市場	34	-	34	-	2	1	1	-	-	-	-
	芝浦食肉	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は卸売市場(花き市場及び食肉市場を除く。)内における知事許可施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場(食肉市場)内における知事許可施設数

(令和6年3月末現在)

		あ ん 類 製 造 業	製 アイ スク リ ー ム 業 類	乳 処 理 業	さ 特 く 取 別 処 牛 理 業 乳	乳 製 品 製 造 業	集 乳 業
4 年 度	全 都	35	1,761	6	-	145	-
	都	9	277	5	-	33	-
	区	25	1,384	-	-	106	-
	市	1	100	1	-	6	-
5 年 度	全 都	30	1,434	5	-	118	-
	都	8	204	4	-	29	-
	区	21	1,151	-	-	85	-
	市	1	79	1	-	4	-
区	千代田区	-	86	-	-	2	-
	中央区	1	87	-	-	9	-
	港区	1	85	-	-	7	-
	新宿区	2	78	-	-	4	-
	文京区	1	25	-	-	2	-
	台東区	-	72	-	-	-	-
	墨田区	1	48	-	-	1	-
	江東区	1	55	-	-	2	-
	品川区	1	15	-	-	1	-
	目黒区	-	20	-	-	2	-
	大田区	1	71	-	-	11	-
	世田谷区	1	70	-	-	9	-
	渋谷区	1	128	-	-	12	-
	中野区	1	25	-	-	-	-
	杉並区	-	33	-	-	-	-
	豊島区	1	52	-	-	3	-
	北区	1	21	-	-	5	-
	荒川区	-	9	-	-	-	-
	板橋区	1	28	-	-	3	-
	練馬区	1	33	-	-	-	-
市	八王子市	1	42	-	-	2	-
	町田市	-	37	1	-	2	-
都	西多摩	1	25	2	-	9	-
	南多摩	1	18	-	-	1	-
	多摩立川	1	40	1	-	7	-
	多摩府中	3	83	-	-	7	-
	多摩小平	1	29	-	-	2	-
	大島	1	5	1	-	2	-
	三宅	-	-	-	-	-	-
	八丈	-	2	-	-	-	-
	小笠原	-	1	-	-	-	-
	市場	-	1	-	-	1	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-

表 2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その3）

		食肉処理業	食肉販売業				食肉製品製造業	魚介類販売業			競魚り売り営業類	製魚肉練り製品
			小計	一般	自動販売機	自動車		小計	一般	自動車		
4年度	全都	578	3,754	3,743	-	11	170	3,497	3,418	79	29	81
	都	94	601	592	-	9	29	1,149	1,127	22	29	11
	区	468	3,000	2,998	-	2	134	2,208	2,152	56	-	63
	市	16	153	153	-	-	7	140	139	1	-	7
5年度	全都	482	3,198	3,191	-	7	135	2,850	2,802	48	27	60
	都	79	462	456	-	6	20	991	979	12	27	6
	区	390	2,606	2,605	-	1	109	1,752	1,717	35	-	49
	市	13	130	130	-	-	6	107	106	1	-	5
区	千代田区	5	92	92	-	-	5	49	49	-	-	3
	中央区	8	238	238	-	-	10	174	172	2	-	4
	港区	14	285	284	-	1	4	113	113	-	-	-
	新宿区	31	171	171	-	-	4	92	92	-	-	4
	文京区	5	32	32	-	-	3	25	24	1	-	-
	台東区	16	109	109	-	-	6	65	63	2	-	-
	墨田区	10	94	94	-	-	2	67	63	4	-	3
	江東区	32	113	113	-	-	6	90	84	6	-	1
	品川区	28	100	100	-	-	6	53	52	1	-	1
	目黒区	8	39	39	-	-	1	29	29	-	-	1
	大田区	23	121	121	-	-	11	108	108	-	-	1
	世田谷区	11	194	194	-	-	11	136	132	4	-	6
	渋谷区	6	113	113	-	-	3	54	54	-	-	2
	中野区	10	65	65	-	-	3	58	57	1	-	-
	杉並区	10	101	101	-	-	2	70	69	1	-	1
	豊島区	16	108	108	-	-	8	67	67	-	-	1
	北区	12	80	80	-	-	2	47	47	-	-	4
	荒川区	18	45	45	-	-	2	39	37	2	-	1
	板橋区	18	80	80	-	-	4	62	62	-	-	2
	練馬区	22	84	84	-	-	1	72	72	-	-	1
	足立区	44	128	128	-	-	8	103	96	7	-	3
	葛飾区	13	93	93	-	-	-	69	68	1	-	5
	江戸川区	30	121	121	-	-	7	110	107	3	-	5
市	八王子市	6	68	68	-	-	3	60	59	1	-	3
	町田市	7	62	62	-	-	3	47	47	-	-	2
都	西多摩	9	65	62	-	3	4	59	57	2	-	-
	南多摩	3	36	36	-	-	5	35	34	1	-	-
	多摩立川	22	119	119	-	-	2	77	77	-	-	1
	多摩府中	13	121	119	-	2	2	107	103	4	-	1
	多摩小平	10	97	97	-	-	7	85	80	5	1	2
	大島	-	16	15	-	1	-	19	19	-	2	1
	三宅	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-
	八丈	1	3	3	-	-	-	5	5	-	1	-
	小笠原	-	2	2	-	-	-	2	2	-	2	-
	市場	-	2	2	-	-	-	599	599	-	21	1
	芝浦食肉	21	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は卸売市場(花き市場及び食肉市場を除く。)内における知事許可施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場(食肉市場)内における知事許可施設数

(令和6年3月末現在)

		食品の冷凍又は冷蔵業			照 食 品 の 放 射 業 線	清 涼 飲 料 水 製 造 業	乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	氷雪製造業			
		小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	氷 雪 製 造 業	自 動 角 氷 製 造 機	自 動 販 売 機
4 年 度	全都	417	376	41	-	60	4	27	19	7	1
	都	104	95	9	-	16	2	21	14	7	-
	区	299	268	31	-	38	2	6	5	-	1
	市	14	13	1	-	6	-	-	-	-	-
5 年 度	全都	359	324	35	-	51	3	22	16	5	1
	都	86	80	6	-	13	2	16	11	5	-
	区	263	235	28	-	34	1	6	5	-	1
	市	10	9	1	-	4	-	-	-	-	-
区	千代田区	23	23	-	-	1	-	-	-	-	-
	中央区	15	2	13	-	4	-	1	-	-	1
	港区	12	7	5	-	3	-	1	1	-	-
	新宿区	1	1	-	-	3	-	-	-	-	-
	文京区	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-
	台東区	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	墨田区	2	1	1	-	1	-	1	1	-	-
	江東区	26	23	3	-	6	-	-	-	-	-
	品川区	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	目黒区	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-
	大田区	24	24	-	-	-	-	1	1	-	-
	世田谷区	3	3	-	-	1	1	-	-	-	-
	渋谷区	53	53	-	-	1	-	-	-	-	-
	中野区	3	3	-	-	1	-	-	-	-	-
	杉並区	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	豊島区	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	北区	18	18	-	-	-	-	-	-	-	-
	荒川区	10	9	1	-	1	-	-	-	-	-
	板橋区	14	12	2	-	-	-	-	-	-	-
	練馬区	9	8	1	-	1	-	-	-	-	-
	足立区	6	4	2	-	1	-	1	1	-	-
	葛飾区	8	8	-	-	2	-	-	-	-	-
	江戸川区	16	16	-	-	5	-	1	1	-	-
市	八王子市	9	9	-	-	3	-	-	-	-	-
	町田市	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-
都	西多摩	9	8	1	-	3	-	-	-	-	-
	南多摩	4	4	-	-	1	-	-	-	-	-
	多摩立川	11	11	-	-	1	1	-	-	-	-
	多摩府中	22	20	2	-	2	1	-	-	-	-
	多摩小平	10	10	-	-	1	-	-	-	-	-
	大島	5	3	2	-	1	-	5	2	3	-
	三宅	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	八丈	3	2	1	-	2	-	3	1	2	-
	小笠原	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	市場	22	22	-	-	-	-	8	8	-	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 2-2-1-1 旧法に関する食品衛生関係施設数（その4）

		食用油脂製造業			製シマ ヨ ー ガ 造トリ ニン又 業グは	み そ 製 造 業	し ょ う ゆ 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	麺 類 製 造 業
		小 計	動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂								
4 年 度	全都	42	16	26	1	29	9	80	92	210	5	498
	都	15	3	12	-	13	5	20	27	50	3	111
	区	22	12	10	1	13	2	56	62	145	2	359
	市	5	1	4	-	3	2	4	3	15	-	28
5 年 度	全都	36	14	22	1	25	8	64	72	159	4	420
	都	13	3	10	-	11	4	15	17	38	3	94
	区	19	10	9	1	12	2	45	54	113	1	304
	市	4	1	3	-	2	2	4	1	8	-	22
区	千代田区	2	-	2	-	1	-	-	2	1	-	17
	中央区	-	-	-	-	-	-	1	3	5	-	30
	港区	-	-	-	-	1	1	7	4	5	-	19
	新宿区	1	1	-	-	-	-	2	3	5	-	20
	文京区	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	7
	台東区	1	1	-	-	2	-	1	5	1	-	13
	墨田区	6	5	1	-	-	-	4	4	5	1	15
	江東区	1	-	1	-	-	-	1	5	9	-	14
	品川区	-	-	-	-	1	-	1	3	4	-	15
	目黒区	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	6
	大田区	1	-	1	-	-	-	4	1	4	-	18
	世田谷区	1	-	1	-	1	-	7	4	8	-	15
	渋谷区	-	-	-	-	-	-	4	2	-	-	15
	中野区	-	-	-	-	2	-	-	2	6	-	6
	杉並区	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	7
	豊島区	-	-	-	-	-	1	2	3	6	-	13
	北区	1	-	1	-	-	-	1	2	8	-	14
	荒川区	2	2	-	-	-	-	2	-	1	-	6
	板橋区	1	1	-	-	-	-	-	2	4	-	9
	練馬区	1	-	1	-	1	-	-	1	4	-	7
	足立区	-	-	-	-	-	-	1	1	13	-	18
	葛飾区	-	-	-	-	2	-	3	-	11	-	11
	江戸川区	1	-	1	1	-	-	4	-	6	-	9
市	八王子市	3	1	2	-	-	1	3	1	4	-	19
	町田市	1	-	1	-	2	1	1	-	4	-	3
都	西多摩	5	2	3	-	6	3	6	6	6	1	15
	南多摩	1	-	1	-	2	-	1	-	5	-	5
	多摩立川	3	1	2	-	2	-	-	2	6	-	25
	多摩府中	3	-	3	-	-	-	4	3	11	1	29
	多摩小平	-	-	-	-	-	-	3	1	8	1	19
	大島	1	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	八丈	-	-	-	-	1	1	1	2	1	-	1
	小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	市場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は卸売市場（花き市場及び食肉市場を除く。）内における知事許可施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場（食肉市場）内における知事許可施設数

(令和6年3月末現在)

		そう ざ い 製 造 業	び か ん 詰 食 品 製 造 業 又 は	添 加 物 製 造 業	す い 東 規 京 制 都 条 ふ ぐ の 規 取 業 定 扱	施 生 設 食 用 食 肉 取 扱 (再 掲)
4 年 度	全 都	3,050	36	89	2,039	240
	都	324	7	12	253	9
	区	2,641	27	71	1,755	230
	市	85	2	6	31	1
5 年 度	全 都	2,622	30	69	1,513	189
	都	260	6	7	201	7
	区	2,290	22	58	1,292	182
	市	72	2	4	20	-
区	千代田区	186	-	3	64	8
	中央区	351	1	4	190	41
	港区	452	3	3	220	23
	新宿区	228	1	-	115	17
	文京区	28	-	-	30	2
	台東区	99	1	4	131	10
	墨田区	45	-	7	34	3
	江東区	65	3	3	45	5
	品川区	85	-	-	31	4
	目黒区	69	1	3	21	7
	大田区	61	2	4	48	4
	世田谷区	90	1	1	63	14
	渋谷区	128	2	2	65	28
	中野区	41	-	1	32	2
	杉並区	53	-	-	31	-
	豊島区	69	-	2	30	5
	北区	25	-	3	13	1
	荒川区	21	1	-	17	2
	板橋区	28	1	4	20	-
	練馬区	25	1	2	14	5
	足立区	52	1	4	21	-
	葛飾区	36	2	1	21	-
	江戸川区	53	1	7	36	1
市	八王子市	35	2	4	11	-
	町田市	37	-	-	9	-
都	西多摩	35	1	2	9	-
	南多摩	18	-	-	4	1
	多摩立川	71	1	1	27	3
	多摩府中	71	1	2	38	2
	多摩小平	24	2	1	15	1
	大島	19	-	-	1	-
	三宅	4	1	-	-	-
	八丈	9	-	1	1	-
	小笠原	1	-	-	-	-
	市場	8	-	-	106	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-

表 2-2-1-2 法に関する食品衛生関係営業施設数（その1）

		総 計	営に法 業規第 （定五 総十 計五 ）る条	小 計	飲食店営業								自有調 理の機 能 を
					一 般 飲 食 店	集 団 給 食	自 動 車	簡 易	移 動	臨 時	天 ぷ ら 船	屋 形 船	
4 年 度	全都	75,208	74,519	64,001	57,772	2,309	2,479	352	33	990	5	61	380
	都	11,534	11,465	9,374	8,200	503	458	33	4	176	-	-	104
	区	60,149	59,550	51,766	47,334	1,647	1,748	307	24	640	5	61	253
	市	3,525	3,504	2,861	2,238	159	273	12	5	174	-	-	23
5 年 度	全都	110,809	109,812	94,354	84,518	3,450	3,982	461	42	1,786	7	108	619
	都	17,124	17,028	13,839	11,932	795	745	39	5	323	-	-	143
	区	88,599	87,727	76,365	69,409	2,406	2,793	411	32	1,199	7	108	433
	市	5,086	5,057	4,150	3,177	249	444	11	5	264	-	-	43
区	千代田区	5,093	5,014	4,576	4,354	103	81	13	-	25	-	-	23
	中央区	6,473	6,305	5,468	5,279	87	71	6	-	16	1	8	15
	港区	8,575	8,445	7,233	6,846	147	162	55	-	7	1	15	23
	新宿区	7,189	7,143	6,638	6,301	87	157	12	-	81	-	-	15
	文京区	2,258	2,227	1,952	1,830	94	24	3	-	1	-	-	3
	台東区	4,750	4,732	4,161	3,643	43	91	7	5	353	-	19	17
	墨田区	2,469	2,440	2,134	1,914	48	48	1	1	116	-	6	13
	江東区	3,538	3,512	2,931	2,496	145	236	25	-	3	1	25	36
	品川区	3,093	3,058	2,647	2,394	116	117	1	-	-	3	16	12
	目黒区	2,575	2,546	2,205	1,985	44	75	48	1	52	-	-	9
	大田区	4,392	4,364	3,797	3,160	234	163	9	-	224	-	7	38
	世田谷区	5,369	5,342	4,382	3,868	179	236	28	3	68	-	-	24
	渋谷区	5,732	5,684	5,155	4,881	50	167	24	16	17	-	-	22
	中野区	1,892	1,890	1,664	1,540	58	65	1	-	-	-	-	6
	杉並区	3,264	3,245	2,818	2,539	133	56	67	-	23	-	-	12
	豊島区	3,780	3,755	3,352	3,192	63	89	1	1	6	-	-	11
	北区	2,086	2,071	1,795	1,605	88	97	4	-	1	-	-	25
	荒川区	1,318	1,300	1,079	1,015	33	25	5	-	-	-	1	8
	板橋区	2,762	2,743	2,257	2,009	138	86	11	-	13	-	-	29
	練馬区	2,785	2,763	2,329	1,993	146	96	2	-	92	-	-	19
市 都	足立区	3,572	3,547	2,974	2,484	139	280	67	2	2	-	-	40
	葛飾区	2,581	2,568	2,200	1,904	107	131	12	2	44	-	-	14
	江戸川区	3,053	3,033	2,618	2,177	124	240	9	1	55	1	11	19
	八王子市	3,176	3,153	2,553	1,941	164	205	8	4	231	-	-	33
	町田市	1,910	1,904	1,597	1,236	85	239	3	1	33	-	-	10
	西多摩	2,659	2,645	2,182	1,714	88	165	2	-	213	-	-	11
	南多摩	1,559	1,549	1,251	1,059	98	84	2	1	7	-	-	16
	多摩立川	3,732	3,714	3,132	2,769	163	169	14	2	15	-	-	27
	多摩府中	5,352	5,322	4,370	3,894	236	189	9	2	40	-	-	45
	多摩小平	2,876	2,857	2,372	2,006	188	123	9	-	46	-	-	18
	大島	381	380	249	226	12	7	2	-	2	-	-	-
	三宅	86	86	60	57	2	-	1	-	-	-	-	-
	八丈	214	214	142	137	2	3	-	-	-	-	-	-
	小笠原	93	93	63	53	5	5	-	-	-	-	-	-
	市場	155	151	18	17	1	-	-	-	-	-	-	26
	芝浦食肉	17	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 1 市場は卸売市場（花き市場及び食肉市場を除く。）内における知事許可施設数

注 2 芝浦食肉は卸売市場（食肉市場）内における知事許可施設数

(令和6年3月末現在)

		食 肉 販 売 業	魚 介 類 販 売 業	売 魚 介 類 営 業 業 り	集 乳 業	乳 処 理 業	搾 取 別 処 理 業 乳	小 計	食肉処理業		照 食 品 の 放 射 業 線	菓 子 製 造 業	製 アイ スク リー ム 業 類
									一 般	自 動 車			
4 年 度	全都	1,162	1,066	5	-	3	-	219	219	-	-	4,423	126
	都	224	271	5	-	3	-	39	39	-	-	848	17
	区	868	716	-	-	-	-	172	172	-	-	3,298	103
	市	70	79	-	-	-	-	8	8	-	-	277	6
5 年 度	全都	1,623	1,534	7	-	5	-	308	308	-	-	6,667	177
	都	325	390	7	-	5	-	48	48	-	-	1,360	22
	区	1,211	1,047	-	-	-	-	248	248	-	-	4,899	150
	市	87	97	-	-	-	-	12	12	-	-	408	5
区	千代田区	23	13	-	-	-	-	2	2	-	-	200	8
	中央区	76	114	-	-	-	-	7	7	-	-	290	21
	港区	148	64	-	-	-	-	7	7	-	-	456	9
	新宿区	48	45	-	-	-	-	10	10	-	-	213	7
	文京区	18	21	-	-	-	-	10	10	-	-	138	8
	台東区	59	37	-	-	-	-	9	9	-	-	246	7
	墨田区	27	24	-	-	-	-	9	9	-	-	145	4
	江東区	56	58	-	-	-	-	30	30	-	-	216	5
	品川区	51	42	-	-	-	-	17	17	-	-	168	3
	目黒区	30	23	-	-	-	-	2	2	-	-	187	7
	大田区	79	80	-	-	-	-	15	15	-	-	219	2
	世田谷区	84	72	-	-	-	-	7	7	-	-	508	20
	渋谷区	27	21	-	-	-	-	7	7	-	-	287	9
	中野区	41	34	-	-	-	-	6	6	-	-	92	-
	杉並区	35	36	-	-	-	-	1	1	-	-	243	3
	豊島区	46	37	-	-	-	-	10	10	-	-	177	9
	北区	30	36	-	-	-	-	7	7	-	-	114	5
	荒川区	20	21	-	-	-	-	11	11	-	-	97	1
	板橋区	71	52	-	-	-	-	19	19	-	-	204	5
	練馬区	52	54	-	-	-	-	11	11	-	-	185	6
	足立区	75	58	-	-	-	-	29	29	-	-	214	7
	葛飾区	48	40	-	-	-	-	11	11	-	-	149	3
	江戸川区	67	65	-	-	-	-	11	11	-	-	151	1
市	八王子市	54	66	-	-	-	-	11	11	-	-	259	3
	町田市	33	31	-	-	-	-	1	1	-	-	149	2
都	西多摩	40	30	-	-	-	-	4	4	-	-	185	1
	南多摩	40	34	-	-	-	-	3	3	-	-	131	1
	多摩立川	66	73	-	-	1	-	17	17	-	-	262	6
	多摩府中	96	99	-	-	2	-	6	6	-	-	454	9
	多摩小平	51	57	-	-	-	-	2	2	-	-	253	4
	大島	14	22	4	-	1	-	1	1	-	-	29	-
	三宅	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-
	八丈	6	6	1	-	1	-	-	-	-	-	23	1
	小笠原	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-
	市場	2	62	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	芝浦食肉	2	-	-	-	-	-	15	15	-	-	-	-

表 2-2-1-2 法に関する食品衛生関係営業施設数（その2）

		乳 製 品 製 造 業	製清 涼 造飲 料 業水	製食 肉 造 製 業品	製水 産 造 製 業品	氷 雪 製 造 業	液 卵 製 造 業	製食 用 造 油 業脂	製しみ よそ 造 う又 業ゆは	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	麵 類 製 造 業
4 年 度	全都	33	40	58	185	15	2	22	19	70	144	5	219
	都	11	10	15	62	9	-	7	7	17	35	2	40
	区	19	23	37	119	6	2	12	11	49	99	2	163
	市	3	7	6	4	-	-	3	1	4	10	1	16
5 年 度	全都	53	60	82	267	19	3	29	25	121	180	6	279
	都	18	15	18	91	12	-	11	11	32	44	2	50
	区	30	37	57	168	7	3	14	12	81	121	3	208
	市	5	8	7	8	-	-	4	2	8	15	1	21
区	千代田区	3	2	1	2	-	-	-	1	7	3	1	10
	中央区	3	1	2	56	1	-	-	-	3	1	-	6
	港区	2	1	4	11	1	-	3	2	7	3	-	10
	新宿区	-	2	1	6	1	-	1	-	5	4	-	4
	文京区	1	-	-	6	-	-	-	-	3	3	-	7
	台東区	-	2	4	3	-	1	-	-	5	8	-	19
	墨田区	1	1	5	2	-	-	6	-	2	1	-	8
	江東区	3	3	5	18	1	-	-	1	12	6	-	6
	品川区	1	2	-	7	-	-	1	-	2	2	-	12
	目黒区	1	1	2	1	-	-	-	1	-	3	-	3
	大田区	3	4	4	7	-	-	-	-	5	5	-	15
	世田谷区	3	-	7	3	2	1	-	1	8	9	-	14
	渋谷区	2	6	2	3	-	-	1	1	8	3	-	7
	中野区	-	1	-	1	-	-	-	-	-	5	-	4
	杉並区	1	1	3	9	-	-	-	1	4	11	-	8
	豊島区	2	1	4	1	-	-	-	-	3	7	1	13
	北区	3	1	2	3	-	-	-	-	-	6	1	4
	荒川区	-	1	2	2	1	-	-	-	1	6	-	7
	板橋区	-	2	3	6	-	-	-	1	1	8	-	12
	練馬区	-	1	3	2	-	-	-	2	1	11	-	9
	足立区	-	-	-	4	-	1	-	-	2	7	-	11
	葛飾区	-	3	1	3	-	-	1	-	1	5	-	13
	江戸川区	1	1	2	12	-	-	1	1	1	4	-	6
市	八王子市	4	6	4	6	-	-	3	-	7	6	1	11
	町田市	1	2	3	2	-	-	1	2	1	9	-	10
都	西多摩	4	-	8	11	-	-	3	6	8	7	-	13
	南多摩	1	2	-	-	-	-	-	-	3	4	-	5
	多摩立川	5	1	2	1	-	-	1	-	3	3	-	10
	多摩府中	4	6	7	11	-	-	1	3	8	14	1	11
	多摩小平	1	3	-	3	-	-	1	2	2	14	-	10
	大島	2	1	1	16	6	-	5	-	4	2	1	-
	三宅	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	1	1	-	7	2	-	-	-	3	-	-	1
	小笠原	-	1	-	6	2	-	-	-	1	-	-	-
	市場	-	-	-	33	1	-	-	-	-	-	-	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は卸売市場（花き市場及び食肉市場を除く。）内における知事許可施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場（食肉市場）内における知事許可施設数

(令和6年3月末現在)

		製そ う 造 ざ 業い	製そ複 う 造 合 ざ 業い型	製冷 凍 造 食 業品	製冷複 凍 造 合 食 業品型	漬 物 製 造 業	製密 封 包 装 食 業品	小食 分 品 け 業の	添 加 物 製 造 業	す条取東 る例扱京 にいふ 営規規ぐ 業定制の	へ取生 再扱食 掲施用 〜設肉
4 年 度	全都	1,757	14	92	4	186	105	137	27	689	155
	都	223	8	16	1	47	46	18	6	69	5
	区	1,450	3	76	3	124	49	108	19	599	148
	市	84	3	-	-	15	10	11	2	21	2
5 年 度	全都	2,550	16	117	4	295	187	182	43	997	257
	都	340	11	21	1	99	78	27	8	96	8
	区	2,092	2	95	3	176	92	142	31	872	246
	市	118	3	1	-	20	17	13	4	29	3
区	千代田区	111	-	19	-	-	1	7	1	79	13
	中央区	212	-	1	-	5	5	13	5	168	43
	港区	417	-	2	-	20	9	12	1	130	64
	新宿区	117	-	-	-	11	3	12	-	46	31
	文京区	43	-	3	-	2	6	2	1	31	3
	台東区	123	-	2	-	10	7	9	3	18	10
	墨田区	45	-	1	-	4	4	2	2	29	1
	江東区	90	-	11	-	8	4	10	2	26	3
	品川区	77	-	1	-	5	1	4	3	35	9
	目黒区	64	-	2	-	1	1	3	-	29	7
	大田区	77	-	2	2	1	1	6	2	28	4
	世田谷区	158	-	5	-	15	3	14	2	27	10
	渋谷区	83	-	22	-	5	4	9	-	48	28
	中野区	32	-	-	-	1	3	-	-	2	2
	杉並区	48	-	-	-	1	3	6	1	19	2
	豊島区	71	1	2	1	4	-	2	-	25	3
	北区	29	-	3	-	3	2	-	2	15	3
	荒川区	35	-	3	-	3	1	1	-	18	1
	板橋区	50	-	3	-	13	1	4	2	19	1
	練馬区	50	-	4	-	9	9	6	-	22	3
	足立区	65	1	2	-	33	14	8	2	25	2
	葛飾区	49	-	3	-	14	5	4	1	13	2
	江戸川区	46	-	4	-	8	5	8	1	20	1
市	八王子市	80	1	1	-	15	16	9	4	23	2
	町田市	38	2	-	-	5	1	4	-	6	1
都	西多摩	65	1	5	-	39	17	3	2	14	-
	南多摩	37	2	-	-	12	4	2	1	10	-
	多摩立川	59	8	7	1	7	12	9	1	18	2
	多摩府中	116	-	6	-	20	26	6	1	30	6
	多摩小平	36	-	1	-	15	7	5	-	19	-
	大島	10	-	1	-	1	7	-	3	1	-
	三宅	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	八丈	12	-	-	-	4	3	-	-	-	-
	小笠原	1	-	1	-	1	1	-	-	-	-
	市場	4	-	-	-	-	-	2	-	4	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 2-2-1-3 法に関する食品衛生関係届出施設数（その1）

		営に法 業規第 （定五 総十 計す七 ）る条	小 計	旧許可業種であった営業				
				（魚介類 包装販売 ）業	（食肉 包装販売 ）業	乳類 販売業	氷雪 販売業	内機コッ （自動式 設置自動 ・販売 ）屋売
4年度	全都	86,192	28,407	3,022	3,732	11,514	137	10,002
	都	15,227	4,785	618	727	2,432	22	986
	区	66,780	22,061	2,209	2,770	8,322	111	8,649
	市	4,185	1,561	195	235	760	4	367
5年度	全都	94,622	28,692	2,603	3,302	10,703	143	11,941
	都	16,725	4,878	509	622	2,206	22	1,519
	区	73,427	22,325	1,943	2,487	7,795	116	9,984
	市	4,470	1,489	151	193	702	5	438
区	千代田区	6,626	2,519	100	132	596	3	1,688
	中央区	4,787	1,513	108	108	449	8	840
	港区	7,083	2,605	39	50	495	2	2,019
	新宿区	5,009	1,435	82	119	416	3	815
	文京区	1,828	509	40	46	245	5	173
	台東区	2,544	588	53	77	147	11	300
	墨田区	1,852	529	80	84	263	4	98
	江東区	4,428	771	84	89	146	12	440
	品川区	3,223	937	62	82	310	9	474
	目黒区	1,644	437	33	56	210	2	136
	大田区	4,014	1,458	154	187	740	8	369
	世田谷区	4,152	1,248	165	194	615	7	267
	渋谷区	3,863	1,042	63	119	204	4	652
	中野区	1,280	246	10	24	128	1	83
	杉並区	2,159	555	66	89	278	1	121
	豊島区	2,712	914	91	123	362	8	330
	北区	1,872	611	77	101	274	6	153
	荒川区	1,143	335	43	66	161	4	61
	板橋区	2,306	452	9	22	217	3	201
	練馬区	2,592	683	83	104	342	-	154
	足立区	3,181	1,350	236	297	573	8	236
	葛飾区	2,230	745	98	127	329	4	187
	江戸川区	2,899	843	167	191	295	3	187
市	八王子市	2,513	891	83	114	412	2	280
	町田市	1,957	598	68	79	290	3	158
都	西多摩	2,120	645	71	96	312	5	161
	南多摩	1,895	675	56	69	287	1	262
	多摩立川	3,361	1,070	135	162	482	2	289
	多摩府中	5,131	1,584	157	200	708	5	514
	多摩小平	2,815	808	75	85	374	3	271
	大島	168	22	-	2	16	3	1
	三宅	30	6	1	1	3	1	-
	八丈	111	23	2	4	16	1	-
	小笠原	38	-	-	-	-	-	-
	市場	1,029	36	12	2	7	1	14
	芝浦食肉	27	9	-	1	1	-	7

注1 市場は卸売市場(花き市場及び食肉市場を除く。)内における知事への届出施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場(食肉市場)内における知事への届出施設数

(令和6年3月末現在)

		販売業								
		小計	弁当販売業	野菜果物販売業	米穀類販売業	訪問販売・通信販売	コンビニエンスストア	総合スーパー、百貨店	販売する自動販売機による業	その他の食料販売業・飲料
4年度	全都	47,336	2,338	3,121	609	201	7,052	2,873	4,986	26,156
	都	8,032	265	877	128	20	1,292	699	956	3,795
	区	37,345	2,004	2,134	439	167	5,397	1,956	3,722	21,526
	市	1,959	69	110	42	14	363	218	308	835
5年度	全都	54,002	2,750	3,699	651	251	7,421	3,050	5,648	30,532
	都	9,086	310	983	131	23	1,343	740	1,027	4,529
	区	42,696	2,368	2,586	476	210	5,693	2,079	4,289	24,995
	市	2,220	72	130	44	18	385	231	332	1,008
区	千代田区	3,866	384	109	12	12	356	51	233	2,709
	中央区	2,929	215	193	18	18	245	63	84	2,093
	港区	4,063	295	108	14	30	446	82	406	2,682
	新宿区	3,207	148	141	31	12	428	119	224	2,104
	文京区	1,091	99	71	16	4	131	46	79	645
	台東区	1,633	77	103	31	2	196	73	208	943
	墨田区	1,076	97	90	15	7	166	58	68	575
	江東区	3,198	279	147	21	20	354	92	630	1,655
	品川区	1,967	64	93	21	9	266	82	218	1,214
	目黒区	896	35	82	15	10	131	44	81	498
	大田区	1,962	106	147	18	7	335	114	272	963
	世田谷区	2,039	92	230	40	13	319	151	157	1,037
	渋谷区	2,408	129	120	24	12	296	93	251	1,483
	中野区	825	26	50	17	5	170	69	94	394
	杉並区	1,205	52	109	23	6	220	84	105	606
	豊島区	1,554	56	89	18	9	246	107	153	876
	北区	1,045	30	68	15	2	147	61	142	580
	荒川区	627	24	60	15	6	104	40	62	316
	板橋区	1,448	21	109	16	2	271	123	141	765
	練馬区	1,409	29	98	25	5	238	147	117	750
	足立区	1,421	38	128	20	8	210	137	186	694
	葛飾区	1,149	31	98	25	2	185	95	128	585
	江戸川区	1,678	41	143	26	9	233	148	250	828
市	八王子市	1,196	27	71	24	7	236	114	215	502
	町田市	1,024	45	59	20	11	149	117	117	506
都	西多摩	1,034	39	83	33	2	172	102	129	474
	南多摩	939	45	63	13	3	154	77	157	427
	多摩立川	1,805	67	119	31	7	298	166	235	882
	多摩府中	2,676	121	178	33	9	443	197	296	1,399
	多摩小平	1,455	34	112	20	2	274	181	192	640
	大島	101	1	6	-	-	-	14	5	75
	三宅	18	1	1	-	-	-	-	-	16
	八丈	47	-	10	-	-	-	2	1	34
	小笠原	10	2	2	-	-	-	1	-	5
	市場	983	-	409	1	-	2	-	12	559
	芝浦食肉	18	-	-	-	-	-	-	-	18

表 2-2-1-3 法に関する食品衛生関係届出施設数（その2）

		製造・加工業											
		小計	・添加物工業製造	のいわゆる健康食品製造・加工業	を工業（除く飲料製造・加工業）	製農産物・保存食料工業品	・調味料工業製造	・糖類工業製造	精穀・製粉業	製茶業	・海苔加工製業	卵選別包装業	製その他の加工料業品
4年度	全都	3,324	13	89	974	108	727	7	390	176	59	42	739
	都	734	2	28	191	48	138	-	59	46	6	26	190
	区	2,420	10	55	740	54	576	6	313	117	53	10	486
	市	170	1	6	43	6	13	1	18	13	-	6	63
5年度	全都	4,309	14	111	1,401	134	907	8	394	229	62	43	1,006
	都	986	3	30	277	60	200	1	60	52	7	28	268
	区	3,094	10	72	1,060	67	690	6	317	161	55	10	646
	市	229	1	9	64	7	17	1	17	16	-	5	92
区	千代田区	66	-	3	19	5	16	-	6	-	-	1	16
	中央区	101	1	5	26	3	22	-	9	1	2	-	32
	港区	154	-	2	50	-	45	-	4	21	-	-	32
	新宿区	148	-	2	62	2	33	-	11	5	-	1	32
	文京区	74	-	5	29	-	17	1	7	9	-	-	6
	台東区	174	-	2	70	2	34	-	5	17	2	3	39
	墨田区	93	-	1	37	3	17	2	8	8	4	-	13
	江東区	161	1	2	51	8	32	2	16	4	2	-	43
	品川区	131	-	3	40	-	37	-	13	-	1	-	37
	目黒区	141	-	2	52	-	41	-	13	16	1	-	16
	大田区	156	1	3	57	3	18	-	25	7	25	-	17
	世田谷区	385	1	5	139	13	113	-	26	23	-	-	65
	渋谷区	266	1	6	95	1	76	-	9	5	1	1	71
	中野区	74	-	3	30	1	19	-	6	2	2	-	11
	杉並区	123	1	2	69	5	14	-	8	1	1	-	22
	豊島区	102	-	2	33	-	25	-	20	2	1	-	19
	北区	70	3	3	25	-	14	-	9	1	-	-	15
	荒川区	65	-	1	14	-	10	-	13	11	2	-	14
	板橋区	111	-	1	28	4	14	-	36	-	2	3	23
	練馬区	151	-	5	37	7	22	-	17	6	4	1	52
	足立区	123	1	8	31	2	21	-	28	5	2	-	25
	葛飾区	111	-	3	29	5	29	-	5	9	3	-	28
	江戸川区	114	-	3	37	3	21	1	23	8	-	-	18
市	八王子市	115	-	7	33	3	12	-	10	11	-	2	37
	町田市	114	1	2	31	4	5	1	7	5	-	3	55
都	西多摩	165	1	11	18	18	29	-	10	17	2	7	52
	南多摩	77	-	2	21	2	13	1	8	3	-	1	26
	多摩立川	171	-	10	52	8	24	-	12	13	-	3	49
	多摩府中	327	2	4	124	17	71	-	13	9	1	1	85
	多摩小平	169	-	3	58	11	32	-	17	7	1	1	39
	大島	21	-	-	2	2	10	-	-	1	3	1	2
	三宅	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	八丈	28	-	-	-	2	15	-	-	-	-	4	7
	小笠原	23	-	-	2	-	6	-	-	1	-	10	4
	市場	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は卸売市場（花き市場及び食肉市場を除く。）内における知事への届出施設数

注2 芝浦食肉は卸売市場（食肉市場）内における知事への届出施設数

(令和6年3月末現在)

		その他					
		小計	行商	集団給食施設	樹脂・器具・容器包装の製造・加工・包装（合成樹脂・器具・容器包装の製造・加工・包装に限る。）	子供のお店の飲食の提供	その他
4年度	全都	7,125	678	6,077	103	27	240
	都	1,676	118	1,493	11	3	51
	区	4,954	541	4,135	86	22	170
	市	495	19	449	6	2	19
5年度	全都	7,619	890	6,285	110	61	273
	都	1,775	140	1,556	13	3	63
	区	5,312	721	4,255	91	56	189
	市	532	29	474	6	2	21
区	千代田区	175	44	86	3	41	1
	中央区	244	91	138	3	1	11
	港区	261	107	141	-	-	13
	新宿区	219	19	195	-	-	5
	文京区	154	14	138	1	-	1
	台東区	149	36	108	3	1	1
	墨田区	154	22	119	7	3	3
	江東区	298	31	246	5	3	13
	品川区	188	42	142	2	-	2
	目黒区	170	11	158	-	-	1
	大田区	438	21	323	8	2	84
	世田谷区	480	92	381	-	-	7
	渋谷区	147	37	102	1	1	6
	中野区	135	11	124	-	-	-
	杉並区	276	17	251	2	-	6
	豊島区	142	27	112	2	-	1
	北区	146	10	124	7	1	4
	荒川区	116	10	97	4	-	5
	板橋区	295	12	275	3	-	5
	練馬区	349	11	330	2	2	4
市	足立区	287	25	245	15	-	2
	葛飾区	225	12	202	6	1	4
都	江戸川区	264	19	218	17	-	10
	八王子市	311	17	275	4	1	14
	町田市	221	12	199	2	1	7
	西多摩	276	20	240	9	-	7
	南多摩	204	27	174	-	-	3
	多摩立川	315	48	254	1	-	12
	多摩府中	544	22	503	1	3	15
	多摩小平	383	19	357	2	-	5
	大島	24	3	17	-	-	4
	三宅	4	-	2	-	-	2
	八丈	13	-	8	-	-	5
	小笠原	5	1	1	-	-	3
	市場	7	-	-	-	-	7
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-

表 2-2-2-1 旧法に関する食品衛生関係施設監視指導数（その1）

		総 計	（規定 計） （旧法 第五十二 条に する 営業に ）	飲 食 店 営 業	喫 茶 店 営 業	菓 子 製 造 業	あ ん 類 製 造 業	製 アイ スク リ ー ム 業 類	乳 処 理 業	さ 特 く 取 別 牛 乳 業	乳 製 品 製 造 業	集 乳 業	食 肉 処 理 業
4 年 度	全都	174,555	169,720	49,354	2,269	6,254	77	710	29	-	170	-	5,756
	都	129,618	126,357	17,688	1,771	1,922	24	204	23	-	113	-	5,381
	区	43,555	42,016	30,795	475	4,157	51	481	-	-	52	-	370
	市	1,382	1,347	871	23	175	2	25	6	-	5	-	5
5 年 度	全都	161,899	157,490	46,277	1,508	5,757	46	478	25	-	139	-	5,070
	都	121,899	118,678	17,279	1,135	1,760	18	157	22	-	100	-	4,774
	区	38,948	37,780	28,331	356	3,863	27	303	-	-	36	-	289
	市	1,052	1,032	667	17	134	1	18	3	-	3	-	7
区	千代田区	1,281	1,216	1,141	6	33	-	7	-	-	-	-	3
	中央区	551	497	420	3	21	-	5	-	-	-	-	-
	港区	1,947	1,897	1,636	14	109	-	14	-	-	-	-	12
	新宿区	3,103	2,980	2,489	7	181	2	4	-	-	1	-	32
	文京区	858	797	612	3	89	-	10	-	-	3	-	5
	台東区	2,439	2,288	1,668	12	399	-	2	-	-	-	-	3
	墨田区	905	862	562	24	124	-	24	-	-	-	-	5
	江東区	1,025	957	728	4	104	4	2	-	-	1	-	17
	品川区	1,211	1,173	925	8	109	-	6	-	-	-	-	7
	目黒区	2,023	1,977	1,859	9	44	-	3	-	-	1	-	2
	大田区	3,596	3,525	2,452	42	476	3	48	-	-	10	-	19
	世田谷区	1,264	1,209	882	33	155	1	16	-	-	-	-	2
	渋谷区	982	919	807	22	53	-	10	-	-	1	-	1
	中野区	478	456	318	6	32	-	7	-	-	-	-	1
	杉並区	3,136	3,094	2,074	55	400	-	44	-	-	-	-	13
	豊島区	1,362	1,334	880	13	209	-	19	-	-	1	-	14
	北区	2,541	2,519	1,878	24	203	4	26	-	-	4	-	10
	荒川区	1,099	1,091	752	10	159	-	8	-	-	-	-	9
	板橋区	2,153	2,122	1,557	8	234	4	5	-	-	8	-	19
	練馬区	715	687	430	5	81	-	5	-	-	-	-	19
	足立区	2,504	2,468	1,598	33	295	-	18	-	-	-	-	58
	葛飾区	2,871	2,845	2,044	12	262	9	13	-	-	4	-	20
	江戸川区	904	867	619	3	91	-	7	-	-	2	-	18
市	八王子市	254	242	127	2	25	1	9	-	-	1	-	1
	町田市	798	790	540	15	109	-	9	3	-	2	-	6
都	西多摩	929	913	554	11	131	3	12	-	-	5	-	7
	南多摩	1,479	1,456	904	36	229	3	31	-	-	1	-	4
	多摩立川	2,321	2,258	1,560	30	287	1	16	-	-	2	-	42
	多摩府中	3,661	3,570	2,620	62	417	-	30	-	-	4	-	-
	多摩小平	1,433	1,403	901	69	209	1	7	-	-	-	-	6
	大島	510	508	323	5	52	1	14	12	-	10	-	-
	三宅	310	310	182	6	49	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	436	434	282	5	46	-	8	-	-	-	-	-
	小笠原	174	174	109	1	20	-	3	-	-	-	-	-
	市場	96,196	93,202	6,595	332	52	-	28	-	-	29	-	-
	センター	9,309	9,309	3,145	429	268	9	8	10	-	49	-	151
	芝浦食肉	5,141	5,141	104	149	-	-	-	-	-	-	-	4,564

注 1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

注 2 卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において、知事許可業種のうち市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業（飲食店営業、喫茶店営業）の監視指導は各特別区で行っている。

(令和6年3月末現在)

		食 肉 販 売 業	食 肉 製 品 製 造 業	魚 介 類 販 売 業	競 魚 り 売 り 介 営 業 類	製 魚 肉 練 造 り 製 業 品	又 食 は 品 冷 の 蔵 冷 業 凍	照 食 品 の 放 射 業 線	清 涼 飲 料 水 製 造 業	乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	食 用 油 脂 製 造 業
4 年 度	全都	4,883	184	91,513	4,705	97	895	-	89	8	274	-	31
	都	2,919	67	89,325	4,705	59	726	-	67	8	272	-	20
	区	1,893	112	2,124	-	33	151	-	22	-	2	-	11
	市	71	5	64	-	5	18	-	-	-	-	-	-
5 年 度	全都	4,035	177	85,883	4,622	136	911	-	63	4	246	-	20
	都	2,357	75	84,112	4,622	87	794	-	48	4	245	-	16
	区	1,623	102	1,716	-	46	105	-	13	-	1	-	4
	市	55	-	55	-	3	12	-	2	-	-	-	-
区	千代田区	9	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央区	9	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	港区	27	3	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	新宿区	98	4	103	-	-	-	-	2	-	-	-	-
	文京区	26	1	29	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	台東区	74	14	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	墨田区	33	2	51	-	2	5	-	1	-	1	-	-
	江東区	20	3	33	-	2	2	-	-	-	-	-	-
	品川区	38	1	39	-	1	1	-	1	-	-	-	-
	目黒区	11	-	34	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	大田区	179	9	157	-	2	21	-	1	-	-	-	1
	世田谷区	23	8	46	-	5	6	-	-	-	-	-	-
	渋谷区	7	1	4	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	中野区	17	1	53	-	-	1	-	1	-	-	-	-
	杉並区	206	6	227	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豊島区	76	9	70	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	北区	150	3	131	-	1	16	-	-	-	-	-	-
	荒川区	44	4	56	-	1	7	-	1	-	-	-	1
	板橋区	86	12	94	-	3	15	-	-	-	-	-	1
	練馬区	39	1	65	-	4	3	-	1	-	-	-	-
	足立区	221	8	197	-	1	3	-	-	-	-	-	-
	葛飾区	201	5	162	-	18	8	-	2	-	-	-	-
	江戸川区	29	7	26	-	2	15	-	3	-	-	-	1
市	八王子市	22	-	19	-	3	12	-	-	-	-	-	-
	町田市	33	-	36	-	-	-	-	2	-	-	-	-
都	西多摩	45	8	50	-	-	6	-	2	-	-	-	3
	南多摩	89	14	78	-	-	4	-	4	-	-	-	-
	多摩立川	129	4	90	-	-	12	-	-	-	-	-	3
	多摩府中	127	-	122	-	10	22	-	4	-	-	-	1
	多摩小平	75	2	69	-	7	9	-	1	-	-	-	-
	大島	24	-	29	-	5	5	-	1	-	7	-	1
	三宅	6	-	18	-	-	-	-	6	-	-	-	-
	八丈	11	-	21	-	-	1	-	9	-	1	-	-
	小笠原	18	-	18	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	市場	86	-	80,710	4,468	59	516	-	-	-	234	-	-
	センター	1,423	47	2,907	154	6	219	-	20	4	3	-	8
	芝浦食肉	324	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 2-2-2-1 旧法に関する食品衛生関係施設監視指導数（その2）

（令和6年3月末現在）

		製シマ ヨール 造トリ ニン又 業グは	み そ 製 造 業	し よ う ゆ 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	麵 類 製 造 業	そ う ざ い 製 造 業	び かん 詰 食 品 製 造 業 又 は	添 加 物 製 造 業	すい 東 規 京 制 都 条 ふ 例 に の 規 取 業 定 扱	施 生 食 用 食 肉 取 扱 （再 掲）
4 年 度	全都	6	14	9	77	44	421	5	298	1,477	34	37	4,835	123
	都	2	10	8	35	36	122	4	77	728	23	18	3,261	7
	区	4	4	1	40	8	281	1	211	713	11	13	1,539	114
	市	-	-	-	2	-	18	-	10	36	-	6	35	2
5 年 度	全都	3	27	10	69	50	295	8	244	1,318	33	36	4,409	144
	都	2	23	10	40	39	59	7	120	741	15	17	3,221	3
	区	1	3	-	27	11	220	1	115	553	18	16	1,168	140
	市	-	1	-	2	-	16	-	9	24	-	3	20	1
区	千代田区	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	65	3
	中央区	-	-	-	-	-	6	-	-	12	-	-	54	20
	港区	-	-	-	-	-	12	-	-	43	5	-	50	9
	新宿区	-	-	-	1	-	20	-	5	31	-	-	123	15
	文京区	-	-	-	-	-	-	-	4	14	-	-	61	2
	台東区	-	-	-	-	-	4	-	4	15	2	-	151	12
	墨田区	-	-	-	-	-	2	-	3	23	-	-	43	4
	江東区	-	-	-	2	2	16	-	2	15	-	-	68	6
	品川区	-	-	-	1	-	5	-	7	24	-	-	38	1
	目黒区	-	-	-	-	-	2	-	3	7	-	1	46	9
	大田区	-	-	-	3	1	11	-	8	74	2	6	71	4
	世田谷区	-	-	-	-	-	11	-	3	16	2	-	55	1
	渋谷区	-	-	-	1	1	1	-	1	7	-	-	63	41
	中野区	-	2	-	-	-	6	-	4	7	-	-	22	1
	杉並区	-	-	-	-	5	11	-	8	44	-	1	42	-
	豊島区	-	-	-	1	-	8	-	10	22	-	-	28	1
	北区	-	-	-	6	-	25	1	5	30	-	2	22	3
	荒川区	-	-	-	4	-	3	-	7	21	4	-	8	2
	板橋区	-	-	-	-	-	26	-	9	37	-	4	31	-
	練馬区	-	1	-	-	2	9	-	8	13	1	-	28	6
	足立区	-	-	-	1	-	3	-	5	26	-	1	36	-
	葛飾区	-	-	-	5	-	37	-	17	24	2	-	26	-
	江戸川区	1	-	-	2	-	2	-	2	36	-	1	37	-
市	八王子市	-	-	-	2	-	4	-	4	7	-	3	12	1
	町田市	-	1	-	-	-	12	-	5	17	-	-	8	-
都	西多摩	-	9	2	6	2	8	2	12	33	-	2	16	-
	南多摩	-	4	-	2	-	8	-	12	33	-	-	23	2
	多摩立川	-	1	-	1	3	19	-	15	42	1	-	63	1
	多摩府中	-	-	-	12	17	3	-	55	60	-	4	91	-
	多摩小平	-	-	-	2	1	16	1	8	17	2	-	30	-
	大島	-	-	-	-	-	1	-	-	18	-	-	2	-
	三宅	-	-	-	-	3	-	-	-	36	4	-	-	-
	八丈	-	6	8	-	3	3	-	3	26	-	1	2	-
	小笠原	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-
	市場	-	-	-	-	-	-	-	-	93	-	-	2,994	-
	センター	2	3	-	17	8	1	4	15	381	8	10	-	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

注2 卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において、知事許可業種のうち市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業（飲食店営業、喫茶店営業）の監視指導は各特別区で行っている。

表 2-2-2-2 法に関する食品衛生関係許可施設監視指導数（その1）

（令和6年3月末現在）

		総 計	営に法 業規第 （定十 総す五 ）る条	飲 食 店 営 業	自有調 動の機 販す能 売るを	食 肉 販 売 業	魚 介 類 販 売 業	売魚 介 り 類 営 競 業り	集 乳 業	乳 処 理 業	搾特 取別 処牛 理乳 業乳	食 肉 処 理 業	照食 品の 射放 射業 線
4 年 度	全都	82,104	81,297	59,081	503	2,136	6,546	123	-	37	-	2,368	-
	都	25,658	25,486	11,939	284	1,148	5,222	123	-	37	-	2,162	-
	区	54,070	53,454	45,291	196	932	1,263	-	-	-	-	198	-
	市	2,376	2,357	1,851	23	56	61	-	-	-	-	8	-
5 年 度	全都	105,017	103,878	70,619	720	3,440	11,066	134	-	39	-	3,267	-
	都	37,842	37,549	14,361	418	2,293	9,545	134	-	39	-	3,035	-
	区	64,837	64,022	54,430	278	1,096	1,466	-	-	-	-	225	-
	市	2,338	2,307	1,828	24	51	55	-	-	-	-	7	-
区	千代田区	3,265	3,176	2,955	16	9	6	-	-	-	-	5	-
	中央区	3,084	3,002	2,464	9	35	209	-	-	-	-	1	-
	港区	7,725	7,684	6,784	29	102	62	-	-	-	-	9	-
	新宿区	3,569	3,536	3,198	15	40	50	-	-	-	-	9	-
	文京区	1,634	1,572	1,336	-	16	23	-	-	-	-	5	-
	台東区	5,672	5,651	4,959	17	58	79	-	-	-	-	9	-
	墨田区	1,539	1,518	1,304	4	17	25	-	-	-	-	6	-
	江東区	2,597	2,554	2,198	19	28	34	-	-	-	-	17	-
	品川区	1,525	1,481	1,246	8	27	30	-	-	-	-	10	-
	目黒区	3,081	3,028	2,857	5	14	18	-	-	-	-	2	-
	大田区	3,084	3,043	2,458	12	96	98	-	-	-	-	9	-
	世田谷区	2,748	2,725	2,150	13	32	44	-	-	-	-	2	-
	渋谷区	2,651	2,588	2,345	16	8	11	-	-	-	-	5	-
	中野区	910	910	772	1	27	38	-	-	-	-	3	-
	杉並区	2,884	2,860	2,282	11	63	120	-	-	-	-	2	-
	豊島区	3,131	3,100	2,636	7	66	64	-	-	-	-	10	-
	北区	2,072	2,049	1,708	7	46	101	-	-	-	-	5	-
	荒川区	1,016	1,004	740	2	28	45	-	-	-	-	9	-
	板橋区	2,574	2,551	1,936	15	105	83	-	-	-	-	20	-
	練馬区	1,467	1,437	1,109	7	30	50	-	-	-	-	6	-
	足立区	2,935	2,912	2,202	45	131	147	-	-	-	-	43	-
	葛飾区	3,065	3,050	2,582	13	73	83	-	-	-	-	9	-
	江戸川区	2,609	2,591	2,209	7	45	46	-	-	-	-	29	-
市	八王子市	1,364	1,339	1,045	18	33	37	-	-	-	-	6	-
	町田市	974	968	783	6	18	18	-	-	-	-	1	-
都	西多摩	1,799	1,777	1,320	1	47	43	-	-	-	-	3	-
	南多摩	1,920	1,890	1,313	11	79	89	-	-	-	-	2	-
	多摩立川	3,518	3,490	2,888	18	74	83	-	-	2	-	13	-
	多摩府中	4,122	4,044	2,964	37	148	151	-	-	8	-	10	-
	多摩小平	2,037	2,006	1,520	16	51	72	-	-	-	-	-	-
	大島	511	509	327	-	28	34	5	-	3	-	1	-
	三宅	519	519	328	-	61	61	-	-	-	-	-	-
	八丈	521	521	259	-	38	26	2	-	17	-	-	-
	小笠原	185	185	113	-	9	2	-	-	-	-	-	-
	市場	10,286	10,184	586	170	132	7,554	126	-	-	-	-	-
	センター	8,969	8,969	2,739	165	1,152	1,430	1	-	9	-	29	-
	芝浦食肉	3,455	3,455	4	-	474	-	-	-	-	-	2,977	-

注1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

注2 卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において、知事許可業種のうち市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業（飲食店営業）の監視指導は各特別区で行っている。

表 2-2-2-2 法に関する食品衛生関係許可施設監視指導数（その2）

		菓 子 製 造 業	製 アイ スク リ ー ム 業 類	乳 製 品 製 造 業	製 清 涼 造 飲 料 業 水	製 食 肉 造 製 業 品	製 水 産 造 製 業 品	氷 雪 製 造 業	液 卵 製 造 業	製 食 用 造 油 業 脂	製 し み よ そ 造 う 又 業 ゆ は	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業
4 年 度	全都	4,939	198	83	73	150	1,427	20	1	27	16	83	309
	都	1,582	72	56	39	87	1,286	17	1	14	10	33	141
	区	3,162	118	26	27	56	136	3	-	9	4	47	155
	市	195	8	1	7	7	5	-	-	4	2	3	13
5 年 度	全都	6,320	213	99	81	181	2,422	23	4	23	13	109	470
	都	2,362	54	72	47	103	2,262	20	3	13	8	51	236
	区	3,757	158	23	29	73	149	3	1	7	4	54	212
	市	201	1	4	5	5	11	-	-	3	1	4	22
区	千代田区	113	3	3	-	-	-	-	-	-	-	2	4
	中央区	151	15	3	1	1	26	-	-	1	-	1	1
	港区	325	8	3	2	6	10	2	-	-	-	8	4
	新宿区	157	-	-	2	1	2	-	-	1	-	1	3
	文京区	118	11	-	-	-	8	-	-	-	-	5	2
	台東区	281	16	-	5	10	8	-	-	-	-	6	32
	墨田区	98	4	-	1	3	2	-	-	4	-	3	1
	江東区	144	1	1	2	1	9	-	-	-	-	7	12
	品川区	88	4	1	1	-	4	-	-	1	-	-	-
	目黒区	95	3	-	1	3	-	-	-	-	-	-	1
	大田区	218	8	2	3	3	9	-	-	-	-	5	11
	世田谷区	305	17	6	-	5	4	-	-	-	-	7	13
	渋谷区	128	8	1	3	-	2	-	-	-	1	3	-
	中野区	41	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	7
	杉並区	261	5	-	-	4	21	-	-	-	-	2	18
	豊島区	227	15	1	1	5	2	-	-	-	-	-	11
	北区	110	1	2	-	9	1	-	-	-	-	-	12
	荒川区	107	-	-	-	2	4	1	-	-	-	-	10
	板橋区	208	16	-	1	6	15	-	-	-	-	1	32
	練馬区	119	13	-	-	4	2	-	-	-	3	1	15
	足立区	194	7	-	-	-	1	-	1	-	-	1	4
	葛飾区	149	2	-	5	4	7	-	-	-	-	-	13
	江戸川区	120	1	-	-	6	12	-	-	-	-	1	6
市	八王子市	105	1	1	3	4	6	-	-	3	-	4	8
	町田市	96	-	3	2	1	5	-	-	-	1	-	14
都	西多摩	159	-	2	-	4	10	-	-	3	6	7	14
	南多摩	225	6	6	6	-	-	-	-	-	-	3	17
	多摩立川	269	8	6	1	2	2	-	-	1	-	2	8
	多摩府中	442	12	11	11	4	6	-	-	-	1	14	31
	多摩小平	235	4	1	-	-	3	-	-	-	1	2	20
	大島	34	-	4	2	2	21	3	-	5	-	4	4
	三宅	45	-	-	-	-	17	5	-	-	-	-	-
	八丈	61	16	16	1	-	12	9	-	-	-	11	-
	小笠原	41	-	-	4	-	7	1	-	-	-	2	-
	市場	-	-	-	-	-	1,550	-	-	-	-	-	-
	センター	851	8	26	22	91	634	2	3	4	-	6	142
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

注 2 卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において、知事許可業種のうち市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業（飲食店営業）の監視指導は各特別区で行っている。

(令和6年3月末現在)

		納 豆 製 造 業	麵 類 製 造 業	製そ う 造 ざ 業い	製そ複 う 造 ざ 業い型	製 冷 凍 造 食 業品	製 冷複 凍 造 合 食 業品型	漬 物 製 造 業	製密 封 包 造 装 食 業品	小 食 分 品 け 業の	添 加 物 製 造 業	す条取東 る例扱京 にいふ 営規規ぐ 業定制の	へ取生 再扱食 掲施食 ～設肉
4 年 度	全都	9	372	2,125	36	134	9	229	131	111	21	807	132
	都	5	167	758	26	86	6	75	74	30	6	172	7
	区	3	190	1,299	3	48	3	144	53	73	15	616	123
	市	1	15	68	7	-	-	10	4	8	-	19	2
5 年 度	全都	8	417	2,998	46	342	11	360	248	166	39	1,139	174
	都	3	190	1,510	44	290	10	199	156	78	13	293	6
	区	5	222	1,433	1	51	1	155	84	81	24	815	168
	市	-	5	55	1	1	-	6	8	7	2	31	-
区	千代田区	-	3	47	-	6	-	-	1	2	1	89	7
	中央区	-	4	72	-	-	-	3	3	1	1	82	20
	港区	-	13	284	-	-	-	11	3	16	3	41	25
	新宿区	-	2	51	-	-	-	1	1	2	-	33	21
	文京区	-	9	32	-	1	-	3	3	-	-	62	2
	台東区	-	50	98	-	-	-	4	9	6	4	21	14
	墨田区	-	7	34	-	1	-	3	-	-	1	21	-
	江東区	-	3	54	-	6	-	3	7	8	-	43	2
	品川区	-	9	41	-	3	-	5	1	1	1	44	3
	目黒区	-	1	27	-	-	-	-	-	1	-	53	12
	大田区	-	12	86	-	1	1	-	1	7	3	41	2
	世田谷区	-	8	100	-	4	-	5	3	5	2	23	3
	渋谷区	-	5	42	-	5	-	1	2	2	-	63	20
	中野区	-	3	15	-	-	-	-	2	-	-	-	-
	杉並区	-	5	51	-	-	-	2	-	10	3	24	6
	豊島区	1	11	40	-	-	-	2	-	1	-	31	3
	北区	4	6	20	-	9	-	1	4	-	3	23	13
	荒川区	-	5	46	-	2	-	2	1	-	-	12	1
	板橋区	-	21	65	-	-	-	23	3	1	-	23	3
	練馬区	-	8	43	-	6	-	8	9	4	-	30	2
	足立区	-	7	67	1	2	-	43	11	3	2	23	1
	葛飾区	-	28	60	-	1	-	14	2	5	-	15	6
	江戸川区	-	2	58	-	4	-	21	18	6	-	18	2
市	八王子市	-	2	40	1	1	-	5	8	6	2	25	-
	町田市	-	3	15	-	-	-	1	-	1	-	6	-
都	西多摩	-	12	57	1	6	-	54	23	4	1	22	-
	南多摩	-	9	77	-	-	-	33	3	6	5	30	-
	多摩立川	-	7	59	18	5	-	9	4	9	2	28	3
	多摩府中	-	11	125	-	1	-	16	35	5	1	78	3
	多摩小平	-	9	39	-	1	-	19	9	4	-	31	-
	大島	1	-	14	-	4	-	1	8	-	4	2	-
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
	八丈	-	1	33	-	-	-	12	7	-	-	-	-
	小笠原	-	-	2	-	2	-	1	1	-	-	-	-
	市場	-	-	42	-	-	-	-	-	24	-	102	-
	センター	2	141	1,062	25	271	10	54	64	26	-	-	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 2-2-2-3 法に関する食品衛生関係届出施設監視指導数（その1）

		営に法業規第五十七（総計する条）	小計	旧許可業種であった営業				
				（魚介類販売業）	（食肉販売業）	乳類販売業	氷雪販売業	内機（自動洗浄・販売）
4年度	全都	79,709	8,082	2,187	2,037	3,152	207	499
	都	64,028	5,340	1,608	1,324	1,794	203	411
	区	15,164	2,617	550	678	1,299	4	86
	市	517	125	29	35	59	-	2
5年度	全都	88,035	7,419	2,118	1,678	2,503	271	849
	都	71,735	5,061	1,624	1,084	1,410	266	677
	区	15,828	2,284	482	579	1,050	5	168
	市	472	74	12	15	43	-	4
区	千代田区	565	33	7	8	18	-	-
	中央区	552	21	1	1	2	-	17
	港区	386	22	10	6	6	-	-
	新宿区	803	134	43	49	34	2	6
	文京区	415	17	-	1	16	-	-
	台東区	874	63	22	19	18	-	4
	墨田区	427	67	7	22	38	-	-
	江東区	188	6	1	3	2	-	-
	品川区	344	30	3	12	15	-	-
	目黒区	119	13	1	4	8	-	-
	大田区	1,099	164	29	26	101	-	8
	世田谷区	490	66	8	12	40	-	6
	渋谷区	518	42	10	14	17	1	-
	中野区	208	2	-	1	1	-	-
	杉並区	1,149	211	26	47	136	-	2
	豊島区	1,115	80	11	11	35	2	21
	北区	698	190	34	46	105	-	5
	荒川区	332	68	14	14	40	-	-
	板橋区	1,089	49	7	13	29	-	-
	練馬区	294	37	4	7	22	-	4
	足立区	1,345	464	127	134	179	-	24
	葛飾区	2,373	432	98	102	161	-	71
	江戸川区	445	73	19	27	27	-	-
市	八王子市	180	21	4	6	11	-	-
	町田市	292	53	8	9	32	-	4
都	西多摩	597	89	12	19	52	1	5
	南多摩	981	164	19	28	113	-	4
	多摩立川	969	123	26	32	64	-	1
	多摩府中	1,838	133	22	31	79	-	1
	多摩小平	793	119	15	17	42	-	45
	大島	164	14	-	2	9	3	-
	三宅	148	12	3	3	3	3	-
	八丈	227	49	9	2	32	6	-
	小笠原	85	-	-	-	-	-	-
	市場	49,332	1,019	692	25	101	50	151
	センター	16,188	3,070	826	814	840	203	387
	芝浦食肉	413	269	-	111	75	-	83

注1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

(令和6年3月末現在)

		販売業								
		小計	弁当販売業	野菜果物販売業	米穀類販売業	訪問販売・通信販売	コンビニエンスストア	百貨店、総合スーパー	自動販売機による販売	その他の食料販売業・飲料
4年度	全都	65,169	530	40,518	373	9	1,276	4,299	393	17,771
	都	56,021	54	40,068	329	1	203	1,644	257	13,465
	区	8,854	468	433	39	5	1,017	2,585	131	4,176
	市	294	8	17	5	3	56	70	5	130
5年度	全都	73,908	729	45,231	469	10	1,954	5,084	884	19,547
	都	63,763	145	44,803	420	2	273	2,218	729	15,173
	区	9,844	581	414	43	7	1,622	2,786	150	4,241
	市	301	3	14	6	1	59	80	5	133
区	千代田区	352	206	5	-	-	23	13	1	104
	中央区	367	49	24	-	-	35	18	6	235
	港区	306	27	4	8	-	64	13	-	190
	新宿区	569	13	21	1	-	174	204	-	156
	文京区	189	46	14	3	-	9	17	-	100
	台東区	632	33	35	4	-	72	157	9	322
	墨田区	235	97	24	6	-	25	26	-	57
	江東区	43	-	7	1	-	6	9	-	20
	品川区	228	6	10	1	-	42	22	-	147
	目黒区	71	1	7	2	-	6	33	2	20
	大田区	563	34	28	2	-	79	127	11	282
	世田谷区	308	5	30	-	1	17	102	5	148
	渋谷区	436	1	6	-	-	144	116	-	169
	中野区	101	1	1	-	-	16	48	2	33
	杉並区	638	13	35	5	-	67	251	13	254
	豊島区	915	13	9	-	-	76	608	-	209
	北区	364	3	10	3	-	43	162	9	134
	荒川区	129	-	14	-	-	24	57	2	32
	板橋区	636	3	48	1	-	110	177	1	296
	練馬区	130	1	6	2	-	4	72	3	42
	足立区	610	12	20	2	3	94	259	47	173
	葛飾区	1,806	16	40	-	3	463	246	38	1,000
	江戸川区	216	1	16	2	-	29	49	1	118
市	八王子市	126	-	8	5	-	23	52	-	38
	町田市	175	3	6	1	1	36	28	5	95
都	西多摩	277	11	26	4	-	13	85	2	136
	南多摩	409	11	26	1	-	43	162	28	138
	多摩立川	583	26	29	5	-	74	151	3	295
	多摩府中	760	24	53	10	-	80	201	11	381
	多摩小平	401	8	28	1	-	47	122	10	185
	大島	104	1	5	-	-	-	27	2	69
	三宅	112	3	5	-	-	-	-	-	104
	八丈	111	-	17	-	-	-	16	-	78
	小笠原	65	2	14	-	-	-	6	-	43
	市場	48,102	-	41,894	24	-	16	-	115	6,053
	センター	12,695	59	2,706	375	2	-	1,448	558	7,547
	芝浦食肉	144	-	-	-	-	-	-	-	144

表 2-2-2-3 法に関する食品衛生関係届出施設監視指導数（その2）

		小計	製造・加工業										
			添加物製造業・	いわゆる健康食品製造・加工業	工業（飲料製造・加工）を除く	農産物保存加工業	・調味料工業製造	・糖類工業製造	精穀・製粉業	製茶業	・海藻工業製造	卵選別包装業	製造の・他加工食品業
4年度	全都	1,048	2	39	136	86	315	4	41	142	20	25	238
	都	618	-	23	29	79	175	-	14	130	2	24	142
	区	400	1	16	104	6	137	4	26	9	18	1	78
	市	30	1	-	3	1	3	-	1	3	-	-	18
5年度	全都	1,344	8	33	262	100	410	2	38	99	12	18	362
	都	896	2	26	120	94	273	-	29	88	3	18	243
	区	418	5	6	133	6	137	2	9	10	9	-	101
	市	30	1	1	9	-	-	-	-	1	-	-	18
区	千代田区	6	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3
	中央区	15	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	12
	港区	12	-	-	4	-	6	-	-	2	-	-	-
	新宿区	8	-	-	3	-	3	-	-	1	-	-	1
	文京区	6	-	-	4	-	-	-	1	1	-	-	-
	台東区	50	-	-	28	-	11	-	-	2	-	-	9
	墨田区	17	-	-	7	-	-	-	2	1	3	-	4
	江東区	12	-	2	4	-	1	2	-	-	1	-	2
	品川区	23	-	-	10	-	11	-	-	-	-	-	2
	目黒区	7	-	-	2	-	3	-	-	1	-	-	1
	大田区	24	-	-	6	1	12	-	-	-	4	-	1
	世田谷区	44	-	1	12	-	19	-	-	-	-	-	12
	渋谷区	25	-	-	13	-	5	-	-	-	-	-	7
	中野区	3	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-
	杉並区	27	1	-	8	-	7	-	1	-	1	-	9
	豊島区	19	-	-	6	-	4	-	1	-	-	-	8
	北区	13	4	-	1	-	5	-	1	-	-	-	2
	荒川区	14	-	-	1	-	6	-	-	1	-	-	6
	板橋区	8	-	-	3	2	1	-	1	-	-	-	1
	練馬区	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
	足立区	29	-	3	5	-	14	-	1	-	-	-	6
	葛飾区	28	-	-	-	2	21	-	1	1	-	-	3
	江戸川区	24	-	-	9	-	5	-	-	-	-	-	10
市	八王子市	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
	町田市	26	1	1	7	-	-	-	-	1	-	-	16
都	西多摩	71	1	6	2	10	16	-	6	10	-	2	18
	南多摩	44	-	3	-	6	7	-	9	-	-	-	19
	多摩立川	73	-	6	11	2	18	-	6	6	-	4	20
	多摩府中	126	1	-	30	1	49	-	-	-	-	-	45
	多摩小平	55	-	-	10	4	21	-	1	1	-	-	18
	大島	18	-	-	1	3	9	-	-	-	3	1	1
	三宅	11	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	7
	八丈	36	-	-	-	4	11	-	-	-	-	-	21
	小笠原	15	-	-	1	-	10	-	-	1	-	3	-
	市場	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24
	センター	423	-	11	65	64	132	-	7	66	-	8	70
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 市場は市場衛生検査所、センターは健康安全研究センター、芝浦食肉は芝浦食肉衛生検査所における監視指導数。

(令和6年3月末現在)

		小計	その他				
			行商	集団給食施設	製造器具・容器包装の成製 樹脂・加工に工業用（合）	子供のお店、飲食店の営業と等	露店、仮設の店舗等
4年度	全都	5,410	242	4,872	2	111	183
	都	2,049	6	1,874	-	5	164
	区	3,293	235	2,936	2	106	14
	市	68	1	62	-	-	5
5年度	全都	5,364	198	4,881	18	48	219
	都	2,015	25	1,778	11	-	201
	区	3,282	172	3,040	7	48	15
	市	67	1	63	-	-	3
区	千代田区	174	97	72	-	5	-
	中央区	149	27	121	-	-	1
	港区	46	9	37	-	-	-
	新宿区	92	1	90	-	-	1
	文京区	203	2	201	-	-	-
	台東区	129	-	127	-	2	-
	墨田区	108	-	59	7	41	1
	江東区	127	6	121	-	-	-
	品川区	63	-	63	-	-	-
	目黒区	28	-	28	-	-	-
	大田区	348	5	337	-	-	6
	世田谷区	72	16	55	-	-	1
	渋谷区	15	-	15	-	-	-
	中野区	102	-	102	-	-	-
	杉並区	273	1	272	-	-	-
	豊島区	101	4	97	-	-	-
	北区	131	-	131	-	-	-
	荒川区	121	-	119	-	-	2
	板橋区	396	-	395	-	-	1
	練馬区	123	-	123	-	-	-
市	足立区	242	3	239	-	-	-
	葛飾区	107	-	107	-	-	-
	江戸川区	132	1	129	-	-	2
	八王子市	29	-	27	-	-	2
	町田市	38	1	36	-	-	1
都	西多摩	160	1	148	9	-	2
	南多摩	364	-	364	-	-	-
	多摩立川	190	11	179	-	-	-
	多摩府中	819	-	819	-	-	-
	多摩小平	218	12	203	2	-	1
	大島	28	1	26	-	-	1
	三宅	13	-	5	-	-	8
	八丈	31	-	30	-	-	1
	小笠原	5	-	4	-	-	1
	市場	187	-	-	-	-	187
	センター	-	-	-	-	-	-
	芝浦食肉	-	-	-	-	-	-

第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、様々な食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。令和5年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		合 計			細菌検査			化学検査		
		合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品
魚介類等	魚介類	2,581	2,031	550	1,031	797	234	1,550	1,234	316
	魚介類加工品	1,039	952	87	473	432	41	566	520	46
冷凍食品	無加熱摂取	694	506	188	214	175	39	480	331	149
	凍結前加熱済・加熱後摂取	258	258	－	91	91	－	167	167	－
	凍結前未加熱・加熱後摂取	802	400	402	285	168	117	517	232	285
	生食用冷凍鮮魚介類	84	－	84	19	－	19	65	－	65
肉・卵類及びその加工品		13,584	7,912	5,672	4,197	2,417	1,780	9,387	5,495	3,892
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	709	709	－	35	35	－	674	674	－
	乳製品	1,429	853	576	269	142	127	1,160	711	449
	乳類加工品	132	125	7	24	24	－	108	101	7
	アイスクリーム類・氷菓	127	125	2	106	104	2	21	21	－
農産物等	穀類及びその加工品	2,012	1,445	567	405	340	65	1,607	1,105	502
	野菜類・果物及びその加工品	13,788	4,737	9,051	2,058	1,380	678	11,730	3,357	8,373
菓 子 類		5,413	4,469	944	2,326	2,063	263	3,087	2,406	681
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	1,665	1,399	266	272	221	51	1,393	1,178	215
	酒精飲料	370	197	173	37	37	－	333	160	173
	氷雪	7	7	－	7	7	－	－	－	－
	水	8	8	－	7	7	－	1	1	－
その他の食品	缶詰・びん詰	1,185	343	842	142	11	131	1,043	332	711
	調味料	2,331	1,923	408	797	701	96	1,534	1,222	312
	そうざい類及びその半製品	6,432	6,422	10	4,904	4,901	3	1,528	1,521	7
	上記以外の食品	3,507	2,469	1,038	1,432	1,251	181	2,075	1,218	857
添加物	別表第1の添加物及びその製剤	2	2	－	2	2	－	－	－	－
	その他添加物	20	20	－	12	12	－	8	8	－
器具等	器具及び容器包装	22	11	11	－	－	－	22	11	11
	おもちゃ	140	55	85	－	－	－	140	55	85
合 計		58,341	37,378	20,963	19,145	15,318	3,827	39,196	22,060	17,136

第3 GLP

1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が収去した食品、添加物等の検査（試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。）の実施に当たっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理（GLP: Good Laboratory Practice）が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の取組を行い、検査精度を確保している。

(1) 内部点検

信頼性確保部門責任者（健康安全研究センター精度管理室長）による検査施設等の業務管理について点検を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

(2) 内部精度管理

検査施設で実施している精度管理について、信頼性確保部門責任者が実施結果を確認し、必要に応じて検査部門責任者（各検査施設の責任者）に改善措置を要請する。

(3) 外部精度管理調査

外部機関による検査施設の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

2 実施結果（令和5年度）

(1) 内部点検

ア 実施期間 令和5年6月から令和6年2月まで

イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び
健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 33ヵ所

エ 実施結果

検査結果通知書の誤記等、改善措置を要請した施設はなかった。

(2) 内部精度管理

ア 実施期間 令和5年4月から令和6年3月まで

イ 実施者 各検査施設及び健康安全研究センター
精度管理室

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査を実施している

21施設における精度管理の結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

(3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 令和5年5月から令和5年12月まで

イ 実施者 （一財）食品薬品安全センター

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ

17施設を対象に技能評価を受けたところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

3 その他

令和5年4月に、新たに食品GLP業務に従事する職員に対する食品GLP業務新規従事者向け講習を、配信形式により実施した。

また、令和5年6月に、関係職員に対するGLP講習会を集合及び配信形式により開催した（集合形式は健康安全研究センターで開催）。

第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の過程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。食品衛生管理者は、食品衛生法に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監督しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表 2-3）

表 2-3 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物 資格	医 歯 科 医 師 師	薬 剤 師	獣 医 師	医 薬 学 ・ 獣 医 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
令和 5 年度計	8	31	4	7	18	12	42	45	109	276
全粉乳、加糖粉乳 又は調製粉乳	-	-	-	-	-	-	3	2	-	5
食 肉 製 品	7	11	3	2	16	9	10	28	65	151
魚 肉 ハ ム 又 は 魚 肉 ソ ー セ ー ジ	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
放射線照射食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂	-	2	-	-	-	-	3	2	-	7
マーガリン又は ショートニング	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
添 加 物	1	18	1	5	2	3	25	11	44	110

第4節 輸入食品対策

第1 輸入食品対策実施結果

令和5年度の我が国の食料自給率はカロリーベースで約4割であり、平成10年以降横ばいで推移している。食品の輸入届出件数は約235万件であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、東京都は昭和63年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。令和5年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果
検 査 の 実 施	(1) 輸入農産物等の残留農薬検査 553検体 (2) 輸入食品の放射性物質検査 100検体
輸 入 業 者 等 へ の 立 入 指 導	輸入食品監視班による立入指導軒数 248軒 収去検体数 1,401検体
検 査 法 の 開 発	○ 指定外添加物（2物質） 2,4,5-トリヒドロキシブチロフェノン（THBP）、2,6-ジ-<i>tert</i>-ブチル-4-ヒドロキシメチルフェノール（HMBP） ○ 農薬（3物質） ジノテフラン、ホスチアゼート、トリフロキシストロビン ○ 動物用医薬品（1物質） トルトラズリル
普 及 ・ 啓 発	輸入業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を動画配信形式で開催 ○ 配信期間 令和6年1月18日から2月2日まで ○ 受講者数 計597名 ○ 講習内容 1 「輸入食品等の違反事例及びその対応について」 東京都保健医療局 健康安全部 食品監視課 大畑 孝二 2 「アレルギー表示制度の今後の動向」 一般社団法人 Food Communication Compass 代表 森田 満樹

第2 輸入農産物等の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物等に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から、市場に入荷、あるいは都内に流通する輸入農産物等の残留農薬検査を実施してきたが、令和5年度の検査結果は以下のとおりである。

なお、本集計は、各事業所において輸入食品対策事業として実施した結果を集計したものである。

1 実施期間

令和5年4月から令和6年3月まで

2 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査対象品目（表2-4-2）

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等について553検体95品目について検査した。

生産国の地域別では、アジアが227検体(41.0%)と最

も多く、以下、中南米96検体(17.4%)、北米94検体(17.0%)、大洋州67検体(12.1%)、欧州38検体(6.9%)、アフリカ16検体(2.9%)、中東15検体(2.7%)であった。

生産国の上位5か国は、中国(94検体)、アメリカ(85検体)、フィリピン(54検体)、メキシコ(40検体)、オーストラリア(36検体)であった。

4 検査対象農薬（表2-4-3）

食品衛生法で定められた残留基準、生産国における使用状況及び残留基準等を勘案し、227種類の農薬から、生産国及び農作物の種類に応じて選択した。

5 検査結果

280検体(53品目)から43種類の農薬を検出した（表2-4-4、表2-4-5）。

そのうち、「ブプロフェジン 0.03ppmを検出したオクラ」等8検体(8品目)から基準を超える農薬を検出した。

表2-4-2 検体数及び品目数

分類		検体数	品目数	内訳（カッコ内は検体数）
野菜	生鮮	172	25	アスパラガス（8）、インゲン（1）、エシャロット（4）、エリンギ（1）、エンダイブ（1）、オクラ（10）、カボチャ（12）、ゴボウ（5）、サヤインゲン（1）、シイタケ（5）、ショウガ（15）、セルリアック（1）、セロリ（1）、ダイコン（根）（4）、タマネギ（9）、チコリ（4）、トレビス（12）、ニンジン（11）、ニンニクノメ（6）、ネギ（4）、パプリカ（29）、ペコロス（2）、ベビーコーン（16）、ヤングコーン（3）、リーキ（7）
	冷凍	43	14	アスパラガス（4）、インゲン（4）、エダマメ（4）、オクラ（2）、カリフラワー（3）、グリーンピース（2）、サトイモ（3）、スイートコーン（2）、ソラマメ（2）、ナノハナ（1）、ブロッコリー（9）、ハウレンソウ（2）、レンコン（2）、芽キャベツ（3）、
	計	215	39	
果実	生鮮	220	19	アボカド（5）、アメリカンチェリー（4）、イチゴ（6）、オレンジ（30）、キウイフルーツ（20）、グレープフルーツ（20）、ドラゴンフルーツ（2）、パイナップル（25）、バナナ（36）、パパイヤ（1）、ブドウ（19）、ブルーベリー（7）、マンゴー（5）、ミネオラ（2）、メロゴールド（2）、メロン（4）、ライム（2）、リンゴ（1）、レモン（29）
	冷凍	37	14	イチゴ（7）、カシス（1）、キウイフルーツ（1）、グレープフルーツ（1）、チェリー（3）、ブドウ（2）、ブルーベリー（6）、マンゴー（6）、ミカン（1）、メロン（2）、ライチ（3）、ラズベリー（2）、レッドカラント（1）、レモン（1）
	乾燥	10	5	デーツ（4）、マンゴー（2）、パイン（2）、パパイヤ（1）、レーズン（1）
	計	267	38	
穀類及びその加工品		15	8	アマランサス（2）、アワ（2）、オートミール（2）、キビ（1）、キヌア（5）、ポップコーン（1）、ワイルドライス（1）、小麦粉（1）
豆類及びその加工品		31	7	インゲン豆（7）、うずら豆（1）、グリーンピース（1）、ささげ豆（1）、ひよこ豆（9）、レンズ豆（8）、緑豆（4）
その他		25	3	果実加工品（15）、野菜加工品（9）、農産物加工品（1）
合計		553	95	

表 2-4-3 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (45 種類)	殺虫剤 (38 種類)	EPN、アジンホスメチル、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、イソフェンホス、イソフェンホスオクソン、エチオン、エトプロホス、オメトエート、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、チオメトン、テトラクロルビンホス、トリアゾホス、トリクロロホス、パラチオン、パラチオンメチル、ピラクロホス、ピリダフェンチオン、ピリミホスメチル、フェニトロチオン、フェンスルホチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、プロベタンホス、ホサロン、ホスチアゼート、ホレート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン、メビンホス
	殺菌剤 (3 種類)	イプロベンホス、エディフェンホス、トルクロホスメチル
	植物成長調整剤 (1 種類)	トリブホス
	除草剤 (3 種類)	アニロホス、ピペロホス、ブタミホス
ピレスロイド系農薬 (12 種類)	殺虫剤 (12 種類)	アクリナトリン、シハロトリン、シフルトリン、シペルメトリン、テフルトリン、ハルフェンブロックス、ビフェントリン、フェンバレート、フェンプロパトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリン
カーバメート系農薬 (15 種類)	殺虫剤 (12 種類)	アミノカルブ、イソプロカルブ、エチオフェンカルブ、オキサミル、カルバリル、クロルブファム、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ
	殺菌剤 (1 種類)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (2 種類)	クロルプロファム、フラチオカルブ
含窒素系農薬 (87 種類)	殺虫剤 (14 種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、エチプロール、クロチアニジン、クロラントラニプロール、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、トルフェンピラド、ピリダベン、ピリプロキシフェン、プロプロフェジン、フロニカミド
	殺ダニ剤 (2 種類)	フェンピロキシメート、ヘキシチアゾクス
	殺菌剤 (40 種類)	アゾキシストロビン、イソプロチオラン、イマザリル、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジニコナゾール、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、ジメチリモール、チアベンダゾール、チフルザミド、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホス、トリシクラゾール、トリチコナゾール、トリフロキシストロビン、トルフェンピラド、ピテルタノール、ピラクロストロビン、ビリフェノックス、ビリメタニル、ファモキサド、フェナミドン、フェナリモール、フェリムゾン、フェンブコナゾール、フルジオキシニル、フルシラゾール、フルトラニル、フルトリアノール、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール、ベナラキシル、ペンコナゾール、ボスカリド、ミクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メブロニル
	除草剤 (29 種類)	アトラジン、アメトリン、アラクロール、エスプロカルブ、エタルフルラリン、カフェンストロール、クロリダゾン、シアナジン、シマジン、ジメタメトリン、シメトリン、チオベンカルブ、テニルクロール、トリフルラリン、ピラゾキシフェン、ピリフタリド、ピリブチカルブ、ピリミノバックメチル、ブタクロール、フルチアセットメチル、フルフェナニル、プレチラクロール、プロメトリン、ベンゾフェナップ、ベンディメタリン、メトラクロール、メトリブジン、メフェナセット、レナシル
	植物成長調整剤 (1 種類)	バクロブトラゾール
	共力剤 (1 種類)	ピペロニルブトキシド
有機塩素系農薬 (3 種類)	殺虫剤 (1 種類)	クロロベンジレート
	殺菌剤 (2 種類)	フサライド、プロシミドン
その他の農薬 (64 種類)	殺虫剤 (18 種類)	インドキサカルブ、エトキサゾール、エトフェンブロックス、クロマフェノジド、クロルフェナピル、クロルフルアズロン、ジクロフェンチオン、ジフルベンズロン、シラフルオフェン、テブフェノジド、トリフルムロン、ノバルロン、ファミフル、フィプロニル、フルフェノクスロン、ペンシクロン、メトキシフェノジド、ルフェスロン
	殺菌剤 (15 種類)	イプロバリカルブ、エボキシコナゾール、オキシカルボキシ、オルトフェニルフェノール、カルプロパミド、ジクロシメット、シフルフェナミド、シプロジニル、シメコナゾール、ジメトモルフ、ピロキロン、フェノキサニル、フェンアミドン、フラメトビル、フルキンコナゾール
	除草剤 (28 種類)	インダノファン、オキサジクロメホス、オリザリン、クミルロン、クロメブロップ、クロロクスロン、ジウロン、シハロホップブチル、ジフルフェニカン、ジメテナミド、ターバシル、ダイムロン、テブチウロン、テルブトリン、ナプロアニリド、ピコリナフェン、ビフェノックス、ピラフルフェンエチル、フェノキサブロップエチル、ブタフェナシル、フルリドン、プロバキザホップ、プロバジン、ベンフレセート、メタベンズチアズロン、モノリニユロン、ラクトフェン、リニユロン
	植物成長調整剤 (1 種類)	ウニコナゾール P
	薬害軽減剤 (2 種類)	クロキントセットメキシル、メフェンビルジエチル
その他 (1 種類)		臭素

表 2-4-4 検出農薬別検査（その1）

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
有機リン 系	アセフェート	オクラ	1	0.4	3	オクラ
	クロルピリホス	バナナ	6	0.01～0.04	2	バナナ
		レモン	1	0.3	1	レモン
	ジメトエート	オレンジ	1	0.06	2	オレンジ
		オクラ	1	0.02	1	オクラ
	ピリミホスメチル	緑豆	1	0.19	0.1	小豆類
	マラチオン	グレープフルーツ	2	0.03～0.08	7	グレープフルーツ
		ブルーベリー	2	0.01～0.04	10	ブルーベリー
		レモン	1	0.03	7	レモン
	メタミドホス	オクラ	1	0.03	0.5	オクラ
ピレスロ イド系	シベルメトリン	ダイコン（根）	1	0.01	0.1	だいこん類の根
	ビフェントリン	イチゴ	1	0.11	0.3	いちご
		バナナ	4	0.01～0.03	0.1	バナナ
	ベルメトリン	セロリ	1	0.04	2	セロリ
カルバメ ート系	クロルプロファム	ひよこ豆	1	0.02	0.01	その他の豆類
	チオジカルブ及びメソミル	ブドウ	1	0.26	5	ぶどう
含窒素系	アセタミプリド	ブルーベリー	3	0.01～0.04	2	ブルーベリー
		チェリー	3	0.01～0.07	5	おうとう
		メロン	2	0.02	0.5	メロン類果実
		ブドウ	2	0.01～0.02	5	ぶどう
		エダマメ	2	0.02～0.07	3	えだまめ
		グレープフルーツ	1	0.01	2	グレープフルーツ
		ハウレンソウ	1	0.05	3	ほうれんそう
		オクラ	1	0.01	1	オクラ
		トレビス	1	0.02	3	その他のきく科野菜
	アゾキシストロビン	パプリカ	8	0.01～0.14	3	ピーマン
		イチゴ	4	0.01～0.31	10	いちご
		アボカド	2	0.01	1	アボカド
		ブルーベリー	3	0.01～0.74	5	ブルーベリー
		エダマメ	2	0.04～0.05	5	えだまめ
		サヤインゲン	1	0.11	3	未成熟いんげん
		ブドウ	1	0.02	10	ぶどう
		ハウレンソウ	1	0.03	30	ほうれんそう
		マンゴー	1	0.72	1	マンゴー
		オクラ	1	0.03	3	オクラ
		ニンニクノメ	1	0.15	70	その他のゆり科野菜
		バナナ	1	0.08	3	バナナ
		レモン	2	0.34～0.41	10	レモン
	イマザリル	オレンジ	5	0.34～1.30	5	オレンジ
		グレープフルーツ	1	0.66	5	グレープフルーツ
		レモン	5	0.16～0.91	5	レモン
	イミダクロプリド	カボチャ	3	0.01～0.02	1	かぼちゃ
		オクラ	2	0.02～0.04	0.7	オクラ
		グレープフルーツ	2	0.02～0.09	0.7	グレープフルーツ
		ハウレンソウ	1	0.02	15	ほうれんそう
		ブドウ	2	0.02～0.12	3	ぶどう
		パプリカ	1	0.03	3	ピーマン
		トレビス	1	0.01	5	その他のきく科野菜
		パパイヤ	1	0.01	0.7	パパイヤ
		ブドウ	1	0.13	2	ぶどう
	クレソキシムメチル	パプリカ	2	0.01～0.02	15	ピーマン
		オクラ	5	0.01～0.44	1	オクラ
	クロチアニジン	ネギ	3	0.02～0.54	1	ねぎ
		ニンジン	2	0.01～0.14	0.2	にんじん
		タマネギ	1	0.01	0.02	たまねぎ

*令和6年3月末時点

表 2-4-4 検出農薬別検査（その2）

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
含窒素系	クロチアニジン	ホウレンソウ	1	0.02	40	ほうれんそう
		ブドウ	1	0.02	5	ぶどう
		エダマメ	1	0.02	2	えだまめ
		マンゴー	1	0.01	1	マンゴー
		オレンジ	1	0.01	2	オレンジ
		パプリカ	1	0.06	3	ピーマン
	クロラントラニプロール	ブルーベリー	1	0.03	3	ブルーベリー
	ジノテフラン	オクラ	1	0.01	2	オクラ
	ジフェノコナゾール	ニンニクノメ	1	0.02	9	その他のゆり科野菜
		ニンジン	1	0.03	0.5	にんじん
		ブドウ	2	0.02～0.03	4	ぶどう
		リーキ	1	0.01	6	ねぎ
		芽キャベツ	1	0.01	2	芽キャベツ
	チアベンダゾール	オレンジ	5	0.27～0.96	10	オレンジ
		グレープフルーツ	1	0.29	10	グレープフルーツ
		バナナ	1	0.02	3	バナナ
		レモン	5	0.05～0.41	10	レモン
	チアメトキサム	ネギ	3	0.1～1.3	2	ねぎ
		ダイコン（根）	2	0.04～0.13	0.3	だいこん類の根
		パプリカ	1	0.13	1	ピーマン
		オクラ	1	0.03	0.7	オクラ
		ホウレンソウ	1	0.03	10	ほうれんそう
		メロン	1	0.02	0.3	メロン類果実
		エダマメ	1	0.03	0.3	えだまめ
		タマネギ	1	0.04	0.02	たまねぎ
	テトラコナゾール	ブドウ	1	0.01	0.2	ぶどう
	テブコナゾール	ブドウ	3	0.01～0.35	10	ぶどう
		ニンジン	2	0.01～0.02	0.6	にんじん
		チェリー	1	0.05	7	おうとう
		パプリカ	1	0.14	1	ピーマン
		リーキ	1	0.03	0.7	ねぎ
		緑豆	1	0.02	0.5	小豆類
		イチゴ	1	0.07	0.01	いちご
		ニンニクノメ	1	0.02	10	その他のゆり科野菜
	テブフェンピラド	イチゴ	1	0.02	1	いちご
	トルフェンピラド	オレンジ	1	0.01	3	オレンジ
		レモン	1	0.02	3	レモン
	ピペロニルブトキシド	緑豆	1	0.11	0.2	小豆類
	ピラクロストロビン	グレープフルーツ	7	0.02～0.08	2	グレープフルーツ
		パプリカ	4	0.04～0.11	1	ピーマン
		ニンニクノメ	2	0.01～0.02	2	その他のゆり科野菜
		イチゴ	1	0.01	2	いちご
		ブルーベリー	1	0.06	4	ブルーベリー
		ブドウ	2	0.03～0.07	2	ぶどう
		アメリカンチェリー	1	0.14	3	おうとう
		ブロッコリー	1	0.01	16	その他のあぶらな科野菜
		リーキ	1	0.02	0.7	ねぎ
		芽キャベツ	1	0.01	0.3	芽キャベツ
	ピリダベン	グレープフルーツ	1	0.01	1	グレープフルーツ
		パプリカ	1	0.08	3	ピーマン
	ピリプロキシフェン	オレンジ	3	0.01～0.03	2	オレンジ

*令和6年3月末時点

表 2-4-4 検出農薬別検査（その3）

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
含窒素系	ピリプロキシフェン	グレープフルーツ	1	0.02	2	グレープフルーツ
		パプリカ	1	0.03	3	ピーマン
		レモン	1	0.02	2	レモン
	ピリメタニル	ブルーベリー	3	0.01～0.03	5	ブルーベリー
		ラズベリー	1	0.05	10	ラズベリー
		チェリー	1	0.11	10	おうとう
		ブドウ	1	0.06	10	ぶどう
		オレンジ	1	0.22	10	オレンジ
		レモン	2	0.02～0.32	10	レモン
	ブプロフェジン	グレープフルーツ	1	0.01	3	グレープフルーツ
		バナナ	3	0.01～0.03	0.3	バナナ
		オクラ	1	0.03	2	オクラ
		オレンジ	1	0.02	3	オレンジ
		ブドウ	1	0.09	1	ぶどう
	フルジオキソニル	アメリカンチェリー	1	2	10	おうとう
		イチゴ	1	0.12	5	いちご
		オレンジ	1	0.16	10	オレンジ
		ブドウ	2	0.02～0.10	5	ぶどう
		レモン	5	0.02～1.10	10	レモン
	プロピコナゾール	ニンジン	1	0.05	0.3	にんじん
	ヘキシチアゾクス	ブルーベリー	1	0.03	0.01	ブルーベリー
	ボスカリド	イチゴ	4	0.01～0.02	15	いちご
		ブルーベリー	4	0.01～0.48	10	ブルーベリー
		ニンニクノメ	3	0.02～0.47	30	その他のゆり科野菜
		パプリカ	4	0.04～0.11	10	ピーマン
		ブドウ	4	0.04～0.72	10	ぶどう
		いんげん豆	1	0.03	3	小豆類
		ラズベリー	1	0.01	10	ラズベリー
		チェリー	1	0.03	3	おうとう
		アメリカンチェリー	1	0.19	3	おうとう
		リーキ	1	0.03	5	ねぎ
		芽キャベツ	1	0.03	5	芽キャベツ
	ミクロブタニル	ブドウ	4	0.01～0.05	0.9	ぶどう
		イチゴ	1	0.03	0.8	いちご
		バナナ	1	0.18	2	バナナ
	メタラキシル及びメフェノキサム	ショウガ	1	0.02	1	しょうが
その他の 農薬	クロルフェナピル	メロン	1	0.03	0.01	メロン類果実
		パプリカ	1	0.04	1	ピーマン
	シハロトリン	アメリカンチェリー	1	0.03	0.5	おうとう
	シフルフェナミド	ブドウ	1	0.01	0.4	ぶどう
	ジフルベンズロン	ライチ	1	0.05	0.2	その他の果実
その他	臭素	バナナ	9	1～3	20	バナナ
		グレープフルーツ	2	1	30	グレープフルーツ
		デーツ	2	2～3	100	なつめやし
		いんげん豆	2	1～7	200	小豆類
		キウイフルーツ	2	1	30	キウイー
		オレンジ	1	1	30	オレンジ
		リンゴ	1	3	20	りんご
		ポップコーン	1	2	80	とうもろこし
		うずら豆	1	4	200	その他の豆類
		オートミール	1	2	-	-
		レンズ豆	1	1	200	小豆類
		キヌア	1	2	50	その他の穀類
		キビ	1	4	50	その他の穀類

*令和6年3月末時点

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その1）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	アセフェート	0.4	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	クロチアニジン	0.11	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	クロチアニジン	0.22	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	クロチアニジン	0.27	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	クロチアニジン	0.44	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジノテフラン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジメトエート	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	チアメトキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ブプロフェジン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	メタミドホス	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	サヤインゲン	オマーン	アゾキシストロビン	0.11	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	メタラキシル及びメフェノキサム	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	セロリ	メキシコ	ベルメトリン	0.04	市場衛生検査所
野菜 生鮮	ダイコン（根）	中国	シペルメトリン	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	ダイコン（根）	中国	チアメトキサム	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ダイコン（根）	中国	チアメトキサム	0.13	健康安全研究センター
野菜 生鮮	タマネギ	中国	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	タマネギ	中国	チアメトキサム	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	クロチアニジン	0.14	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	ジフェノコナゾール	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	テブコナゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	テブコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	プロピコナゾール	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	アゾキシストロビン	0.15	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ジフェノコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	テブコナゾール	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクノメ	中国	ボスカリド	0.47	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	クロチアニジン	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	クロチアニジン	0.54	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.1	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.97	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	1.3	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.03	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.04	市場衛生検査所

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その2）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アゾキシストロビン	0.14	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クレソキシムメチル	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クレソキシムメチル	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロチアニジン	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロルフェナビル	0.04	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアメトキサム	0.13	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テブコナゾール	0.14	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.04	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.11	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリダベン	0.08	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリプロキシフェン	0.03	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.04	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.06	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.11	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	ニュージーランド	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	リーキ	オランダ	ジフェノコナゾール	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	リーキ	ベルギー	テブコナゾール	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	リーキ	オランダ	ピラクロストロビン	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	リーキ	オランダ	ボスカリド	0.03	市場衛生検査所
野菜 冷凍	エダマメ	台湾	アセタミプリド	0.07	健康安全研究センター
野菜 冷凍	エダマメ	台湾	アゾキシストロビン	0.04	健康安全研究センター
野菜 冷凍	エダマメ	台湾	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	エダマメ	台湾	チアメトキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 冷凍	エダマメ	タイ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	エダマメ	タイ	アゾキシストロビン	0.05	健康安全研究センター
野菜 冷凍	オクラ	ベトナム	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ブロッコリー	エクアドル	ピラクロストロビン	0.01	市場衛生検査所
野菜 冷凍	ハウレンソウ	台湾	アセタミプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ハウレンソウ	台湾	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ハウレンソウ	台湾	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ハウレンソウ	台湾	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ハウレンソウ	台湾	チアメトキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 冷凍	芽キャベツ	オランダ	ジフェノコナゾール	0.01	市場衛生検査所
野菜 冷凍	芽キャベツ	オランダ	ピラクロストロビン	0.01	市場衛生検査所
野菜 冷凍	芽キャベツ	オランダ	ボスカリド	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	アボカド	メキシコ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	アボカド	オーストラリア	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	アメリカンチェリー	アメリカ	シハロトリン	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	アメリカンチェリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.14	市場衛生検査所
果実 生鮮	アメリカンチェリー	アメリカ	フルジオキシニル	2.00	市場衛生検査所
果実 生鮮	アメリカンチェリー	アメリカ	ボスカリド	0.19	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	アゾキシストロビン	0.31	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ビフェントリン	0.11	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	フルジオキシニル	0.12	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ミクロブタニル	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	ジメトエート	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	ピリプロキシフェン	0.03	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その3)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	0.76	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.28	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	ブプロフェジン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	0.89	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.54	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	トルフェンピラド	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	イマザリル	0.51	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	チアベンダゾール	0.96	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	0.34	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.74	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	フルジオキシニル	0.16	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イマザリル	1.3	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	チアベンダゾール	0.27	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	ピリメタニル	0.22	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	ピリプロキシフェン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	キウイフルーツ	ニュージーランド	臭素	1.00	健康安全研究センター
果実 生鮮	キウイフルーツ	ニュージーランド	臭素	1.00	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピリプロキシフェン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ブプロフェジン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イマザリル	0.66	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	チアベンダゾール	0.29	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	イミダクロプリド	0.09	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	ピリダベン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	イスラエル	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	メキシコ	マラチオン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	トルコ	マラチオン	0.08	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	ブプロフェジン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	2.00	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	2.00	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	2.00	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	2.00	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	3	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	クロルピリホス	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	チアベンダゾール	0.02	市場衛生検査所

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その4）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ピフェントリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ピフェントリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	グアテマラ	アゾキシストロビン	0.08	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	グアテマラ	ピフェントリン	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	グアテマラ	ミクロブタニル	0.18	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	ピフェントリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	ブプロフェジン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	ブプロフェジン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	パパイヤ	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	クレソキシムメチル	0.13	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	テトラコナゾール	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.35	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.72	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ミクロブタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	チオジカルブ及びメソミル	0.26	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	ミクロブタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.2	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ブプロフェジン	0.09	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	フルジオキシニル	0.1	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.1	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ミクロブタニル	0.05	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テブコナゾール	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	フルジオキシニル	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ジフェノコナゾール	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ミクロブタニル	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	ペルー	イミダクロプリド	0.12	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	ペルー	シフルフェナミド	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	ペルー	ジフェノコナゾール	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	アゾキシストロビン	0.74	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	クロラントラニリプロール	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	ヘキシチアゾクス	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	ボスカリド	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.14	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	ピリメタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	ブラジル	アゾキシストロビン	0.72	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	リンゴ	ニュージーランド	臭素	3	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	マラチオン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.77	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.41	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	フルジオキシニル	0.87	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アゾキシストロビン	0.41	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.16	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.15	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	フルジオキシニル	0.45	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アゾキシストロビン	0.34	市場衛生検査所

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その5）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イマザリル	0.31	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	チアベンダゾール	0.17	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	トルフェンピラド	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	ピリプロキシフェン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	フルジオキシニル	1.1	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	オーストラリア	イマザリル	0.91	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	オーストラリア	チアベンダゾール	0.05	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	オーストラリア	ピリメタニル	0.32	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	オーストラリア	フルジオキシニル	0.29	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	オーストラリア	イマザリル	0.67	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	オーストラリア	チアベンダゾール	0.15	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	オーストラリア	ピリメタニル	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	オーストラリア	フルジオキシニル	0.02	市場衛生検査所
果実 冷凍	イチゴ	チリ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	チリ	アゾキシストロビン	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	チリ	アゾキシストロビン	0.12	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	チリ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	中国	テブコナゾール	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	中国	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	トルコ	テブフェンピラド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	トルコ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	ポーランド	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	テブコナゾール	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	セルビア	アセタミプリド	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	セルビア	ピリメタニル	0.11	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	ハンガリー	アセタミプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	アセタミプリド	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピラクロストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.22	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.35	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.48	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	マンゴー	フィリピン	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	メロン	ベトナム	クロルフェナビル	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	メロン	ベトナム	チアメトキサム	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ライチ	中国	ジフルベンズロン	0.05	市場衛生検査所
果実 冷凍	セロリ	メキシコ	ペルメトリン	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	セルビア	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	レモン	モロッコ	クロルピリホス	0.30	健康安全研究センター
果実 乾燥	デーツ	チュニジア	臭素	3	健康安全研究センター
果実 乾燥	デーツ	サウジアラビア	臭素	2	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬（その6）

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
穀類加工品	オートミール	フランス	臭素	2	健康安全研究センター
穀類加工品	キヌア	ボリビア	臭素	2	健康安全研究センター
穀類加工品	キビ	アメリカ	臭素	4	健康安全研究センター
穀類加工品	ポップコーン	アメリカ	臭素	2	健康安全研究センター
豆類加工品	いんげん豆	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類加工品	いんげん豆	イタリア	臭素	7	健康安全研究センター
豆類加工品	いんげん豆	アメリカ	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
豆類加工品	うずら豆	イタリア	臭素	4	健康安全研究センター
豆類加工品	ひよこ豆	インド	クロルプロファム	0.02	健康安全研究センター
豆類加工品	レンズ豆	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類加工品	緑豆	インド	テブコナゾール	0.02	健康安全研究センター
豆類加工品	緑豆	インド	ピペロニルブトキシド	0.11	健康安全研究センター
豆類加工品	緑豆	インド	ピリミホスメチル	0.19	健康安全研究センター

表 2-4-6 基準を超過した農産物

分類	農産物	原産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	残留基準* (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ブプロフェジン 0.03	2 【注】	健康安全研究センター
	タマネギ	中国	チアメトキサム 0.04	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	ヘキシチアゾクス 0.03	0.01	市場衛生検査所
果実 冷凍	イチゴ	中国	テブコナゾール 0.07	0.01	健康安全研究センター
	メロン	ベトナム	クロルフェナビル 0.03	0.01	健康安全研究センター
豆類加工品	ひよこ豆	インド	クロルプロファム 0.02	0.01	健康安全研究センター
	緑豆	インド	ピリミホスメチル 0.19	0.1	健康安全研究センター

*令和6年3月末時点

【注】検査結果判明時点（令和6年2月）における残留基準は0.01ppm

第3 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示が義務化された。

東京都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、令和5年度の結果は以下のとおりである。

1 検査対象食品

(1) 食品衛生法に基づく定性検査*

パパイヤ、米加工品、バレイショ加工品、サケ加工品、とうもろこし及びその加工品（菓子、コーンスープ等）

(2) 食品表示法に基づく定性検査及び定量検査

第2章第9節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照

* 安全性未審査の遺伝子組換え食品であるパパイヤ（PRSV-YK、PRSV-SC、PRSV-HN）、米加工品（63Bt、NNBt、CpTI）、バレイショ加工品（F10、J3）、サケ加工品（AquAdvantage）、とうもろこし及びその加工品（CBH351（スターリンク）、Bt10）が含まれているかどうかを確認する検査

2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

3 実施機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

4 検査機関

健康安全研究センター

5 実施期間

令和5年4月から令和6年3月

6 実施結果

(1) 食品衛生法に基づく定性検査（表2-4-7）

食品衛生法に基づく定性試験を行ったパパイヤ、米加工品、バレイショ加工品、サケ加工品、とうもろこし及びその加工品、計61検体から、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。

表2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対 象 品 目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能※1
パパイヤ		2	2		
米加工品	米粉	1	1		
	その他の米加工品	1	1		
バレイショ加工品	フライドポテト	3	3		
サケ加工品	ふりかけ	2	2		
	いくら醤油漬	1	1		
	その他のサケ加工品	7	7		
とうもろこし	とうもろこし（穀粒）	1	1		
	とうもろこし（粉碎加工品）	3	3		
とうもろこし加工品	スナック菓子	4	4		
	スイートコーン	24	24		
	コーンスープ	11	11		
	その他のとうもろこし加工品	1	1		
合計		61	61	0	0

※1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

第4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ

表 2-4-8 輸入食品監視結果

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条項	違反内容	措置
魚介類	550	0	0					
魚介類加工品	87	0	0					
無加熱摂取 冷凍食品	188	0	0					
加熱後摂取 凍結前加熱冷凍食品	0	0	—					
加熱後摂取 凍結前未加熱冷凍食品	402	0	0					
生食用 冷凍鮮魚介類	84	0	0					
肉・卵類及び その加工品	5672	1	0.02	鳥もも肉	アメリカ 合衆国	食品衛生法 第13条第2項	動物用医薬品の残留基 準違反	違反通報
牛乳・加工乳・ その他の乳	0	0	—					
乳製品	576	0	0					
乳類加工品	7	0	0					
アイスクリーム類・ 氷菓	2	0	0					
穀類及び その加工品	567	0	0					
野菜類・果物及び その加工品	9050	8	0.09	アメリカン チェリー	アメリカ 合衆国	食品表示法 第5条	添加物表示なし	違反通報
菓子類	945	3	0.32	ポップコーン	中国	食品衛生法 第12条	指定外添加物の検出	違反通報
清涼飲料水	266	1	0.38	清涼飲料水	韓国	食品表示法 第5条	添加物表示なし	違反通報
酒精飲料	173	0	0					
氷雪	0	0	—					
水	0	0	—					
缶詰・びん詰	842	0	0					
調味料	408	1	0.25	アボカド入り ディップ	アメリカ 合衆国	食品表示法 第5条	添加物表示なし	違反通報
そうざい類及び その半製品	10	0	0					
上記以外の食品	1038	0	0					
添加物及び その製剤	0	0	—					
その他添加物	0	0	—					
器具及び容器包装	11	0	0					
おもちゃ	85	0	0					
合計	20963	14	0.07					

—:検査なし

表 2-4-9 輸入食品違反一覧

分類	品名	違反条項	違反内容	検査結果	発見	原産国
肉・卵類及びその加工品・鶏肉	鳥もも肉	食品衛生法第13条第2項	動物用医薬品の残留基準違反	ラサロシド 0.2ppm 検出	健康安全研究センター	アメリカ合衆国
野菜類・果実及びその加工品	竹の子水煮	食品衛生法第13条第2項	添加物の使用基準違反	デヒドロ酢酸 0.09g/kg 二酸化硫黄 0.24g/kg 検出	江戸川区	ベトナム
野菜類・果実及びその加工品	アメリカンチェリー	食品表示法第5条	添加物表示なし	フルジオキソニル 2.0ppm 検出	市場衛生検査所	アメリカ合衆国
野菜類・果実及びその加工品	オクラ	食品衛生法第13条第3項	農薬の一律基準違反	ブプロフェジン 0.03ppm 検出	健康安全研究センター	フィリピン
野菜類・果実及びその加工品	タマネギ	食品衛生法第13条第2項	農薬の残留基準違反	チアメトキサム 0.04ppm 検出	健康安全研究センター	中国
野菜類・果実及びその加工品	レンズ豆	食品衛生法第13条第3項	農薬の一律基準違反	トリフロキシストロビン 0.02ppm 検出	健康安全研究センター	カナダ
野菜類・果実及びその加工品	生鮮ブルーベリー	食品衛生法第13条第3項	農薬の一律基準違反	ヘキシチアゾクス 0.03ppm 検出	市場衛生検査所	メキシコ
野菜類・果実及びその加工品	冷凍イチゴ	食品衛生法第13条第3項	農薬の一律基準違反	テブコナゾール 0.07ppm 検出	健康安全研究センター	中国
野菜類・果実及びその加工品	冷凍メロン	食品衛生法第13条第3項	農薬の一律基準違反	クロルフェナピル 0.03ppm 検出	健康安全研究センター	ベトナム
菓子類	スナック菓子	食品表示法第5条	添加物表示なし及び記載のある添加物の未検出	二酸化チタン 0.3g/kg 検出 食用青色2号 未検出	練馬区	アメリカ合衆国
菓子類	ポップコーン	食品衛生法第12条	指定外添加物の検出	TBHQ0.004g/kg 検出	新宿区	中国
菓子類	中華菓子	食品衛生法第12条	指定外添加物の検出	TBHQ0.01g/kg 検出	新宿区	中国
清涼飲料水	清涼飲料水	食品表示法第5条	添加物表示なし	黄色5号及び青色1号 スクラロース (0.084g/kg) 検出	新宿区	韓国
調味料	アボカド入りディップ	食品表示法第5条	添加物表示なし	ポリソルベート類 0.085g/kg 検出	杉並区	アメリカ合衆国

第5節 食品中の放射性物質対策

第1 都内流通食品の放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質については、各生産地において国の通知に基づいた検査計画を策定し、出荷前検査が実施されている。さらに、各自治体においては、生産地における出荷前検査の効果を検証するため、小売店等に流通している食品の放射性物質検査を計画的に実施している。

こうした中、東京都では、チェルノブイリ原子力発電所の事故を受けて昭和 61 年度から実施してきた輸入食品の放射性物質の検査に加え、平成 23 年度から都内の小売店等に流通している国産食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、放射性物質の検査を実施している。

令和 5 年度の都内流通食品の放射性物質検査結果は以下のとおりである。

- 1 実施期間
令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで
- 2 実施機関
健康安全研究センター及び市場衛生検査所
- 3 検査機関
健康安全研究センター及び市場衛生検査所
- 4 実施対象施設
デパート、スーパー、市場内卸売販売業等
- 5 検査対象食品
生鮮食品、加工食品

6 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所	ヨウ化ナトリウム (TL)・シンチレーション検出器	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定下限値：50Bq/kg
・健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及び放射性セシウムの定量	測定時間：2,000秒以上 ※上記の検査の結果、50Bq/kgを超えた検体について確定検査として実施した。

7 検査結果

検査結果は表 2-5-1 のとおり

900 品目の食品について放射性物質検査を実施した。その結果、基準値を超える食品はなかった。

表 2-5-1 令和 5 年度 都内流通食品の放射性物質検査結果

食品分類	品目数		検出濃度区分 (Bq/kg)				
	国産	輸入	0～25	26～50	51～75	76～100	100 超え
野菜・果実及びその加工品	150	56					
穀類・豆類・いも類・きのこ類及びその加工品	150	13					
肉類・卵類及びその加工品	50	6					
水産物及びその加工品	150	20					
乳製品	100	5					
牛乳類	120	0					
乳児用食品	30	0					
飲料水	50	0					
合計	800	100					

＜参考＞都内産の農林水産物等に関する検査

東京都産業労働局は都内で生産された農林水産物等について検査を行った（表 2-5-2）。

その結果、基準値を超えるものはなかった。

表 2-5-2 都内産農林水産物の検査検体数内訳

（令和 5 年度）

	検査検体数	基準値を 超えた検体数
農産物	51	0
水産物	63	0
原乳	3	0
合計	117	0

第6節 牛乳衛生

第1 乳処理場の衛生

都内には、多摩地域に7施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導担当及び管轄保健所が、島しょ地域においては島しょ保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-6-1のとおりである。

表 2-6-1 都内牛乳等の生産量（単位：kℓ）（令和5年度）

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	－	57,089	10,589	855	846

第2 健康安全研究センターハサップ指導担当

健康安全研究センターハサップ指導担当では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

令和5年度の検査結果は、表2-6-2のとおりである。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30

年法律第57号）により、令和2年6月1日をもって「総合衛生管理製造管理」承認制度は廃止された。

表 2-6-2 牛乳等の成分規格等検査（健康安全研究センター搬入分）及び特殊検査等（令和5年度）

	総 数		成分規格等検査 （健康安全研究センター搬入分）			特殊検査等※	
	検体数	検査件数	検体数	検査件数	違反検体数	検体数	検査件数
総 数	160	1327	101	1097	－	59	230
生 乳	19	364	16	357	－	3	7
製 品	92	718	36	495	－	56	223
牛 乳	38	174	8	64	－	30	110
成分調整牛乳	－	－	－	－	－	－	－
低 脂 肪 牛 乳	3	17	1	8	－	2	9
加 工 乳	－	－	－	－	－	－	－
乳 飲 料	17	125	6	76	－	11	49
ク リ ー ム	3	13	1	4	－	2	9
乳 主 原	4	45	2	36	－	2	9
アイスクリーム類	－	－	－	－	－	－	－
氷 菓	－	－	－	－	－	－	－
は っ 酵 乳	12	96	6	72	－	6	24
乳 酸 菌 飲 料	2	16	1	12	－	1	4
チ ー ズ	－	－	－	－	－	－	－
バ タ ー	－	－	－	－	－	－	－
調 製 粉 乳	3	69	3	69	－	－	－
清 涼 飲 料 水	3	25	1	16	－	2	9
菓 子	3	58	3	58	－	－	－
そ の 他	4	80	4	80	－	－	－
そ の 他	49	245	49	245	－	－	－

※特殊検査等とは、増菌検査、保存検査、その他の検査である。

第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の残留農薬及び抗生物質等の検査を実施している。令和5年度の検査結果は、以下のとおりである。

(1) 検体数：16 検体

(2) 検査項目：残留農薬^{※1}、抗生物質等^{※2}

(3) 結果及び措置等：検出した検体及び違反となる検体はなかった。

※1 γ-BHC、DDT (p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT 及び o, p'-DDT の総和)、アルドリン及びディルドリン、エンドリン、クロルデン (cis-クロルデン、trans-クロルデン及びオキシクロルデンの総和)、ヘプタクロル (エポキシド体含む)、ヘキサクロロベンゼン、クロルピリホスを検査した。

※2 オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン、ベンジルペニシリン、スピラマイシン、タイロシン、チルミコシン、エリスロマイシン、スルファジミジン、シロマジン、チアベンダゾール、5-ヒドロキシチアベンダゾールを検査した。

第7節 農畜水産食品衛生

第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内二つのと畜場（うち、島しょ1施設）を所管している。

芝浦食肉衛生検査所では、と畜場法に基づき、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査、解体前検査及び解体後検査を実施し、さらに必要に応じて精密検査を行うことで、食用に適さない獣畜の肉を排除し、安全な食肉の供給に努めている。その他、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく搬入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、八丈島に1と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

令和5年度におけると畜検査数は表2-7-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-7-2のとおりである。

平成13年10月18日から平成25年6月30日まで、と畜解体される全ての牛について牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、平成25年6月に省令が改正され、平成25年7月1日からスクリーニング検査の対象が48か月齢を超える牛となった。その後、平成29年2月の省令改正により平成29年4月1日から、と畜場における健康牛に係るBSE検査は廃止された。この改正に伴い同年4月1日以降、伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき、24か月齢以上の牛のうち、生体検査においてと畜検査員が必要と判断した牛を対象としてBSEスクリーニング検査を実施してきた。令和6年2月14日の要領の改正により令和6年4月1日から、月齢に関わらず、生体検査において行動異常又は神経症状を呈する場合に、BSEスクリーニング検査を実施している。

また、めん羊及び山羊については、12か月齢以上の個体について伝達性海綿状脳症(TSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正により、平成28年6月1日から、月齢に関わ

らず、生体検査においてTSEを疑うような臨床症状を示す場合に、TSEスクリーニング検査を実施している。

第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、豊洲市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場(9市場)及び、地方卸売市場(1市場)を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内の全ての業態について監視・指導を行っている。令和5年度における業務の概要は表2-7-3、表2-7-4及び表2-7-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、昭和24年に全国の道府県に先駆けてふぐ取扱業等取締条例を制定し、ふぐ調理師の試験制度の創設など、厳しく規制してきた。

昭和58年12月の厚生省(現厚生労働省)通達「フグの衛生確保について」を受け、ふぐ加工品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、東京都ふぐの取扱い規制条例として同年7月に施行した。

その後、平成24年3月30日、ふぐ調理師以外の者が取り扱えるふぐ加工製品について改正を行い、同年10月1日より施行した。

令和4年3月、食品衛生法の改正(平成30年度)、厚生労働省通知「ふぐ処理者の認定基準」(令和元年10月31日付生食発1031第6号)、都内におけるふぐの流通状況等の実情等を踏まえ、ふぐ加工製品取扱届出制度の廃止等(令和4年4月1日施行)、ふぐの処理に係る試験制度(令和5年4月1日施行)について改正を行い、令和5年4月1日より、ふぐの取扱い資格者の名称は「ふぐ調理師」から「ふぐ取扱責任者」となった。

令和5年度のふぐ取扱責任者試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

[令和5年度ふぐ取扱責任者試験及び免許証の交付状況]

試験日	学科試験 8月19日、実技試験 8月21日から同月23日まで
受験申込者数	245名
受験者数	221名
合格者数	123名（合格率 55.7%）
免許証交付数	141名（条例制定以来、令和5年度末までの免許証交付数 22,130件）

表 2-7-1 と畜検査頭数の推移及び令和5年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 24 年度		275, 999	94, 325	－	－	181, 665	－	9
平成 25 年度		322, 202	97, 031	－	－	225, 161	－	10
平成 26 年度		321, 116	98, 997	－	1	222, 100	－	18
平成 27 年度		303, 059	93, 275	－	3	209, 778	－	3
平成 28 年度		289, 112	88, 309	－	－	200, 798	－	5
平成 29 年度		276, 798	88, 462	－	－	188, 333	－	3
平成 30 年度		281, 468	86, 908	－	1	194, 556	－	3
令和元年度		279, 110	86, 157	－	－	192, 948	－	5
令和 2 年度		292, 830	89, 243	－	4	203, 578	－	5
令和 3 年度		286, 689	85, 803	－	2	200, 884	－	－
令和 4 年度		295, 259	87, 386	－	1	207, 871	－	1
令和 5 年度		299, 252	87, 835	－	－	211, 417	－	－
令和 5 年 度と畜場 別内訳	芝 浦	299, 252	87, 835	－	－	211, 417	－	－
	八丈町	－	－	－	－	－	－	－

表2-7-2 令和5年度と畜検査数及び分類数

畜 種	検 査 頭 数	処 分 内 容	病 名 / 処 分 実 頭 数	疾病別頭数																				合 計					
				細菌病								ウイルス リケッチ ア病		原虫病			寄生虫病			その他の疾病									
				炭 疽	豚 丹 毒 症	サル モ ネ ラ 症	結 核 病	ブ ル セ ラ 病	破 傷 風	放 線 菌 病	そ の 他	豚 熱	そ の 他	ト キ ソ プ ラ ズ マ 病	そ の 他	ジ ス ト マ 病	の う 虫 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫		腫 瘍	中 毒 諸 症	炎 症 又 は 炎 症 産 物 に よ る 汚 染	変 性 又 は 萎 縮	そ の 他
牛	87,835	とさつ禁止	-	*	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-		
		全部廃棄	61	-	*	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	4	10	4	-	1	-	-	-	42	61	
こ 牛	-	一部廃棄	62,977	*	*	*	-	-	19	*	-	*	-	*	-	10	1	*	*	*	-	-	17	*	52,464	17,811	3,216	80,370	
		とさつ禁止	-	*	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-		
馬	-	全部廃棄	-	*	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-		
		一部廃棄	-	*	*	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
豚	211,417	とさつ禁止	13	-	13	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	13		
		全部廃棄	213	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110	19	20	4	41	7	-	-	-	-	213		
め ん 羊	-	一部廃棄	121,388	*	*	*	-	-	*	-	*	-	*	-	-	-	-	*	*	*	-	1,591	7	*110,215	19,677	3,681	135,171		
		とさつ禁止	-	*	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-		
山 羊	-	全部廃棄	-	*	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		一部廃棄	-	*	*	*	-	-	*	-	*	-	*	-	*	-	*	*	*	-	-	-	-	*	*	-	-		
合 計	299,252	とさつ禁止	13	-	13	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	13		
		全部廃棄	274	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110	23	30	8	41	8	-	-	-	42	274		
			一部廃棄	184,365	*	*	*	-	-	*	19	-	*	-	*	1	*	*	*	-	-	8,423	24	*162,679	37,488	6,897	215,541		

*：畜種が特定される疾病又は処分内容が法令に定められているため、当該欄に計上されないもの

表 2-7-3 市場衛生検査所・事業所別実績（令和5年度）

＊ 区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,106	157,925	3,932	274	0	0	277
豊洲	1,375	110,373	1,925	82	－	－	85
大田	470	31,807	901	67	－	－	67
足立	261	15,745	1,106	125	－	－	125

区分	検 査			普及啓発		食 中 毒 関連調査	苦情・ 相談	表示 違反 (件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	52,457	27,397	25,060	141	3,427	8	1,051	307
豊洲	20,364	8,293	12,071	52	1,564	5	933	277
大田	19,287	13,062	6,225	36	1,100	1	83	11
足立	12,806	6,042	6,764	53	763	2	35	19

＊ 大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表 2-7-4 検査対象品目別検査数（その1）

（令和5年度）

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他
検 体 数			3,932	929	210	288	95	2,410
検 査 件 数			52,457	5,185	3,431	19,684	775	23,382
生物学的検査	細 菌 数		2,550	209	131	61	22	2,127
	大 腸 菌 群		2,435	153	131	61	22	2,068
	大 腸 菌		2,473	209	131	61	22	2,050
	黄色ブドウ球菌		2,941	183	131	61	22	2,544
	腸 炎 ビブリオ		2,400	209	76	61	7	2,047
	その他ビブリオ		4,794	418	152	122	14	4,088
	サ ル モ ネ ラ		3,067	183	131	61	138	2,554
	セ レ ウ ス 菌		2,431	183	131	61	22	2,034
	腸管出血性大腸菌		1,242	828	36	180	－	198
	ノロウイルス		144	106	－	－	－	38
	抗 菌 性 物 質		－	－	－	－	－	－
	寄生虫・寄生虫卵		－	－	－	－	－	－
	T. T. C. テスト		－	－	－	－	－	－
	そ の 他		583	29	－	－	－	554
小 計			25,060	2,710	1,050	729	269	20,302

表 2-7-4 検査対象品目別検査数（その2）

（令和5年度）

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
理化学的検査	保 存 料		2,965	952	824	504	176	509
	殺 菌 料		29	—	29	—	—	—
	漂 白 剤		297	3	132	63	22	77
	着 色 料		2,869	—	1,152	756	264	697
	甘 味 料		742	238	206	126	44	128
	発 色 剤		9	—	6	—	—	3
	リ ン 酸		—	—	—	—	—	—
	防 カ ビ 剤		56	—	—	51	—	5
	残 留 農 薬		19,154	200	—	17,325	—	1,629
	P C B		144	144	—	—	—	—
	重金属	水 銀	474	467	—	—	—	7
		その他	—	—	—	—	—	—
	放 射 能		90	42	3	30	—	15
	硝 酸・亜 硝 酸		100	—	—	100	—	—
	動 物 用 医 薬 品		245	242	—	—	—	3
	そ の 他		223	187	29	—	—	7
	小 計		27,397	2,475	2,381	18,955	506	3,080

表 2-7-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置

（令和5年度）

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検 体 数		3,932	929	210	288	95	2,410
	検 査 件 数		52,457	5,185	3,431	19,684	775	23,382
	不 良 検 体 数		274	11	2	3	—	258
不利益処分件数	営 業 禁 止		—	—	—	—	—	—
	販 売 禁 止		—	—	—	—	—	—
	廃 棄		—	—	—	—	—	—
	そ の 他		—	—	—	—	—	—
	数 量 (kg)		—	—	—	—	—	—
廃棄数量	命令に基づく廃棄		—	—	—	—	—	—
	命令廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
	任 意 廃 棄		—	—	—	—	—	—
	任意廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
措置件数	注 意・指 導		275	11	2	4	—	258
	始 末 書		—	—	—	—	—	—
	返 品		—	—	—	—	—	—
	違 反 通 報 等		2	—	—	2	—	—

第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はなく、食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）は213施設ある。そのうち、18施設は東京都が管轄しており、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約8.7万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。

また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について収去検査を実施している。

令和5年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-7-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-7-7のとおり、食鳥肉の収去検査実績は表2-7-8のとおりである。

表2-7-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（令和5年度）

処理羽数			87,469
基準適合羽数			87,431
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全 部 廃 棄		4
	一 部 廃 棄		34
	小 計		38
	理 由 内 訳		
基準不適合	生 体 の 基 準	廃 棄	-
	体 表 の 基 準	全 部 廃 棄	4
	体 表 の 基 準	一 部 廃 棄	34
	体 壁 内 側 の 基 準	廃 棄	-
内 臓 の 基 準	当 該 臓 器 廃 棄		-
	内 臓 全 部 廃 棄		-

表2-7-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（令和5年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西 多 摩	-	-	-	-	-
南 多 摩	-	-	-	-	-
多 摩 立 川	4	4	13	-	-
多 摩 府 中	6	10	26	5	12
多 摩 小 平	6	9	16	-	-
島 し よ	2	2	3	-	-
健康安全研究センター	(1)	(1)	-	(1)	-
東京都 計	18	25	58	5	12
《参考》特別区 計	194		151	27	21
《参考》八王子市	1		5	-	-
《参考》町田市	-		-	-	-

注 () 内の数字は再掲

表2-7-8 食鳥肉の収去検査実績（令和5年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤 殺虫剤	有害化学物質
検体数	86	64	23	64	1
検査項目数	470	1440	184	256	1

第8節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。東京都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわりなく、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

東京都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

(1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳（表2-8-1）

表2-8-1 調査対象魚介類等の内訳（令和5年度）

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	124	373
	貝	18	51
	小計	142	424
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		142	444

イ 検査結果

総水銀について合計444検体を検査した結果、最大値1.69ppm、最小値定量下限値未満であった。

また、メチル水銀については、69検体について検査を行い、その結果は、最大値1.24ppm、最小値0.15ppmであった（表2-8-2）。令和5年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、アオハタ1検体（鹿児島県産）、ウツカリカサゴ1検体（長崎県産）、クロダイ1検体（大分県産）、クロムツ1検体（鹿児島県産）、スズキ1検体（千葉県産）、ハマダイ1検体（東京都産）、ホキ1検体（ニュージーランド産）、マダイ1検体（大分県産）、マダラ1体（青森県産）、ムツ1検体（鹿児島県産）であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、ムツ1検体（静岡県産）及びユメカサゴ15検体（長崎県産）であった。

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(令和5年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	4	4	0.21	0.11	0.14	-	-	-	-	-	岩手県、宮城県、北海道
2	アオダイ	2	2	0.12	0.08	0.10	-	-	-	-	-	鹿児島県
3	アオハタ	2	2	0.50	0.34	0.42	2	2	0.37	0.23	0.30	長崎県、鹿児島県
4	アオメエソ	2	2	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	福島県、茨城県
5	アオリイカ	3	3	0.14	0.04	0.10	-	-	-	-	-	愛知県、兵庫県
6	アカアマダイ	5	5	0.28	0.13	0.21	-	-	-	-	-	山口県、福岡県、三重県、秋田県
7	アカイカ	1	1	0.12	0.12	0.12	-	-	-	-	-	中国
8	アカカマス	7	7	0.30	0.11	0.18	-	-	-	-	-	佐賀県、神奈川県、愛媛県、千葉県、鹿児島県、長崎県
9	アカシタビラメ	2	1	0.02	ND	0.02	-	-	-	-	-	宮崎県、愛媛県
10	アカハタ	2	2	0.26	0.05	0.16	-	-	-	-	-	長崎県
11	アカムツ	1	1	0.28	0.28	0.28	-	-	-	-	-	長崎県
12	アメリカオオアカイカ	1	1	0.06	0.06	0.06	-	-	-	-	-	ペルー
13	アラ	1	1	0.09	0.09	0.09	-	-	-	-	-	青森県
14	アルゼンチンアカエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	アルゼンチン
15	イサキ	6	6	0.18	0.03	0.08	-	-	-	-	-	千葉県、長崎県、愛媛県、大分県
16	イシガキダイ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	熊本県
17	イシガレイ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	青森県
18	イシダイ	3	3	0.11	0.08	0.09	-	-	-	-	-	千葉県、新潟県、島根県
19	イヅカサゴ	1	1	0.21	0.21	0.21	-	-	-	-	-	長崎県
20	イセエビ	1	1	0.11	0.11	0.11	-	-	-	-	-	茨城県
21	イトヨリダイ	3	3	0.13	0.09	0.11	-	-	-	-	-	長崎県、愛媛県、大分県
22	イボダイ	2	2	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	神奈川県、千葉県
23	ウシエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	インドネシア
24	ウスメハル	3	3	0.05	0.04	0.04	-	-	-	-	-	新潟県、青森県、北海道
25	ウツカリカサゴ	1	1	0.85	0.85	0.85	1	1	0.59	0.59	0.59	長崎県
26	ウメイロ	1	1	0.04	0.04	0.04	-	-	-	-	-	長崎県
27	オキメダイ	1	1	0.13	0.13	0.13	-	-	-	-	-	ニュージーランド
28	オヒョウ	1	1	0.07	0.07	0.07	-	-	-	-	-	ロシア
29	カツオ	7	7	0.29	0.16	0.23	-	-	-	-	-	鹿児島県、千葉県、宮城県、神奈川県、三重県
30	カミナリイカ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	タイ
31	カラスガレイ	2	2	0.33	0.09	0.21	1	1	0.24	0.24	0.24	アイスランド、ロシア
32	カワハギ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	富山県
33	カンパチ	8	8	0.24	0.10	0.15	-	-	-	-	-	高知県、鹿児島県、大分県、長崎県
34	キアンコウ	1	1	0.09	0.09	0.09	-	-	-	-	-	福島県
35	キジハタ	1	1	0.19	0.19	0.19	-	-	-	-	-	長崎県
36	キダイ	2	2	0.27	0.23	0.25	-	-	-	-	-	三重県、石川県
37	キチジ	2	2	0.30	0.27	0.29	1	1	0.18	0.18	0.18	北海道
38	キチヌ	1	1	0.07	0.07	0.07	-	-	-	-	-	千葉県
39	キハダ	1	1	1.29	1.29	1.29	1	1	0.98	0.98	0.98	太平洋
40	ギンダラ	4	4	0.62	0.02	0.25	1	1	0.41	0.41	0.41	アメリカ、カナダ、アラスカ
41	キンメダイ	8	8	1.38	0.36	0.70	8	8	0.99	0.23	0.50	千葉県、静岡県、神奈川県、東京都
42	クロウシノシタ	1	1	0.07	0.07	0.07	-	-	-	-	-	秋田県
43	クロガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	北海道
44	クロソイ	3	3	0.15	0.05	0.11	-	-	-	-	-	青森県
45	クロダイ	6	6	0.51	0.10	0.23	1	1	0.37	0.37	0.37	大分県、千葉県、兵庫県、岡山県、神奈川県、徳島県
46	クロマグロ	1	1	0.45	0.45	0.45	1	1	0.40	0.40	0.40	アイルランド
47	クロムツ	5	5	1.07	0.02	0.39	2	2	0.64	0.29	0.47	長崎県、岩手県、鹿児島県
48	ケンサキイカ	2	2	0.05	0.02	0.04	-	-	-	-	-	島根県、長崎県
49	コウイカ	1	1	0.07	0.07	0.07	-	-	-	-	-	大分県
50	コガネガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	アメリカ
51	コショウダイ	1	1	0.16	0.16	0.16	-	-	-	-	-	愛知県
52	コノシロ	2	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	千葉県、佐賀県
53	ゴマサバ	2	2	0.40	0.11	0.26	1	1	0.26	0.26	0.26	千葉県、宮城県
54	サメガレイ	1	1	0.13	0.13	0.13	-	-	-	-	-	北海道
55	サワラ	10	10	0.07	0.01	0.03	-	-	-	-	-	神奈川県、広島県、中国、大阪府、大分県、韓国、福岡県
56	サンマ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	岩手県
57	シバエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	-	-	-	-	-	佐賀県
58	シマアジ	6	6	0.36	0.04	0.22	2	2	0.24	0.22	0.23	長崎県、鹿児島県、愛媛県
59	シマウシノシタ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	兵庫県
60	シロアシエビ	1	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	インド

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(令和5年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
61	シロギス	2	2	0.09	0.03	0.06	-	-	-	-	-	タイ、愛知県
62	シログチ	3	3	0.26	0.10	0.16	-	-	-	-	-	宮城県、兵庫県、茨城県
63	シロヒラス	1	1	0.15	0.15	0.15	-	-	-	-	-	ニュージーランド
64	スズキ	26	26	0.43	0.05	0.15	2	2	0.39	0.24	0.32	愛知県、愛媛県、宮城県、神奈川県、千葉県、東京都
65	スルメイカ	3	3	0.10	0.03	0.06	-	-	-	-	-	富山県、長崎県、石川県
66	ソデイカ	1	1	0.12	0.12	0.12	-	-	-	-	-	フィリピン
67	タイセイヨウサバ	3	3	0.06	0.05	0.05	-	-	-	-	-	ノルウェー
68	タカベ	1	1	0.16	0.16	0.16	-	-	-	-	-	東京都
69	タチウオ	6	6	0.08	0.05	0.07	-	-	-	-	-	神奈川県、千葉県
70	チダイ	3	3	0.27	0.04	0.13	-	-	-	-	-	兵庫県、青森県、鹿児島県
71	トクビレ	1	1	0.04	0.04	0.04	-	-	-	-	-	北海道
72	トビウオ	4	4	0.06	0.03	0.04	-	-	-	-	-	高知県、宮崎県、岩手県、神奈川県
73	ナイルアカメ	2	2	0.15	0.12	0.14	-	-	-	-	-	タンザニア
74	ニシン	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	北海道
75	ニタリクジラ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	北海道
76	ハマダイ	2	2	0.78	0.21	0.50	1	1	0.51	0.51	0.51	鹿児島県、東京都
77	ハモ	1	1	0.28	0.28	0.28	-	-	-	-	-	熊本県
78	ヒメダイ	1	1	0.26	0.26	0.26	-	-	-	-	-	鹿児島県
79	ヒラスズキ	1	1	0.31	0.31	0.31	1	1	0.18	0.18	0.18	鹿児島県
80	ヒラマサ	2	2	0.17	0.13	0.15	-	-	-	-	-	鹿児島県
81	ヒラメ	6	6	0.40	0.07	0.16	1	1	0.25	0.25	0.25	千葉県、韓国、宮城県、福島県
82	ビンナガ	1	1	0.28	0.28	0.28	-	-	-	-	-	太平洋
83	フエフキダイ	1	1	0.18	0.18	0.18	-	-	-	-	-	鹿児島県
84	ブリ	7	7	0.27	0.11	0.17	-	-	-	-	-	鹿児島県、高知県、愛媛県、北海道
85	ブルーシュリンプ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	ニューカレドニア
86	ヘダイ	1	1	0.22	0.22	0.22	-	-	-	-	-	大分県
87	ホウボウ	5	5	0.16	0.02	0.07	-	-	-	-	-	千葉県、兵庫県
88	ホキ	1	1	0.50	0.50	0.50	1	1	0.37	0.37	0.37	ニュージーランド
89	ホッケ	3	3	0.11	0.04	0.06	-	-	-	-	-	北海道、大分県
90	ホッコクアカエビ	1	1	0.07	0.07	0.07	-	-	-	-	-	北海道
91	ボラ	2	1	0.01	ND	0.01	-	-	-	-	-	千葉県、香川県
92	マアジ	4	4	0.27	0.03	0.15	-	-	-	-	-	大分県、京都府、ニュージーランド、千葉県
93	マアナゴ	1	1	0.08	0.08	0.08	-	-	-	-	-	韓国
94	マイワシ	6	6	0.02	0.01	0.02	-	-	-	-	-	石川県、青森県、千葉県、北海道、岩手県
95	マコガレイ	2	2	0.03	0.01	0.02	-	-	-	-	-	青森県、千葉県
96	マゴチ	7	7	0.26	0.06	0.14	-	-	-	-	-	長崎県、大分県、千葉県、岡山県
97	マサバ	4	4	0.27	0.15	0.21	-	-	-	-	-	千葉県、長崎県、宮城県、青森県
98	マダイ	9	9	0.94	0.06	0.28	2	2	0.60	0.24	0.42	神奈川県、山口県、千葉県、兵庫県、青森県、愛媛県、大分県
99	マダコ	1	1	0.03	0.03	0.03	-	-	-	-	-	神奈川県
100	マダラ	5	5	0.41	0.04	0.17	1	1	0.34	0.34	0.34	青森県、ロシア、北海道、岩手県、日本
101	マトウダイ	1	1	0.17	0.17	0.17	-	-	-	-	-	宮城県
102	マナガツオ	3	3	0.12	0.05	0.08	-	-	-	-	-	福岡県、香川県、熊本県
103	マナマコ	1	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	石川県
104	マハタ	3	3	0.23	0.06	0.16	-	-	-	-	-	三重県
105	マボヤ	2	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	宮城県、宮城県
106	ミズダコ	1	1	0.06	0.06	0.06	-	-	-	-	-	北海道
107	ミナミマグロ	2	2	1.37	0.54	0.96	2	2	1.05	0.39	0.72	インド洋、ケープ
108	ムツ	31	31	0.62	0.16	0.27	9	9	0.47	0.15	0.27	鹿児島県、長崎県、静岡県
109	メイタガレイ	1	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	千葉県
110	メイチダイ	1	1	0.10	0.10	0.10	-	-	-	-	-	長崎県
111	メカジキ	4	4	1.69	0.84	1.27	4	4	1.24	0.63	0.95	インド洋、宮城県、太平洋
112	メジナ	3	3	0.12	0.04	0.07	-	-	-	-	-	富山県、石川県
113	メダイ	3	3	0.45	0.13	0.24	1	1	0.25	0.25	0.25	東京都、鹿児島県
114	メバチ	2	2	1.19	0.75	0.97	2	2	0.83	0.54	0.69	インド洋、大西洋
115	メルルーサ	1	1	0.05	0.05	0.05	-	-	-	-	-	アルゼンチン
116	モロトゲアカエビ	1	1	0.07	0.07	0.07	-	-	-	-	-	北海道
117	ヤリイカ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	青森県
118	ユメカサゴ	20	20	0.91	0.35	0.57	20	20	0.68	0.23	0.40	長崎県
小計		360	351				69	69				

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(令和5年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			検体数	検出 検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
貝												
1	アカガイ	4	3	0.02	0.01	0.01	-	-	-	-	-	中国、韓国
2	アサリ	3	1	0.03	ND	0.03	-	-	-	-	-	中国、韓国
3	イタヤガイ	1	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	中国
4	イワガキ	2	2	0.02	0.01	0.02	-	-	-	-	-	宮城県、岩手県
5	ウバガイ	5	1	0.01	ND	0.01	-	-	-	-	-	北海道
6	エゾイシカゲガイ	1	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	岩手県
7	エゾボラ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	北海道
8	サザエ	2	2	0.03	0.02	0.03	-	-	-	-	-	静岡県、長崎県
9	サラガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	北海道
10	タイラギ	6	3	0.01	ND	0.01	-	-	-	-	-	愛知県
11	ナミガイ	3	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	愛知県、千葉県
12	バカガイ	1	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	三重県
13	ハマグリ	5	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	千葉県、茨城県、鹿児島県
14	ホタテガイ	4	3	0.01	ND	0.01	-	-	-	-	-	北海道、青森県、宮城県
15	ホンビノスガイ	2	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	千葉県
16	マガキ	7	1	0.01	ND	0.01	-	-	-	-	-	広島県、宮城県、岩手県、岡山県
17	ミルクイ	1	-	ND	ND	-	-	-	-	-	-	三重県
18	ムラサキイガイ	2	1	0.02	ND	0.02	-	-	-	-	-	宮城県
小計		51	19				0	0				
淡水魚												
1	アユ	2	2	0.14	0.06	0.10	-	-	-	-	-	愛知県、和歌山県
2	イワナ	1	1	0.11	0.11	0.11	-	-	-	-	-	岩手県
3	ギンザケ	6	2	0.16	ND	0.14	-	-	-	-	-	宮崎県、宮城県、チリ共和国
4	コイ	1	1	0.10	0.10	0.10	-	-	-	-	-	長野県
5	サケ	1	1	0.02	0.02	0.02	-	-	-	-	-	北海道
6	ニジマス	2	2	0.15	0.02	0.09	-	-	-	-	-	静岡県、ノルウェー
小計		13	9				0	0				
魚介類加工品		20	19	0.12	ND	0.05	0	0				
総計		444	398				69	69				

注1 NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。東京都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB調査結果は表2-8-3及び表2-8-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えた検体はなかった。

表2-8-3 各種食品等のPCB調査結果

(令和5年度)

品 目		規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)		
					最大	最小	平均
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	75	37	0.15	ND	0.04
	内海内湾魚介類	3.0	233	107	2.5	ND	0.1
	小 計	—	308	144			
牛 乳		0.1	8	—	ND	ND	ND
乳製品(チーズ・ヨーグルト類)		1.0	5	—	ND	ND	ND
育児用粉乳		0.2	5	—	ND	ND	ND
食 肉	牛 肉	0.5	4	—	ND	ND	ND
	豚 肉		4	—	ND	ND	ND
	鶏 肉		4	—	ND	ND	ND
	牛 肝 臓		4	—	ND	ND	ND
	豚 肝 臓		4	—	ND	ND	ND
	鶏 肝 臓 等		4	—	ND	ND	ND
	小 計	—	24	0			
卵 類		0.2	16	—	ND	ND	ND
器具・容器包装		5.0	11	—	ND	ND	ND
その他	魚介類加工品等	—	60	7	0.03	ND	0.02
	食用油脂類	—	14	—	ND	ND	ND
	ベビーフード等	—	18	—	ND	ND	ND
総 計		—	469	151			

注1：NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2：平均値は、検出した検体の平均値

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果（その1）

（令和5年度）

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1	0.5 ppm	アオメエソ	2	－	ND	ND	－	福島県、茨城県
2		アカシタビラメ	1	－	ND	ND	－	宮崎県
3		アメリカオオアカイカ	1	－	ND	ND	－	ペルー
4		イシガレイ	1	1	0.01	0.01	0.01	青森県
5		オヒョウ	1	1	0.02	0.02	0.02	ロシア
6		カツオ	6	1	0.01	ND	0.01	宮城県、神奈川県、千葉県、鹿児島県
7		カラスガレイ	1	1	0.05	0.05	0.05	アイスランド
8		キアンコウ	1	－	ND	ND	－	福島県
9		キチジ	2	1	0.05	ND	0.05	北海道
10		キハダ	1	1	0.03	0.03	0.03	太平洋
11		ギンザケ	5	2	0.07	ND	0.05	宮城県、チリ共和国
12		ギンダラ	3	3	0.05	0.02	0.03	カナダ、アメリカ
13		クロウシノシタ	1	－	ND	ND	－	秋田県
14		クロマグロ	1	1	0.15	0.15	0.15	アイルランド
15		コガネガレイ	1	－	ND	ND	－	アメリカ
16		ゴマサバ	2	1	0.01	ND	0.01	千葉県、宮城県
17		サケ	1	－	ND	ND	－	北海道
18		サンマ	1	－	ND	ND	－	岩手県
19		スルメイカ	3	1	0.01	ND	0.01	富山県、長崎県、石川県
20		ソデイカ	1	1	0.03	0.03	0.03	フィリピン
21		タイセイヨウサバ	2	1	0.02	ND	0.02	ノルウェー
22		トビウオ	3	1	0.02	ND	0.02	岩手県、高知県、宮城県
23		ニシン	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
24		ニタリクジラ	1	1	0.03	0.03	0.03	北海道
25		ヒラメ	5	3	0.02	ND	0.02	韓国、、千葉県、福島県、宮城県
26		ビンナガ	1	1	0.02	0.02	0.02	太平洋
27		ホキ	1	－	ND	ND	－	ニュージーランド
28		ホッケ	2	2	0.03	0.02	0.03	北海道
29		マイワシ	5	2	0.03	ND	0.03	千葉県、青森県、北海道、岩手県
30		マコガレイ	2	1	0.10	ND	0.10	千葉県、青森県
31		マサバ	2	1	0.06	ND	0.06	長崎県、宮城県
32		マダラ	4	1	0.03	ND	0.03	青森県、ロシア、北海道、日本
33		ミナミマグロ	2	2	0.04	0.03	0.04	インド洋、ケープ
34		メイタガレイ	1	－	ND	ND	－	千葉県
35		メカジキ	4	3	0.05	ND	0.03	宮城県、インド洋、太平洋
36		メバチ	2	2	0.02	0.02	0.02	インド洋、大西洋
37		メルルーサ	1	－	ND	ND	－	アルゼンチン
小計			75	37				

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果（その2）

（令和5年度）

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1	3 ppm	アイナメ	4	1	0.01	ND	0.01	北海道、宮城県、岩手県
2		アオダイ	2	-	ND	ND	-	鹿児島県
3		アオハタ	2	-	ND	ND	-	長崎県、鹿児島県
4		アオリイカ	3	2	0.03	ND	0.03	愛知県、兵庫県
5		アカアマダイ	3	-	ND	ND	-	山口県、三重県、福岡県
6		アカガイ	3	-	ND	ND	-	中国、韓国
7		アカカマス	6	5	0.14	ND	0.05	佐賀県、神奈川県、愛媛県、千葉県、長崎県
8		アカハタ	2	-	ND	ND	-	長崎県
9		アカムツ	1	1	0.01	0.01	0.01	長崎県
10		アサリ	2	1	0.03	ND	0.03	中国
11		アユ	2	1	0.01	ND	0.01	和歌山県、愛知県
12		アラ	1	-	ND	ND	-	青森県
13		アルゼンチンアカエビ	1	-	ND	ND	-	アルゼンチン
14		イサキ	4	2	0.01	ND	0.01	千葉県、長崎県、大分県、愛媛県
15		イシガキダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	熊本県
16		イシダイ	2	1	0.04	ND	0.04	千葉県、新潟県
17		イヅカサゴ	1	-	ND	ND	-	長崎県
18		イセエビ	1	-	ND	ND	-	茨城県
19		イタヤガイ	1	1	0.03	0.03	0.03	中国
20		イトヨリダイ	2	-	ND	ND	-	愛媛県、長崎県
21		イボダイ	2	2	0.03	0.02	0.02	神奈川県、千葉県
22		イワガキ	2	1	0.01	ND	0.01	宮城県、岩手県
23		イワナ	1	1	0.01	0.01	0.01	岩手県
24		ウスメバル	3	1	0.02	ND	0.02	北海道、青森県、新潟県
25		ウバガイ	3	-	ND	ND	-	北海道
26		ウメイロ	1	1	0.01	0.01	0.01	長崎県
27		エゾイシカゲガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	岩手県
28		エゾボラ	1	-	ND	ND	-	北海道
29		オキメダイ	1	-	ND	ND	-	ニュージーランド
30		カワハギ	1	-	ND	ND	-	富山県
31		カンパチ	6	4	0.13	ND	0.07	愛媛県、鹿児島県、高知県、大分県
32		キジハタ	1	-	ND	ND	-	長崎県
33		キダイ	2	-	ND	ND	-	石川県、三重県
34		キチヌ	1	1	0.05	0.05	0.05	千葉県
35		キンメダイ	5	2	0.03	ND	0.03	千葉県、静岡県、東京都
36		クロガレイ	1	-	ND	ND	-	北海道
37		クロソイ	2	-	ND	ND	-	青森県、青森県
38		クロダイ	4	2	0.06	ND	0.06	大分県、千葉県、兵庫県、岡山県
39		クロムツ	4	2	0.01	ND	0.01	鹿児島県、岩手県、長崎県
40		ケンサキイカ	2	1	0.02	ND	0.02	長崎県、島根県
41		コイ	1	-	ND	ND	-	長野県
42		コウイカ	1	-	ND	ND	-	大分県
43		コショウダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	愛知県
44		コノシロ	2	1	0.03	ND	0.03	千葉県、佐賀県
45		サザエ	2	-	ND	ND	-	静岡県、長崎県
46		サメガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	北海道
47		サラガイ	1	-	ND	ND	-	北海道
48		サワラ	6	5	0.22	ND	0.09	大阪府、中国、神奈川県、韓国、広島県
49		シバエビ	1	-	ND	ND	-	佐賀県
50		シマアジ	4	3	0.08	ND	0.05	愛媛県、長崎県、鹿児島県
51		シマウシノシタ	1	-	ND	ND	-	兵庫県
52		シロアシエビ	1	-	ND	ND	-	インド

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果（その3）

（令和5年度）

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地	
					最大	最小	平均		
53	3 ppm	シロギス	2	－	ND	ND	－	タイ、愛知県	
54		シログチ	2	1	0.01	ND	0.01	宮城県、茨城県	
55		シロヒラス	1	1	0.01	0.01	0.01	ニュージーランド	
56		スズキ	22	21	0.20	ND	0.07	千葉県、愛知県、愛媛県、宮城県、東京都	
57		タイラギ	3	－	ND	ND	－	愛知県	
58		タカベ	1	－	ND	ND	－	東京都	
59		タチウオ	5	5	0.44	0.02	0.19	千葉県、神奈川県	
60		チダイ	2	－	ND	ND	－	青森県、兵庫県	
61		トクビレ	1	－	ND	ND	－	北海道	
62		ナイルアカメ	2	1	0.03	ND	0.03	タンザニア	
63		ナミガイ	2	1	0.01	ND	0.01	千葉県、愛知県	
64		ニジマス	2	1	0.02	ND	0.02	静岡県、ノルウェー	
65		バカガイ	1	－	ND	ND	－	三重県	
66		ハマグリ	3	－	ND	ND	－	千葉県	
67		ハマダイ	2	－	ND	ND	－	鹿児島県、東京都	
68		ハモ	1	1	0.02	0.02	0.02	熊本県	
69		ヒメダイ	1	1	0.02	0.02	0.02	鹿児島県	
70		ヒラマサ	2	1	0.08	ND	0.08	鹿児島県	
71		フエダイ	1	－	ND	ND	－	鹿児島県	
72		ブリ	5	5	0.08	0.01	0.06	高知県、愛媛県、鹿児島県、北海道	
73		ブルーシュリンプ	1	－	ND	ND	－	ニューカレドニア	
74		ヘダイ	1	－	ND	ND	－	大分県	
75		ホウボウ	3	2	0.07	ND	0.05	千葉県	
76		ホタテガイ	3	－	ND	ND	－	青森県、宮城県	
77		ホッコクアカエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道	
78		ボラ	2	1	2.48	ND	2.48	千葉県、香川県	
79		ホンビノスガイ	2	1	0.02	ND	0.02	千葉県	
80		マアジ	4	2	0.04	ND	0.03	大分県、ニュージーランド、千葉県、京都府	
81		マアナゴ	1	－	ND	ND	－	韓国	
82		マガキ	3	1	0.02	ND	0.02	岩手県、広島県	
83		マゴチ	5	2	0.03	ND	0.03	千葉県、大分県、長崎県	
84		マダイ	5	4	0.04	ND	0.03	神奈川県、愛媛県、山口県、千葉県	
85		マダコ	1	－	ND	ND	－	神奈川県	
86		マトウダイ	1	－	ND	ND	－	宮城県	
87		マナガツオ	3	2	0.06	ND	0.05	香川県、熊本県、福岡県	
88		マナマコ	1	－	ND	ND	－	石川県	
89		マハタ	2	2	0.03	0.03	0.03	三重県	
90		マボヤ	2	1	0.12	ND	0.12	宮城県	
91		ミズダコ	1	－	ND	ND	－	北海道	
92		ミルクイ	1	－	ND	ND	－	三重県	
93		ムツ	11	1	0.01	ND	0.01	鹿児島県、静岡県	
94		ムラサキイガイ	1	1	0.04	0.04	0.04	宮城県	
95		メイチダイ	1	－	ND	ND	－	長崎県	
96		メジナ	2	1	0.01	ND	0.01	富山県、石川県	
97		メダイ	2	－	ND	ND	－	東京都	
98		モロトゲアカエビ	1	－	ND	ND	－	北海道	
99		ヤリイカ	1	－	ND	ND	－	青森県	
小計			233	107					
合計			308	144					

注1 NDは定量下限値（0.01ppm）未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBT）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBT等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

1 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 委託検査機関

4 調査結果

TBTについては、115 魚種 229 検体を調査した結果、全ての検体において定量下限値未満であった(表2-8-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.90ppmを指標として、この濃度を超えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリン類の調査結果は表2-8-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-8-5 TPT等の調査結果

(令和5年度)

物質名		検体数	検出検体数	検出値(ppm)		
				最大	最小	平均
TPT		189	33	0.048	ND	0.02
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	1	0.002	ND	0.002
	Cis-クロルデン	40	2	0.004	ND	0.003
	オキシクロルデン	40	－	ND	ND	－
	Trans-ノナクロル	40	4	0.007	ND	0.004
	Cis-ノナクロル	40	2	0.003	ND	0.003
ドリン類	アルドリン	40	－	ND	ND	－
	エンドリン	40	－	ND	ND	－
	ディルドリン	40	1	0.001	ND	0.001
その他農薬		16	－	ND	ND	－

注1 NDは、定量下限値未満のもの

TPT・その他の農薬：0.01ppm

クロルデン類・ドリン類：0.001ppm

注2 平均値は、検出した検体の平均値

表 2-8-6 魚介類のT B T O調査結果(その1)

(令和5年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			出荷地	
					最大	最小	平均		
1	Ⅰ群	魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	アユ	1	-	ND	ND	-	和歌山県
2			カワハギ	1	-	ND	ND	-	長崎県
3			カンパチ	3	-	ND	ND	-	鹿児島県、大分県
4			ギンザケ	1	-	ND	ND	-	宮城県
5			シマアジ	6	-	ND	ND	-	愛媛県
6			スズキ	2	-	ND	ND	-	愛媛県
7			タイセイヨウサケ	3	-	ND	ND	-	ノルウェー
8			ニジマス	1	-	ND	ND	-	静岡県
9			ヒラマサ	1	-	ND	ND	-	鹿児島県
10			ヒラメ	4	-	ND	ND	-	韓国
11			ブリ	7	-	ND	ND	-	高知県、愛媛県、鹿児島県
12			マサバ	3	-	ND	ND	-	長崎県、鹿児島県
13			マダイ	4	-	ND	ND	-	愛媛県
14			マハタ	3	-	ND	ND	-	三重県
小計			40	0					
1	Ⅱ群	内湾で養殖される 魚介類	アカガイ	3	-	ND	ND	-	宮城県、中国、韓国
2			アワビ	1	-	ND	ND	-	韓国
3			イワガキ	2	-	ND	ND	-	宮城県、富山県
4			ウシエビ	2	-	ND	ND	-	インドネシア
5			エゾイシカゲガイ	2	-	ND	ND	-	岩手県
6			カンパチ	2	-	ND	ND	-	鹿児島県、愛媛県
7			シマアジ	1	-	ND	ND	-	愛媛県
8			シロアシエビ	2	-	ND	ND	-	インドネシア、ベトナム
9			スズキ	1	-	ND	ND	-	愛媛県
10			トリガイ	1	-	ND	ND	-	兵庫県
11			ハマグリ	3	-	ND	ND	-	三重県、中国
12			ブリ	1	-	ND	ND	-	鹿児島県
13			ホタテガイ	4	-	ND	ND	-	青森県、宮城県
14			マガキ	2	-	ND	ND	-	岩手県
15			マダイ	2	-	ND	ND	-	愛媛県
16			マハタ	1	-	ND	ND	-	三重県
17			マボヤ	3	-	ND	ND	-	宮城県
18			ムラサキイガイ	1	-	ND	ND	-	宮城県
19			天使のエビ	1	-	ND	ND	-	ニューカレドニア
小計			35	0					
1	Ⅲ群	内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	1	-	ND	ND	-	北海道
2			アオリイカ	2	-	ND	ND	-	愛知県、三重県
3			アカガイ	1	-	ND	ND	-	中国
4			アカカマス	1	-	ND	ND	-	神奈川県
5			アカガレイ	1	-	ND	ND	-	北海道
6			アサリ	4	-	ND	ND	-	千葉県、愛知県、中国
7			イサキ	4	-	ND	ND	-	千葉県、長崎県、鹿児島県
8			イシダイ	1	-	ND	ND	-	千葉県
9			イボダイ	1	-	ND	ND	-	神奈川県
10			イワガキ	1	-	ND	ND	-	大分県
11			ウスメバル	1	-	ND	ND	-	北海道
12			ウチムラサキ	1	-	ND	ND	-	愛知県
13			ウバガイ	2	-	ND	ND	-	北海道
14			ウメイロ	1	-	ND	ND	-	長崎県
15			エゾバイ	1	-	ND	ND	-	北海道
16			エゾボラ	1	-	ND	ND	-	北海道
17			エッチュウバイ	2	-	ND	ND	-	山口県、島根県
18			カサゴ	2	-	ND	ND	-	神奈川県、宮崎県
19			カワハギ	1	-	ND	ND	-	鹿児島県
20			カンパチ	1	-	ND	ND	-	岩手県
21			クロソイ	1	-	ND	ND	-	北海道
22			クロダイ	4	-	ND	ND	-	千葉県、東京都、岡山県、愛媛県
23			ケンサキイカ	1	-	ND	ND	-	長崎県
24			コウイカ	1	-	ND	ND	-	大分県
25			コノシロ	2	-	ND	ND	-	静岡県、熊本県

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その2)

(令和5年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			出荷地	
					最大	最小	平均		
26	Ⅲ 群	ゴマサバ	1	-	ND	ND	-	静岡県	
27		サザエ	3	-	ND	ND	-	静岡県、長崎県	
28		サラガイ	1	-	ND	ND	-	北海道	
29		サワラ	1	-	ND	ND	-	大阪府	
30		シラエビ	1	-	ND	ND	-	富山県	
31		シロギス	1	-	ND	ND	-	香川県	
32		シログチ	2	-	ND	ND	-	宮城県、鹿児島県	
33		スズキ	19	-	ND	ND	-	千葉県、愛知県、東京都、三重県	
34		スルメイカ	1	-	ND	ND	-	福井県	
35		タチウオ	3	-	ND	ND	-	千葉県、宮城県	
36		チダイ	1	-	ND	ND	-	鹿児島県	
37		ツブガイ	1	-	ND	ND	-	北海道	
38		トリガイ	2	-	ND	ND	-	愛知県	
39		ナミガイ	3	-	ND	ND	-	千葉県、愛知県	
40		ババガレイ	1	-	ND	ND	-	北海道	
41		ハマグリ	1	-	ND	ND	-	三重県	
42		ハモ	1	-	ND	ND	-	熊本県	
43		ヒメダイ	1	-	ND	ND	-	鹿児島県	
44		ブリ	1	-	ND	ND	-	福井県	
45		ホウボウ	1	-	ND	ND	-	兵庫県	
46		ホタルイカ	1	-	ND	ND	-	富山県	
47		ホッケ	1	-	ND	ND	-	北海道	
48		ホッコクアカエビ	3	-	ND	ND	-	北海道、石川県	
49		ホンビノスガイ	2	-	ND	ND	-	千葉県	
50		マアジ	2	-	ND	ND	-	千葉県、長崎県	
51		マアナゴ	1	-	ND	ND	-	宮城県	
52		マガレイ	1	-	ND	ND	-	北海道	
53		マコガレイ	1	-	ND	ND	-	千葉県	
54		マゴチ	2	-	ND	ND	-	千葉県、東京都	
55		マサバ	1	-	ND	ND	-	宮城県	
56		マダコ	2	-	ND	ND	-	神奈川県	
57		ムツ	10	-	ND	ND	-	静岡県	
58		ムラサキイガイ	3	-	ND	ND	-	宮城県	
59		メダイ	1	-	ND	ND	-	長崎県	
60		メバル	1	-	ND	ND	-	北海道	
61			ヤリイカ	2	-	ND	ND	-	北海道、宮城県
小計			119	0					
1	Ⅳ 群	アイナメ	1	-	ND	ND	-	青森県	
2		アオリイカ	2	-	ND	ND	-	兵庫県、岩手県	
3		カツオ	4	-	ND	ND	-	宮城県、鹿児島県、千葉県、岩手県	
4		キハダ	1	-	ND	ND	-	太平洋	
5		キンメダイ	1	-	ND	ND	-	富山県	
6		クロガレイ	1	-	ND	ND	-	東京都	
7		クロマグロ	1	-	ND	ND	-	北海道	
8		ケンサキイカ	2	-	ND	ND	-	アイルランド	
9		ゴマサバ	2	-	ND	ND	-	千葉県、長崎県	
10		サワラ	1	-	ND	ND	-	石川県	
11		サンマ	1	-	ND	ND	-	北海道	
12		シロギス	1	-	ND	ND	-	山口県	
13		スルメイカ	3	-	ND	ND	-	富山県、長崎県	
14		トビウオ	1	-	ND	ND	-	鹿児島県	
15		ニシン	1	-	ND	ND	-	北海道	
16		ヒラメ	1	-	ND	ND	-	青森県	
17	ビンナガ	1	-	ND	ND	-	太平洋		
18	ホッケ	1	-	ND	ND	-	北海道		
19	マイワシ	1	-	ND	ND	-	千葉県		
20	マコガレイ	1	-	ND	ND	-	青森県		
21	ミナミマグロ	2	-	ND	ND	-	インド洋、ケープ		
22	メカジキ	2	-	ND	ND	-	インド洋、宮城県		
23	メダイ	1	-	ND	ND	-	長崎県		
24		メバチ	2	-	ND	ND	-	インド洋、大西洋	
小計			35	0					
総計			229	0					

注1 NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。

一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナー PCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

そこで、東京都では従来から、都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類に含まれるダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の調査を継続的に実施している。

令和5年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査方法

(1) 調査対象生物及び検体数

魚類：ボラ、スズキ、マアナゴ各8検体

貝類：ホンビノスガイ6検体

計30検体

(2) 採取地点

ア 魚 類：隅田川河口、城南島北側沿岸（以下「漁場1」という。）、羽田空港北側沿岸（以下「漁場2」という。）

イ 貝 類：三枚洲

(3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網、マアナゴはアナゴ筒により、貝類はジョレンを用いて採集した。

なお、採集については、いずれも民間調査機関に委託した。

(4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただし、マアナゴは皮付き）約1kgを、貝類は、むき身約1kgを1検体とした。

なお、単一の個体で1kgを確保できない場合は、複数の個体の合計で約1kgとし、1検体とした。

(5) 分析項目

ア ダイオキシン類

表2-8-7のとおり

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表2-8-8のとおり

ウ その他

水分含有量及び脂肪含有量を測定した。

(6) 分析方法

ア ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成10年9月）に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(ア) PCB

衛生試験法注解(2000)「食品汚染物試験法」に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

(イ) TBT、TPT

EPA METHOD 8323(US EPA、2003)に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

(ウ) DDT、DDE、DDD、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

生物モニタリング調査マニュアル（環境庁、昭和62年5月）に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

(エ) アルキルフェノール類、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

外因性内分泌かく乱化学物質調査暫定マニュアル（平成10年10月）に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

※添加回収試験の回収率の許容範囲は、化学物質環境実態調査結果の手引き（環境省、平成27年度版）に基づき、標準物質の回収率は70～120%を目安とし、良好な結果を得た。

ウ 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

(7) 分析機関

健康安全研究センター

エ 脂肪含有量

加圧流体抽出法

表2-8-7 ダイオキシン類の分析項目（内訳）

分類		項目名	定量下限
PCDD	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD、1, 3, 6, 8-TCDD、1, 3, 7, 9-TCDD、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD、1, 2, 3, 4, 7-PCDD、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD、1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD、その他	
		Octa-CDD	0.1 pg/g
PCDF	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF、1, 3, 6, 8-TCDF、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF、1, 2, 3, 7, 8-PCDF、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF、2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF、その他	
		Octa-CDF	0.1 pg/g
コプラナーPCB (non-ortho)	4 塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77)、3, 4, 4', 5-TCB (#81)	0.1 pg/g
	5 塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)	
	6 塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)	
コプラナーPCB (mono-ortho)	5 塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105)、2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114)、 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118)、2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)	0.1 pg/g
	6 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156)、 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157)、 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)	
	7 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)	

表 2-8-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目（内訳）

物質名	内訳	定量下限
PCB		0.001 ppm
ペンタクロロフェノール		0.001 ppm
DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT	0.001 ppm
DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE、p, p'-DDE、o, p'-DDD、p, p'-DDD	0.001 ppm
TBT		0.001 ppm
TPT		0.001 ppm
アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール、 4-n-ペンチルフェノール、 4-n-ヘキシルフェノール、 4-t-オクチルフェノール、 4-n-オクチルフェノール、 4-n-ヘプチルフェノール	0.0015 ppm
	ノニルフェノール	0.02 ppm
2,4-ジクロロフェノール		0.001 ppm
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		0.01 ppm
ベンゾフェノン		0.001 ppm

2 調査結果

(1) ダイオキシン類

表 2-8-9（個別検体の検査結果）、表 2-8-10（魚種毎の平均値）のとおりであった（毒性等量は、検査結果が定量下限値未満だった物質は定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。）。

また、これらの経年変化は、図 2-8-1 のとおりである。

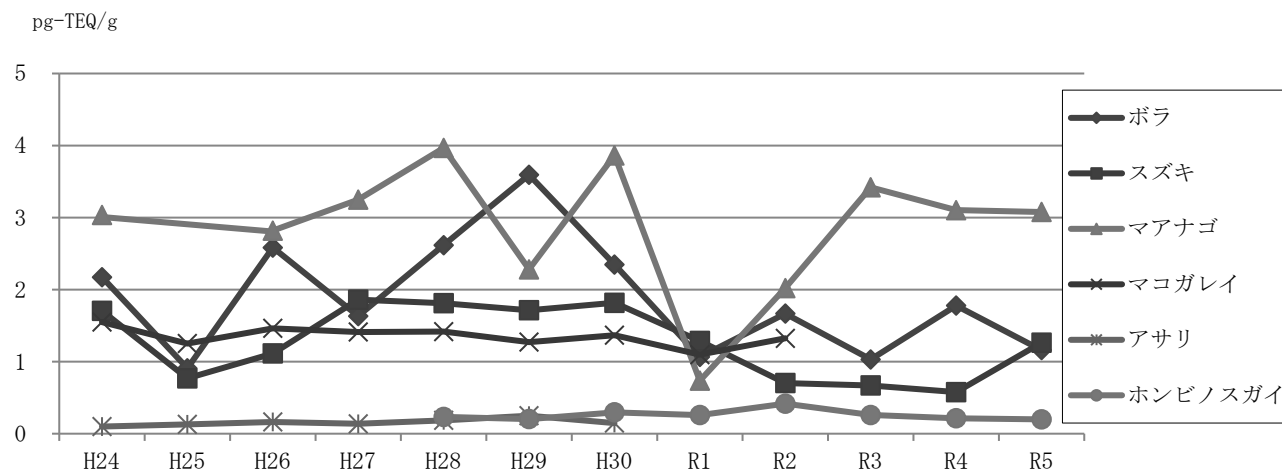


図 2-8-1 東京湾産魚介類の魚種別ダイオキシン類濃度の推移

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-11（個別検体の検査結果）、表 2-8-12

（魚種毎の平均値）のとおりであった。

3 まとめ

(1) ダイオキシン類

ア 魚類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 1.83 pg-TEQ/g であった。

イ 貝類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 0.20 pg-TEQ/g であり、魚類より低い値を示した。

ウ 「令和4年度食事由来の化学物質摂取量推計調査」（トータルダイエット調査）によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、0.44 pg-TEQ/kg・bw/day（このうち魚介類由来は 0.36 pg-TEQ/kg・bw/day）である。

この平均的な食事における内湾産魚類が、全て今回の調査対象とした東京湾産魚類であり、これを加熱等の調理を行わず、全て生食で食事に取り入れると仮定した場合の、食事由来ダイオキシン類摂取量を試算したところ、食事全体からのダイオキシン類

摂取量（魚介類以外の食品に由来するダイオキシン類も含む。）は、0.64 pg-TEQ/kg・bw/day であった（表 2-8-13）。

この摂取量は、一般的な生活環境における大気、水、土壌から人体にばく露される推計量(0.0050 pg-TEQ/kg・bw/day)を合わせても、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する耐容一日摂取量：4 pg-TEQ/kg・bw/day を下回っている。

この摂取量の経年変化を図 2-8-2 に示す。試算から得られる食事全体からのダイオキシン類摂取量は、例年どおりの推移となった。

表 2-8-13 ダイオキシン類一日摂取量試算値の比較

(単位：pg-TEQ/kg・bw/day)

	都民の平均的な食事 からの摂取量 (R4)	本試算による摂取量※2
食事全体からの摂取量	0.44	0.64※1
④内海内湾産魚類由来	0.05※1	0.24※1
⑤内海内湾以外の生魚介類・ 魚介類加工品由来	0.32※1	0.32※1
⑥魚介類以外の食品群由来	0.08	0.08

※1 摂取量は本試算により推計

※2 内海内湾産魚類を全て、東京湾産を生食すると仮定して試算

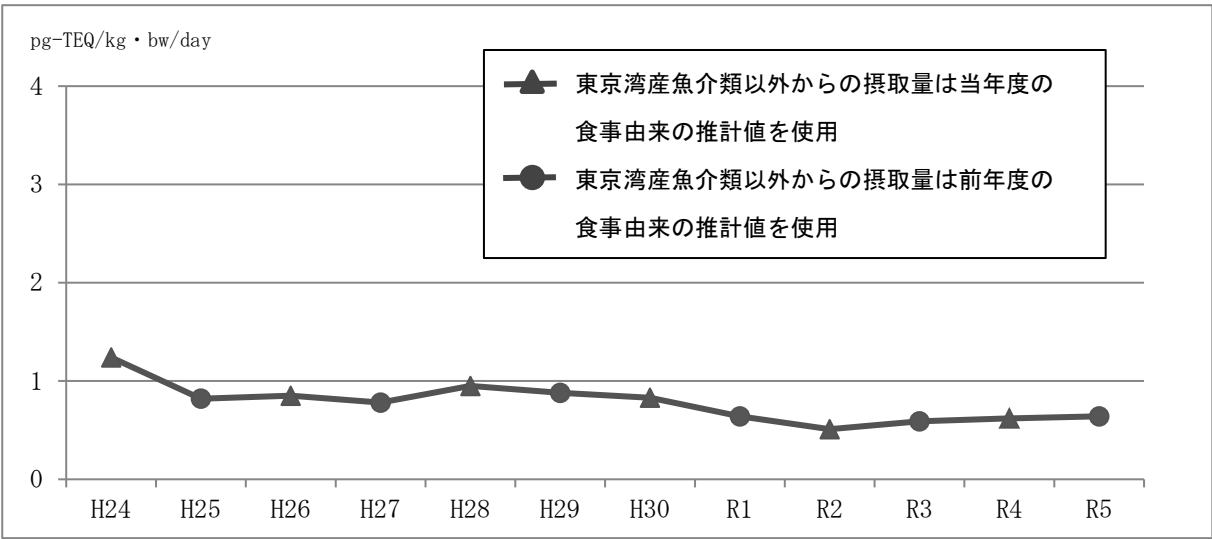


図 2-8-2 東京湾産魚介類喫食時のダイオキシン類一日摂取量試算値の推移

エ 試算方法

(ア)内海内湾魚類と遠洋沖合魚類の摂取量

(農林水産省・令和4年食料需給表)

内海内湾：602千トン

遠洋沖合：1,769千トン

(イ)都民の魚介類摂取量(一日体重50kg当たり)

魚介類：60.2(g/day)

(内訳)生魚介類：33.3(g/day)(このうち魚類：26.0(g/day))

魚介加工品：26.9(g/day)

(ウ)内海内湾魚類の摂取量

$26.0(g/day) \times 602 / (602 + 1,769) \div 6.6(g/day)$

(エ)内海内湾魚類(東京湾産魚類と仮定)由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

$[魚類全体・漁場全体のダイオキシン類平均値] \times (ウ) \div [体重50kg] = 1.83(pg-TEQ/g) \times 6.6(g/day) \div 50(kg \cdot bw) = 0.24(pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

(オ)内海内湾魚類以外の生魚介類及び魚介加工品由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

$[トータルダイエット調査による魚介類由来ダイオキシン類] \times [魚介類全体における内海内湾魚介類以外の魚介類の構成比] = 0.36(pg-TEQ/kg \cdot bw/day) \times (60.2 - 6.6)(g) / 60.2(g) = 0.32(pg-TEQ/kg \cdot bw/day)$

(カ)魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

$[トータルダイエット調査による食事由来ダイオキシン類] - [トータルダイエット調査による魚介類由来ダイオキシン類]$

$$= 0.44 - 0.36 = 0.08 (\text{pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day})$$

(キ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量

$$\begin{aligned} (\text{エ}) + (\text{オ}) + (\text{カ}) &= 0.24 + 0.32 + 0.08 \\ &= 0.64 (\text{pg-TEQ/kg}\cdot\text{bw/day}) \end{aligned}$$

※東京湾産魚類のダイオキシン類濃度以外の数値は、「令和4年度 食事由来の化学物質摂取量推計調査」（令和6年2月 東京都保健医療局）から引用

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

ア PCB は全ての検体から検出された。最も高い検出値は、漁場1で採取したマアナゴの0.180 ppmだった。いずれも内海内湾魚介類に係る暫定的規制値（昭和47年厚生省）3 ppmを下回った。

イ DDT 及びその代謝物は全ての魚類から検出された。最も高い検出値は、隅田川河口で採取したスズキの0.017ppm（DDT 及び代謝物の和）だった。いずれも魚類に係る食品衛生法の残留基準値 3 ppmを下回った。

また、貝類からは検出されなかった。

ウ TBT はボラ及び一部のマアナゴを除く全ての検体から検出された。最も高い検出値は漁場2で採取したスズキの0.004 ppmであった。TPTはスズキとマアナゴのほとんどの検体から検出された。最も高い検出値は、漁場1及び漁場2で採取したスズキの0.003 ppmだった。検出値は、国際機関（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）の評価による一日摂取許容量（TBT：0.0005 mg/kg・bw /day、TPT：0.0005 mg/kg・bw /day）等と比較して、小さな値であった。

エ アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール及び2,4-ジクロロフェノールは全ての検体で検出されなかった。

用語説明

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーPCB（Co-PCB）の総称
コプラナーPCB（Co-PCB）	PCDD 及び PCDF と類似した生理作用を示す一群の PCB 類
pg（ピコグラム）	1兆分の1グラム。（1 g = 10 ¹² pg）
TEQ （毒性等量）	毒性等価係数（ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した係数）を用いて、ダイオキシン類の毒性を総計した値を示す単位
PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
DDT	ジクロロジフェニルトリクロロエタンの略
TBT	トリブチルスズの略、複数の物質があるTBT化合物の総称
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質があるTPT化合物の総称
ppm（ピーピーエム）	濃度の単位で100万分の1を表す。 この調査においてはμg/g、mg/Kgと同じ意味
/kg・bw/day	一日当たり体重1kg当たりの量

表 2-8-9 ダイオキシン毒性等量 (ND= LOQ/2)

(単位: pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

検体 番号	魚 種	採取地点	総脂肪 (%)	1g当たりの毒性等量			脂肪1g当たりの毒性等量		
				ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB
1	ボラ	隅田川 河口部	3.2	0.91	0.21	0.71	29	6.5	22
2			4.6	1.43	0.27	1.17	31	5.8	25
3		漁場 1	3.2	0.87	0.19	0.68	27	5.9	21
4			3.1	1.04	0.22	0.82	34	7.1	27
5			3.4	1.48	0.19	1.29	44	5.6	38
6		漁場 2	2.7	1.42	0.23	1.19	53	8.4	45
7			2.6	1.18	0.20	0.98	45	7.4	37
8			3.4	0.95	0.21	0.74	28	6.2	22
9	スズキ	隅田川 河口部	2.4	2.80	0.73	2.07	118	31	87
10			1.3	0.90	0.21	0.69	69	16	53
11		漁場 1	1.3	1.08	0.27	0.81	80	20	60
12			0.8	0.67	0.18	0.49	87	23	64
13			1.6	1.39	0.45	0.95	89	28	60
14		漁場 2	1.1	0.84	0.23	0.61	79	21	57
15			1.1	0.87	0.19	0.68	80	17	63
16			1.9	1.56	0.37	1.19	84	20	64
17	マアナゴ	漁場 1	11.1	3.21	0.72	2.50	29	6.5	23
18			8.8	2.59	0.58	2.01	30	6.6	23
19			10.8	3.73	0.92	2.80	35	8.6	26
20			12.7	3.59	0.73	2.86	28	5.7	23
21			9.3	3.14	0.67	2.47	34	7.2	27
22		漁場 2	7.7	2.40	0.52	1.88	31	6.7	24
23			8.3	2.79	0.61	2.18	34	7.4	26
24			11.4	3.17	0.71	2.46	28	6.3	22
25	ホンビノスガイ	三枚洲	0.3	0.19	0.12	0.06	57	37	20
26			0.3	0.17	0.11	0.06	51	33	18
27			0.3	0.19	0.13	0.07	60	39	21
28			0.4	0.17	0.11	0.06	47	31	16
29			0.4	0.22	0.15	0.08	60	39	20
30			0.4	0.25	0.17	0.07	67	46	20

※毒性等量は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-10 ダイオキシン類毒性等量の平均値 (ND= LOQ/2)

(単位 : pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

魚 種	採取地点	総脂肪	1g当たりの毒性等量			脂肪1g当たりの毒性等量		
		(%)	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB
ボラ	漁場全体の平均	3.3	1.16	0.21	0.95	36	6.6	30
スズキ	漁場全体の平均	1.4	1.26	0.33	0.94	86	22	64
マアナゴ	漁場全体の平均	10.0	3.08	0.68	2.39	31	6.9	24
魚類全体の平均		4.9	1.83	0.41	1.43	51	12	39
ホンビノスガイ	漁場全体の平均	0.3	0.20	0.13	0.07	57	38	19
貝類全体の平均		0.3	0.20	0.13	0.07	57	38	19

※毒性等量は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表2-8-11 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度

単位：ppm (湿重量)																											
番号	生物種	採取地点	水分 %	脂分 %	PCB	DDT		DDE,DDD			TBT	TPT	アルキルフェノール類						ベンゾ「フェ」 ン	アジピン「酸」 シ-2-エチ ルヘキシル	ベンゾ「タクロ」 ロフェノール	2,4-ジ「クロ」 ロフェノール					
						o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD			p,p'-DDD	4-tert-ブチル フェノール	4-n-ペンチル フェノール	4-n-ヘキシル フェノール	4-n-ヘキシル フェノール	4-n-ペンチル フェノール					4-tert-ブチル フェノール	4-n-オクチル フェノール			
1	ボラ	隅田川 河口部	74.3	3.2	0.042	ND	ND	ND	0.003	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
2			73.4	4.6	0.078	0.002	0.003	ND	ND	0.005	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
3		漁場 1	74.5	3.2	0.041	ND	0.001	ND	ND	0.003	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
4			74.7	3.1	0.053	ND	0.001	ND	ND	0.003	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
5		漁場 2	75.0	3.4	0.068	ND	0.002	ND	ND	0.003	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
6			75.2	2.7	0.082	0.001	0.004	ND	ND	0.004	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
7			75.7	2.6	0.058	ND	0.003	ND	ND	0.004	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
8			74.3	3.4	0.050	ND	0.002	ND	ND	0.004	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
9	スズキ	隅田川 河口部	76.5	2.4	0.143	ND	ND	ND	0.001	0.015	ND	0.001	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
10			77.8	1.3	0.045	ND	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
11		漁場 1	77.7	1.3	0.052	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	0.003	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
12			77.9	0.8	0.036	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
13		漁場 2	77.0	1.6	0.071	ND	ND	ND	ND	0.001	0.008	ND	0.001	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
14			77.6	1.1	0.033	ND	ND	ND	ND	0.001	0.007	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
15			77.7	1.1	0.046	ND	ND	ND	ND	0.001	0.006	ND	ND	0.003	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
16			76.0	1.9	0.081	ND	ND	ND	ND	0.002	0.010	ND	0.001	0.004	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
17	マアサギ	漁場 1	70.0	11.1	0.113	ND	ND	ND	ND	0.010	ND	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
18			72.5	8.8	0.110	ND	ND	ND	ND	0.010	ND	0.001	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
19			70.2	10.8	0.180	ND	0.001	ND	ND	0.013	ND	0.002	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
20			69.6	12.7	0.140	ND	0.002	ND	ND	0.013	ND	0.003	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
21		漁場 2	71.5	9.3	0.138	ND	ND	ND	ND	0.011	ND	0.002	0.001	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
22			73.2	7.7	0.118	ND	ND	ND	ND	0.008	ND	0.001	0.002	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
23			72.8	8.3	0.132	ND	0.001	ND	ND	0.011	ND	0.002	0.002	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
24			70.6	11.4	0.149	ND	0.001	ND	ND	0.012	ND	0.002	0.001	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
25	ホンビノス ガイ	三枚州	87.1	0.3	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
26			87.1	0.3	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
27			87.4	0.3	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
28			87.3	0.4	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
29			86.4	0.4	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
30			87.5	0.4	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
定 量 下 限 値						0.001		0.001			0.001	0.001	0.0015			0.02	0.0015			0.001	0.01	0.001	0.001				

表 2-8-12 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度の平均値 (ND=0)

単位：ppm (湿重量)

生物種	採取地点	水分 %	脂肪分 (%)	PCB	DDT		DDE,DDD			TBT	TPT	アルキルフェノール類							ベンゾフェノ -2-エチルヘキ シル	ベンジクロフェ ノール	2,4-ジクロロ フェノール
					o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD	p,p'-DDD		4-tert-ブチルフェ ノール	4-n-ヘキシル フェノール	4-n-ヘプタシル フェノール	4-tert-オクタシル フェノール	4-tert-ノニル フェノール	4-tert-オクタシル フェノール	4-n-オクタシル フェノール			
ボラ	漁場全体の平均	74.6	3.3	0.059	0.000	0.002	—	0.003	—	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スズキ	漁場全体の平均	77.3	1.4	0.063	—	—	0.001	0.008	—	0.000	0.002	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マアナゴ	漁場全体の平均	71.3	10.0	0.135	—	0.001	—	0.011	—	0.002	0.001	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—
魚類全体の平均	魚類全体の平均	74.4	4.9	0.086	0.000	0.001	0.000	0.007	—	0.001	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ホンビノスガイ	漁場全体の平均	87.1	0.3	0.008	—	—	—	—	—	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貝類全体の平均	貝類全体の平均	87.1	0.3	0.008	—	—	—	—	—	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※平均は、定量下限未満 (ND) を 0 と仮定して算出した。
なお、全データが ND だった場合の平均は、「—」と表記した。

第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

PCB、有機スズ等の化学物質による流通魚介類の汚染状況を把握するため、東京都では、従来より実態調査を実施しているところである。

令和5年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査期間

令和5年4月から令和6年3月まで

2 調査の概要

中央卸売市場に流通する魚介類（可食部）を検体とした。調査対象物質ごとの検体数及び定量下限は、表2-8-14のとおりである。

表2-8-14 検体数

調査対象物質	検体数	定量 下限
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	140	0.001 ppm
トリブチルスズオキシド（TBTO）※	135	0.001 ppm
トリフェニルスズ（TPT）	135	0.001 ppm
ドリン類 （アルドリン、エンドリン、ディルドリン）	各 40	0.001 ppm
クロルデン類 （trans-クロルデン、cis-クロルデン、 オキシクロルデン、trans-ノナクロル、 cis-ノナクロル）	各 40	0.001 ppm

※トリブチルスズ化合物（TBT）については、昭和60年4月当時の厚生省通知により、市場流通する魚介類を対象に検査の実施が求められているTBTO（トリブチルスズ化合物の一種）に換算した。

3 分析方法

(1) PCB

衛生試験法注解（2000）準拠法
試料に標準物質を添加し、回収率が70～120%の許容範囲にあることを確認した。

(2) TBTO 及び TPT

EPA METHOD 8323 (US EPA, 2003) 準拠法
試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

(3) ドリン類及びクロルデン類

健安研セ年報 56, p211, 2005 準拠法
食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン（平成22年12月厚生労働省通知）に従い、真度、併行精度及び室内精度が目標値（真度70～120%、併行精度25%未満、室内精度30%未満）に適合していることを確認した。

4 調査機関

健康安全研究センター
一般財団法人 日本食品検査

5 調査結果

各物質の検出状況は、表2-8-15のとおりである。
個別の検体に関する検査結果は、表2-8-16～表2-8-18のとおりである。

表 2-8-15 令和5年度流通魚介類の実態調査結果

単位：ppm（湿重量）

物質名		検体数	検出数	検出率 (%)	最大検出値	平均※
PCB		140	106	75.7	2.478	0.027
TBTO		135	20	14.8	0.008	0.000
TPT		135	77	57.0	0.048	0.005
ドリン類	アルドリリン	40	0	0	—	—
	エンドリン	40	0	0	—	—
	ディルドリン	40	1	2.5	0.001	0.000
クロルデン類	trans-クロルデン	40	1	2.5	0.001	0.000
	cis-クロルデン	40	2	5.0	0.004	0.000
	オキシクロルデン	40	0	0	—	—
	trans-ノナクロル	40	4	10.0	0.007	0.000
	cis-ノナクロル	40	2	5.0	0.003	0.000

※検査結果が定量下限未満（ND）であった物質を0として算出した。

(1) PCB

140 検体中 106 検体（75.7%）から PCB を検出した。最大値はボラの 2.478 ppm であった。いずれの検体も、厚生省による暫定的規制値（昭和 47 年 8 月 24 日付環食第 442 号「食品中に残留する PCB の規制について」、内海内湾魚介類：3 ppm、遠洋沖合魚介類：0.5 ppm）を下回った。

(2) TBTO

135 検体中 20 検体（14.8%）から TBTO が検出された。最大値はタチウオの 0.008 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、当該タチウオを一日当たり 1,875 g 喫食しないと、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）による経口暴露に対する指針値 0.0003 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 33.3 g（「令和元年東京都民の健康・栄養状況」）であることから、最大値を示した検体も、食品として低い値であると考えられる。

(3) TPT

135 検体中 77 検体（57.0%）から TPT が検出された。最大値はシロアシエビの 0.048 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、一日当たり 521 g 喫食しないと、JMPR による一日摂取許容量 0.0005 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 33.3 g（「令和元年東京都民の健康・栄養状況」）であることから、最大値を示した検体も、食品としては低い値であると考えられる。

(4) 農薬（ドリン類及びクロルデン類）

40 検体を検査した。

ドリン類はボラ 1 検体からディルドリン 0.001 ppm 検出された。アルドリリン及びエンドリンは検出されなかった。いずれの検体も魚介類に係る食品衛生法の基準値（アルドリリン及びディルドリンの和として 0.01 ppm）を下回った。

クロルデン類のうち、ボラ 1 検体から trans-クロルデン 0.002 ppm、cis-クロルデン 0.004 ppm が、ギンダラ 1 検体から cis-クロルデン 0.002 ppm がそれぞれ検出された。いずれの検体も魚介類に係る食品衛

生法の基準値（trans-クロルデン、cis-クロルデン及びオキシクロルデンの和として 0.05 ppm）を下回った。

また、trans-ノナクロルが 4 検体から 0.001～0.007 ppm、cis-ノナクロルが 2 検体から 0.002～0.003 ppm それぞれ検出された。trans-ノナクロル及び cis-ノナクロルについては、食品衛生法の基準値はないが、過去の検出値と大きな変化はなかった。

6 まとめ

(1) PCB は 140 検体中 106 検体（75.7%）、TBT0 は 135 検体中 20 検体（14.8%）、TPT は 135 検体中 77 検体（57.0%）から検出された。

(2) ドリン類（3 種類）のうちディルドリンが 40 検体中 1 検体（2.5%）検出された。アルドリン及びエンドリンは検出されなかった。

また、クロルデン類（5 種類）のうち、trans-クロルデンが 40 検体中 1 検体（2.5%）、cis-クロルデンが 40 検体中 2 検体（5.0%）、trans-ノナクロルが 40 検体中 4 検体（10.0%）、cis-ノナクロルが 40 検体中 2 検体（5.0%）から検出された。オキシクロルデンは検出されなかった。

(3) PCB、TBT0、TPT、ドリン類及びクロルデン類の検出値は、いずれも食品衛生法の基準値等の範囲内であり、食品安全上問題となるものではなかった。

用語説明

PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
TBT0	トリブチルスズオキシドの略。TBT 化合物のうちの一種で、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の第一種特定化学物質に指定されている。
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質がある TPT 化合物の総称
ドリン類	有機塩素系農薬
クロルデン類	有機塩素系農薬
ppm（ピーピーエム）	濃度の単位で 100 万分の 1 を表す。 この調査においては $\mu\text{g/g}$ と同じ意味

表 2-8-16 令和5年度流通魚介類のPCB検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※
アイナメ	0.002	内	キアンコウ	ND	遠	タイラギ	ND	内	マダイ	0.017	内
アイナメ	0.001	内	キジハタ	0.002	内	タイラギ	ND	内	マダイ	0.002	内
アイナメ	0.004	内	キダイ	0.002	内	タカベ	0.002	内	マダコ	0.002	内
アオダイ	ND	内	キチジ	0.007	遠	タチウオ	0.442	内	マダラ	0.006	遠
アオハタ	0.002	内	キチヌ	0.051	内	タチウオ	0.158	内	マダラ	ND	遠
アオメエソ	0.002	遠	ギンザケ	0.002	遠	チダイ	0.003	内	マダラ	ND	遠
アオメエソ	0.003	遠	ギンザケ	0.001	遠	トクビレ	0.007	内	マトウダイ	0.002	内
アオリイカ	0.004	内	ギンザケ	0.006	遠	トビウオ	ND	遠	マナガツオ	0.009	内
アカアマダイ	0.001	内	ギンダラ	0.051	遠	トビウオ	ND	遠	マナマコ	0.002	内
アカガイ	ND	内	ギンダラ	0.021	遠	ナイルアカメ	ND	内	マボヤ	ND	内
アカガイ	ND	内	キンメダイ	0.002	内	ナミガイ	0.001	内	ミルクイ	ND	内
アカカマス	0.007	内	キンメダイ	0.022	内	ニジマス	0.008	内	ムツ	ND	内
アカカマス	0.025	内	キンメダイ	0.005	内	ニシン	0.011	遠	メイトガレイ	0.007	遠
アカカマス	0.010	内	クロウシノシタ	0.001	遠	バカガイ	0.001	内	メイチダイ	0.002	内
アカシタビラメ	0.001	遠	クロガレイ	0.001	内	ハマグリ	ND	内	メカジキ	0.001	遠
アカハタ	0.001	内	クロソイ	0.002	内	ハマグリ	ND	内	メジナ	0.005	内
アカムツ	0.013	内	クロダイ	0.002	内	ハマダイ	ND	内	メダイ	ND	内
アサリ	ND	内	クロダイ	0.008	内	ヒラマサ	0.008	内	メダイ	ND	内
アユ	0.003	内	クロムツ	0.001	内	ヒラメ	0.016	遠	モロトゲアカエビ	ND	内
アラ	0.002	内	クロムツ	0.001	内	ヒラメ	0.001	遠	ヤリイカ	ND	内
イサキ	0.002	内	ケンサキイカ	0.001	内	ヒラメ	0.001	遠			
イサキ	0.004	内	コノシロ	0.009	内	フエダイ	0.001	内			
イシダイ	0.001	内	コノシロ	0.027	内	ブリ	0.013	内			
イセエビ	ND	内	サザエ	ND	内	ブルーシュリンプ	ND	内			
イトヨリダイ	0.001	内	サメガレイ	0.027	内	ヘダイ	0.009	内			
イボダイ	0.015	内	サラガイ	0.001	内	ホウボウ	0.003	内			
イワガキ	0.002	内	サワラ	0.040	内	ホタテガイ	ND	内			
ウスメバル	0.002	内	サワラ	0.005	内	ボラ	0.007	内			
ウスメバル	ND	内	サワラ	0.020	内	ボラ	2.478	内			
ウバガイ	ND	内	サンマ	0.003	遠	ホンビノスガイ	0.004	内			
ウバガイ	ND	内	シバエビ	0.002	内	マアジ	0.002	内			
エゾボラ	ND	内	シマアジ	0.004	内	マアナゴ	0.005	内			
オキメダイ	0.004	内	シロアシエビ	ND	内	マイワシ	0.004	遠			
カツオ	0.001	遠	シロギス	0.004	内	マイワシ	0.006	遠			
カツオ	0.001	遠	シロギス	ND	内	マイワシ	0.004	遠			
カツオ	0.002	遠	シログチ	0.004	内	マガキ	0.003	内			
カツオ	0.004	遠	スズキ	0.008	内	マコガレイ	0.001	遠			
カワハギ	ND	内	スズキ	0.036	内	マゴチ	0.004	内			
カンパチ	0.009	内	スルメイカ	ND	遠	マゴチ	0.004	内			
カンパチ	0.002	内	タイセイヨウサバ	0.008	遠	マサバ	0.008	遠			

昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」の定義に基づく。

内：内海内湾産魚介類（暫定規制値 3ppm） 遠：遠洋沖合魚介類（暫定規制値 0.5ppm）

表 2-8-17 令和5年度流通魚介類のTBTO及びTPT検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値		魚種	検出値		魚種	検出値	
	TBTO	TPT		TBTO	TPT		TBTO	TPT
アイナメ	ND	0.003	クロダイ	ND	0.001	ハマグリ	ND	0.003
アイナメ	ND	0.007	ケンサキイカ	ND	0.010	ヒラマサ	ND	0.001
アオリイカ	ND	0.002	ケンサキイカ	ND	0.011	ヒラメ	ND	0.012
アオリイカ	0.003	0.003	コノシロ	ND	ND	ヒラメ	ND	0.011
アカガイ	ND	ND	コノシロ	ND	ND	ヒラメ	ND	ND
アカガイ	ND	ND	ゴマサバ	ND	0.006	ブリ	ND	ND
アカガイ	0.001	0.003	ゴマサバ	ND	0.024	ブリ	ND	ND
アカガレイ	ND	0.003	サザエ	ND	0.001	ブリ	ND	0.005
アサリ	ND	ND	サザエ	ND	ND	ブリ	ND	ND
アサリ	0.002	ND	サラガイ	0.001	ND	ブリ	ND	0.029
アサリ	0.001	ND	サワラ	0.002	0.018	ホタテガイ	ND	ND
アサリ	ND	0.006	サンマ	ND	ND	ホタテガイ	ND	ND
アワビ	ND	0.002	シマアジ	ND	ND	ホタテガイ	ND	ND
イサキ	ND	0.007	シマアジ	ND	ND	ホタルイカ	ND	0.011
イサキ	ND	0.006	シマアジ	0.003	ND	ホッケ	ND	0.008
イワガキ	0.006	ND	シマアジ	ND	ND	ホッコクアカエビ	ND	0.042
イワガキ	ND	ND	シラエビ	0.001	0.004	ホッコクアカエビ	ND	0.039
ウシエビ	ND	ND	シロアシエビ	ND	ND	ホンビノスガイ	0.004	0.001
ウシエビ	ND	ND	シロアシエビ	ND	0.048	マアジ	ND	0.005
ウスメバール	ND	0.007	シロギス	ND	0.003	マアジ	ND	0.009
ウチムラサキ	0.007	ND	シロギス	ND	ND	マアナゴ	ND	0.015
ウバガイ	0.001	ND	シログチ	ND	0.007	マイワシ	ND	0.001
ウバガイ	ND	ND	スズキ	ND	ND	マガキ	ND	ND
エゾイシカゲガイ	ND	ND	スズキ	0.001	0.003	マガレイ	ND	0.001
エゾバイ	ND	ND	スズキ	0.003	0.003	マコガレイ	ND	ND
エゾボラ	ND	ND	スルメイカ	ND	0.013	マゴチ	ND	0.005
エッチュウバイ	ND	0.024	スルメイカ	ND	0.016	マサバ	ND	0.010
エッチュウバイ	ND	0.029	タイセイヨウサケ	ND	ND	マサバ	0.002	0.005
エビ（ニューカレドニア産）	ND	ND	タイセイヨウサケ	ND	ND	マサバ	0.002	0.007
カサゴ	ND	0.003	タイセイヨウサケ	ND	ND	マダイ	ND	ND
カサゴ	ND	0.011	タチウオ	ND	0.006	マダイ	ND	ND
カツオ	ND	0.005	タチウオ	0.008	0.006	マダイ	ND	0.003
カツオ	ND	0.006	チダイ	ND	0.008	マダコ	ND	0.003
カツオ	ND	0.005	ツブガイ	ND	0.002	マダコ	ND	ND
カワハギ	ND	0.002	トビウオ	ND	0.003	マハタ	0.002	ND
カワハギ	0.002	0.002	トリガイ	ND	ND	マボヤ	ND	ND
カンパチ	ND	0.003	トリガイ	ND	ND	マボヤ	ND	ND
カンパチ	ND	0.006	トリガイ	ND	ND	ムラサキイガイ	ND	ND
カンパチ	ND	0.004	ナミガイ	ND	ND	ムラサキイガイ	ND	ND
ギンザケ	ND	ND	ナミガイ	ND	ND	ムラサキイガイ	ND	ND
キンメダイ	ND	0.014	ニシン	ND	0.005	メダイ	ND	0.006
クロガレイ	ND	0.001	ババガレイ	ND	ND	メダイ	ND	0.007
クロソイ	ND	0.002	ハマグリ	ND	0.008	メバル	ND	0.006
クロダイ	ND	0.003	ハマグリ	0.002	ND	ヤリイカ	ND	0.002
クロダイ	ND	0.002	ハマグリ	ND	ND	ヤリイカ	ND	0.002

表 2-8-18 令和5年度流通魚介類のドリン類及びクロルデン類検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	ドリン類			クロルデン類				
	アルドリン	エンドリン	ディルドリン	t-クロルデン	c-クロルデン	oキシクロルデン	t-ノナクロル	c-ノナクロル
アイナメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アオハタ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカハタ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イサキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
インダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イトヨリダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イワガキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
オキメダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カツオ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
キチジ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND
ギンザケ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ギンダラ	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	0.007	0.002
キンメダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロウシノシタ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロソイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロムツ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ケンサキイカ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
コノシロ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
サザエ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
サワラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シバエビ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シログス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
タイラギ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
チダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
トビウオ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ニジマス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハマグリ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヒラマサ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ホウボウ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ボラ	ND	ND	0.001	0.002	0.004	ND	0.007	0.003
マアジ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マゴチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マダラ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND
マナガツオ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ムツ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メイトガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
モロトゲアカエビ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

第6 汚染米調査

カドミウム及び残留農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・精米工場）で米穀を採取し、カドミウム及び残留農薬等の含有量調査を実施している。

食品衛生法により、米に含有されるカドミウム及びその化合物は、玄米及び精米中にカドミウムとして0.4 ppmを超えて含有するものであってはならないと定められている。0.4 ppmを超えてカドミウムを検出した場合、都内の当該在庫米の流通停止、及び市場からの排除を行うとともに、農林水産省関東農政局東京都拠点を通じ、生産道府県に対して出荷停止、在庫米の調査、原因の究明等を要請する。

1 検査対象品目

都内に搬入される米穀

2 実施対象施設

都内に米穀倉庫を有する事業者

3 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター

4 検査結果（表2-8-19）

119品目をカドミウム検査に供したところ、基準を超えて検出するものはなかった。

また、そのうち19品目を残留農薬検査に供したところ、6品目から残留農薬を検出したが、基準は超過しなかった。検査対象農薬は表2-8-20のとおり。

表2-8-19 検査結果

	カドミウム	残留農薬
検査品目数	119	19
検出品目数	108	6
基準超過品目数	0	0
最小値 - 最大値 (ppm)	ND - 0.17	ND - 1.1

ND:検出下限（0.01 ppm）未満

表2-8-20 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (10種類)	殺虫剤 (10種類)	EPN、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、ビリミホスメチル、プロフェノホス、マラチオン、メチダチオン
カーバメート系農薬 (8種類)	殺虫剤 (7種類)	イソプロカルブ、カルバリル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (31種類)	殺虫剤 (11種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、エチプロール、クロチアニジン、クロラントラニリプロール、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ブプロフェジン
	殺菌剤 (18種類)	アゾキシストロビン、イソプロチオラン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、トリシクラゾール、ピラクロストロビン、フェンブコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロビコナゾール、ミクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル
	除草剤 (2種類)	シマジン、プロメトリン
その他 (1種類)		臭素

第9節 食品表示法（品質事項・保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示対策

東京都では、平成15年4月に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（現・「日本農林規格等に関する法律」、以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局（現・生活文化スポーツ局）から健康局（現・保健医療局）に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれた。

平成27年4月に、JAS法と健康増進法の食品表示に係る事項は食品表示法に統合され、JAS法由来の事項は品質事項、健康増進法由来の事項は保健事項と定義された。

東京都では、食品衛生法関係各部署等との連携の下、事業者に対する食品表示法（品質事項・保健事項）に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

第1 食品表示法（品質事項）等に基づく表示の適正化

自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資するため、食品表示法（品質事項）に基づく食品表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、原産地、食品関連事業者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びカットフルーツの4品目については、食品表示法に基づく基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や調査を行っている。

1 指導・相談（表2-9-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。さらに平成24年度から、健康安全研究センターに食品表示監視班を2班設置し、専門性の高い調査を実施している。

表2-9-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	4,262件
指示・文書指導	0件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化スポーツ局所管）に基づき委嘱された都民100人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、令和5年度は560店舗を調査し、10件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-9-2）。

また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表 2-9-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	11回
消費生活調査員研修会	1回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-9-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を開催している。（表2-9-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品表示法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表 2-9-3

回数(年月日)	会 場	登録者数※
第1回(6年1月10日)	都庁大会議場	362人
第2回(6年2月28日)	都庁大会議場	155人
計		517人

※ 登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (ア) イオントップバリュ株式会社の食品表示への取組について／イオントップバリュ株式会社品質保証室
- (イ) 新たなアレルギー表示義務・推奨対象品目について／消費者庁 食品表示企画課

表 2-9-4

開催年月日	会場	受講者数
5年12月11日	杉並公会堂	448人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示は食品表示法等に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分けることが困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、食品表示法（品質事項）に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀店）

(3) 実施及び分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確

認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導（表 2-9-5）

表示されていた品種と中身が不一致であった袋詰精米は7件であった。この7件については、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-9-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200 件	193 件	7 件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物（生鮮食品）については、食品表示法（品質事項）に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート等）及びインターネット販売からの購入

(3) 分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(5) 判定結果（表 2-9-6）

「黒毛和種である可能性は極めて低い」という判定結果となったものはなかった。

表 2-9-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50 件	50 件	0 件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

食品表示法（品質事項）に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆加工品 40 検体、とうもろこし加工品 40 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 分析機関

健康安全研究センター

4 分析方法

「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に準拠し、定性分析を行った。

5 検査結果（表 2-9-7、表 2-9-8）

(1) 分析対象の 80 検体のうち、とうもろこし加工品 2 検体、大豆加工品 11 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した 13 検体について、分別生産流通管理（IP ハンドリング）※の実施状況を確認したところ、13 検体について適切に実施されており、表示違反となる食品はなかった。

※ 分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること（その旨が書類により証明されたものに限る。）をいう。

* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、I P
ハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混
入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入

として、食品表示法上は「遺伝子組換え」に関する表
示をしなくてもよいとされている。

表 2-9-7

(令和5年度)

対 象 品 目		検体数	検査結果		
			検出 せず	検出 ^{※1}	検査不能 ^{※2}
とうも ろこし 加工品	スナック菓子	4	2	2	-
	スイートコーン	24	24	-	-
	コーンスープ	11	11	-	-
	その他のとうもろこし加工品	1	1	-	-
合 計		40	38	2	0

※1 「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に基づき
定性分析のみ実施

※2 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

表 2-9-8

(令和5年度)

対 象 品 目		検体数	検査結果		
			検出 せず	検出 ^{※1}	検査不能 ^{※2}
大 豆 加工品	豆腐	9	6	3	-
	豆乳類	1	1	-	-
	大豆水煮	1	1	-	-
	きな粉	16	16	-	-
	その他の大豆加工品	13	5	8	-
合 計		40	29	11	0

※1 「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に基づき
定性分析のみ実施

※2 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

第4 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく表示の適正化

国民の健康の保持及び増進に資するため、食品表示法（保健事項）に基づく食品表示基準、健康増進法に基づく特別用途食品制度及び誇大表示の禁止の規定がある。

食品表示基準では、一般の消費者に販売される加工食品等について、栄養成分表示が義務付けられている（一部省略規定あり）。また、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従い、その栄養成分の機能を表示している「栄養機能食品」、食品の安全性と機能性に関する科学的根拠を、販売前に消費者庁長官に届け出ることにより、事業者の責任において表示することができる「機能性表示食品」についても規定されている。

特別用途食品制度は、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、健康増進法に定められている。特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も、特別用途食品に含まれる。なお、食品表示基準においては、栄養機能食品、機能性表示食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発、相談指導、監視指導等により、表示の適正化を図っている（下記の実績は全て食品監視課及び都保健所における実施件数であり、区部、八王子市及び町田市は含まない。）。

1 普及啓発・相談指導等

特別用途食品、栄養成分表示及び健康の保持増進効果に関する誇大表示の禁止に関して、パンフレット「栄養成分表示ハンドブック」等を作成するとともに、講習会開催により普及啓発を行っている。

また、表示適正化のために事業者からの表示方法等に関する相談指導を行っている。

令和5年度の講習会の参加人数は4,218人、相談件数は579件であった。

2 監視指導

保健所では、販売施設等において、健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づき食品の容器包装等の表示及び広告の監視指導を行っている。

令和5年度の立入指導施設数は143軒、不適正表示指導件数は138件であった。

3 収去検査

表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品を収去し、栄養成分及び表示内容について検査を行い、不適正な食品については指導等の対応を行っている。

(1) 対象品目

特別用途食品（特定保健用食品を含む。）及び栄養表示食品（栄養機能食品及び機能性表示食品を含む。）

(2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の販売施設等

(3) 検査項目

ア 表示内容検査
イ 栄養成分検査

(4) 検査実施機関

ア 表示内容検査 都保健所
イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

(5) 実施結果

実施結果は表2-9-9のとおりであった。50品目について検査を行ったところ、不適正な表示（要調査及び不適正疑いを含む。）が認められたのは、栄養成分検査で2品目であった。

表2-9-9 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（令和5年度）

区 分	収去件数	適 正	不 適 正※		
			合 計	表示内容	栄養成分 分析結果
特別用途食品	9	8	1	-	1
栄養表示食品	41	40	1	1	-

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

第10節 食品衛生自主管理認証制度

第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係営業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証を受けようとする食品関係営業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、東京都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

なお、HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、令和3年5月末で新規認証及び更新手続を終了した。

第2 令和5年度の主な取組

(1) 認証施設の公表（表2-10）

食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で認証施設を公表しており、令和5年度末の公表施設は649となった。

表2-10 (令和5年度末)

認証区分	認証施設数
給食	108
調理	388
製造	94
加工	21
販売	34
氷雪販売	1
魚介類せり売	3
合 計	649

(2) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導等を実施した。

第11節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度、法に基づく自主回収届出制度

第1 食品安全条例に基づく自主回収報告制度の概要

東京都食品安全条例では、①事業者責任を基礎とする安全確保、②最新の科学的知見に基づく安全確保、③都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から実施してきた。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

東京都内に事業拠点を有する食品関係事業者（特定事業者）が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれにより自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により東京都知事への報告を義務付けるものである。

また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

令和3年6月、法に基づく自主回収届出制度が施行されたことに伴い、これまで運用してきた食品安全条例に基づく自主回収報告制度を廃止し、国の制度に一本化した。

第2 法に基づく自主回収届出制度の概要

平成30年に食品衛生法及び食品表示法が改正され、令和3年6月1日から食品等に関わる事業者が食品等の自主回収（リコール）を行った場合、食品衛生法及び食品表示法に基づき、自主回収情報を行政に届け出ることが義務化され、届け出られた情報を国のシステム（食品衛生申請等システム）で確認することが可能となった。

本制度は、届け出られた情報を消費者にシステムにより一元的かつ速やかに提供することで、対象食品の喫食を防止し、健康危害を未然に防ぐとともに、行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、食品衛生法、食品表示法違反の防止を図るものである。

第3 法に基づく自主回収届出の国への報告

令和5年4月から令和6年3月の間に事業者からのべ59件の届出（内訳：食品衛生法に基づく届出21件、食品表示法に基づく届出38件）を受けた。これらの届出については、健康危害の発生の可能性に係るクラス分類を行い、国へ報告した（表2-11-1、表2-11-2）。

表2-11-1 食品衛生法に基づく自主回収届出の内訳※1

（令和5年4月～令和6年3月）

食品分類	件数	回収理由					
		違反品と別ロット品	農薬	異物混入	指定外添加物	成分規格不適	その他
合計	21	0	4	0	0	0	17
農産食品	8	－	4	－	－	－	4
畜産食品	1	－	－	－	－	－	1
水産食品	2	－	－	－	－	－	2
飲料・水	0	－	－	－	－	－	－
添加物	0	－	－	－	－	－	－
器具・容器包装	0	－	－	－	－	－	－
その他※2	10	－	－	－	－	－	10

※1 八王子市、町田市を除く多摩地区、島しょ地区及び市場衛生検査所で届出のあったもの

※2 弁当、菓子など

表2-11-2 食品表示法に基づく自主回収届出の内訳※1

（令和5年4月～令和6年3月）

食品分類	件数	回収理由※2				
		名称	アレルギー表示	レーフェニルアミン	期限表示	その他
合計	38	10	31	0	10	3
農産食品	5	2	3	－	3	－
畜産食品	0	－	－	－	－	－
水産食品	3	－	－	－	3	1
飲料・水	0	－	－	－	－	－
添加物	0	－	－	－	－	－
その他※3	30	8	28	－	4	2

※1 八王子市、町田市を除く多摩地区及び島しょ地区で届出のあったもの

※2 1つの届出に複数の回収理由が存在する場合があるため、回収理由の合計は件数と一致しない。

※3 弁当、菓子など

第12節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係事業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル、動画等の衛生教材等を製作、配布、掲示及び配信することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

第1 食の安全に関する相談

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-1 (令和5年度)

内容	相談件数		合計
	電話	窓口	
営業許可	16,808	16,023	32,831
表示	2,367	1,013	3,380
規格・基準	1,147	579	1,726
食中毒	4,569	778	5,347
残留農薬	333	188	521
輸入食品	316	111	427
添加物	329	167	496
新規開発食品	31	27	58
食用の可・不可に関する疑義	839	465	1,304
マスコミ報道に関する事項	872	284	1,156
その他 ^注	10,766	7,165	17,931
合計	38,377	26,800	65,177

注「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者
 - ・調理師免許・製菓衛生師免許
 - ・HACCP に沿った衛生管理
 - ・新型コロナウイルス対応
 - ・臨時出店・行事開催
- 等

第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体^注：都保健所、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-2 (令和5年度)

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	9	1,901
食品衛生街頭相談等	8	308
合計	17	2,209

注 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、中止となった事業もあった。

第3 情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行

実施主体：食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-3

(令和5年度)

名 称		発行回数	発行部数
パンフレット等 計		10	75,400
リーフレット	「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ～臨時出店について～」	1	2,200
リーフレット	「新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ～食品関係営業許可申請の手引～」	1	4,200
パンフレット	「大切です！食品表示 食品表示法 食品表示基準手引編」	1	6,000
パンフレット	「栄養成分表示ハンドブック」	1	5,000
リーフレット	「飲食店の皆さま 食物アレルギー対策に取り組みましょう」	1	10,000
リーフレット	「日本語で初めて表示をする人向け 加工食品の食品表示」	1	3,000
	「防ごう！アニサキス食中毒」(リーフレット)	1	10,000
	「防ごう！食中毒」(リーフレット)	1	20,000
	身近にある有毒植物 (パンフレット)	1	12,000
	食中毒ずかん	1	3,000
情報誌等 (都保健所)		31	73,469
情報誌等 (健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所)		10	15,417
合計		51	164,286

第4 食品衛生講習会

1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係営業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

表 2-12-4

(令和5年度)

			都保健所		都その他 ^{注4}		都合計	
			回数	人数	回数	人数	回数	人数
消費者	合計		11	243	43	773	54	1,016
営業者	合計		299	10,259	162	4,314	461	14,573
	実務講習会 A ^{注1}	許可更新	9	92	－	－	9	92
		業種・業態別	9	1,764	2	27	11	1,791
		集団給食	16	887	－	－	16	887
		責任者	22	1,711	－	－	22	1,711
		その他	6	244	－	－	6	244
	実務講習会 B ^{注2}	許可更新	68	823	－	－	68	823
		業種・業態別	39	1,008	23	1,005	62	2,013
		集団給食	32	1,208	－	－	32	1,208
		責任者	39	784	18	816	57	1,600
		その他	41	1,102	34	753	75	1,855
	その他 ^{注3}		18	636	85	1,713	103	2,349
注1 2時間講習 食品衛生責任者対象								
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象								
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等								
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所								

2 その他の講習会等

(1) 輸入食品関係事業者衛生講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係営業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を年1回開催し、営業者の自主管理について一層の推進を図っている。

令和5年度については、動画配信により講習会を開催した。

配信期間 令和6年1月18日から2月2日まで

聴講者数 597名

内容 ・輸入食品等の違反事例及びその対応について
 ・アレルギー表示制度の今後の動向

(2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

令和5年度は動画配信により実施した。

配信期間 令和5年12月5日から令和6年1月26日まで

形式 動画配信

聴講者数 430名

内容 ・法令解説
 ・外部講師による講演

第5 食の安全都民フォーラム

1 食の安全都民フォーラム（シンポジウム型）

食の安全に関する様々な問題について、都民、事業者、行政等が正しい情報を共有し、理解を深めることにより、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し、シンポジウム形式で意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を開催している。

令和5年度は、「おいしく安全に肉料理を楽しむには」をテーマとし、動画配信により実施した（視聴回数1,721回）。

2 食の安全調査隊

参加者の主体的な取組を通じたリスクコミュニケーションの充実に向け、平成19年度から、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動を実施している。

令和5年度は、小学生を対象とした「食の安全こども調査隊」として、食中毒予防に関する学習資材を用いた自宅学習形式で実施した（小学生150名が参加）。

3 食の安全都民講座

食品安全に係るリスクコミュニケーションの一層の充実に向け、平成27年度から、少人数での講義やグループワーク等を行う「食の安全都民講座」を開催している。

表 2-12-5 令和5年度 食の安全都民講座開催状況

	開催日	テーマ	形 式	人数・ 視聴回数
第1回	7月14日から 10月2日まで	煮ても焼いても食中毒	講義動画をウェブ配信	3,571回
第2回	10月3日から 3月31日まで	どうするノロウイルス	講義動画をウェブ配信	4,187回
第3回	11月7日から 12月28日まで	学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会	講義動画をウェブ配信	1,604回
第4回	3月15日	有毒植物の見分け方講座	集合形式	28名

第6 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品監視課、健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）、保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするインターネットでの情報提供を行っている。

1 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。

令和5年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品の違反及び苦情、都内流通食品の放射性物質検査結果等）、食品衛生自主管理認証制度、食品の自主回収情報等である。

2 健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）のホームページ

健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。主な掲載内容は、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、食品安全FAQ、磨け！選択眼、健康食品ナビ及び印刷物関係等である。令和5年度は、健康食品の試買調査結果、食品安全情報評価委員会で評価検討された安全情報等及び最新の食品衛生情報を随時ホームページに掲載した。

3 保健所等のホームページ

令和5年度は6保健所、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っている。

4 メールマガジン

平成16年度から月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。令和6年3月末の読者数は5,390名であった。

第13節 その他の事業

第1 シアン化合物含有豆類の取扱状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号で「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知で既存の

通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日で廃止し、新たに実施要領を定め、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が令和5年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-13-1のとおりである。

表2-13-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(令和5年度)

			合計		ベビーライマ豆		バター豆		ラージライマ豆	
			袋数	重量 (t)	袋数	重量 (t)	袋数	重量 (t)	袋数	重量 (t)
令和4年度総計			20,985	618.8	746	22.4	20,239	596.4	－	－
令和5年度総計			18,710	561.3	475	14.4	18,235	546.9	－	－
内 訳	令和5年	4月	2,117	63.5	－	－	2,117	63.5	－	－
		5月	1,198	35.9	38	1.1	1,160	34.8	－	－
		6月	1,208	36.2	50	1.5	1,158	34.7	－	－
		7月	1,076	32.3	32	1.0	1,044	31.3	－	－
		8月	1,232	37.0	10	0.3	1,222	36.7	－	－
		9月	1,528	45.8	－	－	1,528	45.8	－	－
		10月	2,103	63.1	52	1.6	2,051	61.5	－	－
		11月	2,164	64.9	73	2.2	2,091	62.7	－	－
		12月	1,966	59.0	22	0.7	1,944	58.3	－	－
	令和6年	1月	1,568	47.0	80	2.4	1,488	44.6	－	－
		2月	1,267	38.1	15	0.5	1,252	37.6	－	－
		3月	1,283	38.5	103	3.1	1,180	35.4	－	－

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表 2-13-2 及び表 2-13-3 に取りまとめた。

1 旅館及び宿泊所

表 2-13-2 月別の利用学校数及び利用人数

(令和 5 年度)

		令和 5 年									令和 6 年			合計
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
小学校	学校数	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2
	利用人数	-	-	-	-	-	81	-	33	-	-	-	-	114
中学校	学校数	6	5	3	-	-	-	5	6	-	-	1	-	26
	利用人数	411	588	519	-	-	-	486	501	-	-	112	-	2,617
高等学校	学校数	-	1	3	1	4	-	3	-	4	1	-	1	18
	利用人数	-	18	372	47	88	-	632	-	623	64	-	18	1,862
養護学校等	学校数	-	2	1	1	-	1	-	-	-	-	1	-	6
	利用人数	-	69	4	14	-	12	-	-	-	-	12	-	111
合 計	学校数	6	8	7	2	4	2	8	7	4	1	2	1	52
	利用人数	411	675	895	61	88	93	1,118	534	623	64	124	18	4,704

2 食事提供施設及び弁当調製所

表 2-13-3 月別の利用学校数及び利用人数

(令和 5 年度)

		令和 5 年									令和 6 年			合計
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
小学校	学校数	-	-	4	-	-	-	8	16	2	-	-	-	30
	利用人数	-	-	80	-	-	-	641	1,740	165	-	-	-	2,626
中学校	学校数	28	10	18	-	-	8	1	2	-	-	-	-	67
	利用人数	2,930	1,469	3,566	-	-	463	55	139	-	-	-	-	8,622
高等学校	学校数	-	-	2	-	1	2	5	2	2	-	1	1	16
	利用人数	-	-	239	-	11	133	413	379	123	-	174	136	1,608
養護学校等	学校数	-	-	-	-	-	4	6	1	1	-	-	1	13
	利用人数	-	-	-	-	-	93	184	23	10	-	-	12	322
合 計	学校数	28	10	24	-	1	14	20	21	5	-	1	2	126
	利用人数	2,930	1,469	3,885	-	11	689	1,293	2,281	298	-	174	148	13,178